

平成29年 「北海道アイヌ生活実態調査」の実施結果について（概要）

1 調査の目的

この調査は、北海道におけるアイヌの人たちの生活実態を把握し、今後の総合的施策のあり方を検討するため、必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査の対象

この調査における「アイヌ」とは、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」としている。

調査の対象となったのは、各市町村が把握することのできたアイヌの人たちであり、道内に居住しているアイヌの人たちの全数とはなっていない。

3 調査の時点

平成29年11月1日

4 調査の種類

次の4つの調査を実施した。

(1) 市町村調査	アイヌの人たちが居住する市町村を対象として、生活、教育の状況などを市町村が調査
(2) 地区調査	各市町村のアイヌの人たちが居住する地区を対象として、生活保護、課税の状況などを市町村が調査
(3) 世帯調査	無作為抽出した291世帯を対象として、家族、所得、住居等の状況などを知事が委嘱した調査員が、面接により調査
(4) アンケート調査	世帯調査の実施世帯における15歳以上の世帯員を対象として、今後の対策や差別などを知事が委嘱した調査員が、面接により調査（671人）

5 調査の結果

調査の対象としたアイヌの人たちは、5,571世帯、13,118人であり、前回調査（平成25年）との比較では、1,309世帯、3,668人の減となっている。

主な項目を前回調査と比較すると、生活保護率は減少しており、昭和47年調査以降、アイヌ居住市町村との格差は連続して減少している。

高校、大学への進学率はそれぞれ増加しているが、大学進学率についてはいまだ格差が見られる。

一方で、アイヌ居住市町村や全道との比較においては、いろいろな項目においていまだ格差が存在するとともに、現在もいわれのない差別があるということが結果に表れている。

現在、国が進めているアイヌ政策の再構築において特に望むものとしては、子弟教育が最も高く、次いで生活と雇用安定、文化の保存伝承のための対策があげられている。

主な調査結果は以下のとおり。

(1) 「市町村調査」の結果

① 調査の対象としたアイヌの人たちの状況

区 分	今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
アイヌ居住市町村数	63市町村	66市町村	▲3市町村
アイヌの世帯数	5,571世帯	6,880世帯	▲1,309世帯
アイヌの人数	13,118人	16,786人	▲3,668人

② 生活の状況〔生活保護率の状況〕

区 分	今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
アイヌの人たち	36.1‰	44.8‰	▲8.7ポイント
アイヌ居住市町村	32.1‰	33.1‰	▲1.0ポイント

※ 生活保護率の単位は「‰」（パーミル＝千分率）

③ 教育の状況〔進学率の状況〕

区 分		今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
高 校	アイヌの人たち	9 5 . 1 %	9 2 . 6 %	+ 2 . 5 ポイント
	アイヌ居住市町村	9 8 . 8 %	9 8 . 6 %	+ 0 . 2 ポイント
大 学	アイヌの人たち	3 3 . 3 %	2 5 . 8 %	+ 7 . 5 ポイント
	アイヌ居住市町村	4 5 . 8 %	4 3 . 0 %	+ 2 . 8 ポイント

④ 就業者の状況〔15歳以上の就業者〕

区 分		今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
第一次産業	農 業 ・ 林 業	8 . 1 %	9 . 7 %	▲ 1 . 6 ポイント
	漁 業	2 7 . 8 %	2 6 . 3 %	+ 1 . 5 ポイント
	小 計	3 5 . 9 %	3 6 . 0 %	▲ 0 . 1 ポイント
第二次産業	鉱業、採石業等	0 . 6 %	0 . 9 %	▲ 0 . 3 ポイント
	建 設 業	1 0 . 6 %	1 1 . 2 %	▲ 0 . 6 ポイント
	製 造 業	6 . 7 %	6 . 9 %	▲ 0 . 2 ポイント
	小 計	1 7 . 9 %	1 9 . 0 %	▲ 1 . 1 ポイント
第 三 次 産 業		3 5 . 3 %	4 0 . 4 %	▲ 5 . 1 ポイント
分 類 不 能 の 産 業		1 0 . 9 %	4 . 6 %	+ 6 . 3 ポイント

⑤ 農林漁業の状況

ア 経営耕地面積規模別及び専業・兼業農家の割合

区 分		今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
面 積 規模別	3 h a 未 満	2 8 . 2 %	2 4 . 4 %	+ 3 . 8 ㊦ ㊦
	3 ～ 1 0 h a 未 満	4 4 . 0 %	4 2 . 4 %	+ 1 . 6 ㊦ ㊦
	1 0 h a 以 上	2 7 . 8 %	3 3 . 2 %	▲ 5 . 4 ㊦ ㊦
専 業 ・ 兼 業 別	専 業	5 7 . 7 %	5 6 . 1 %	+ 1 . 6 ㊦ ㊦
	第 一 種 兼 業	2 7 . 8 %	3 0 . 2 %	▲ 2 . 4 ㊦ ㊦
	第 二 種 兼 業	1 4 . 5 %	1 3 . 7 %	+ 0 . 8 ㊦ ㊦

イ 経営形態別漁業経営体の割合

区 分		今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
漁 船	無 動 力	0.4%	0.3%	+0.1ポイント
	3 トン 未 満	32.1%	33.2%	▲1.1ポイント
	3 ～ 5トン未 満	14.3%	13.7%	+0.6ポイント
漁 業	5 ～ 10トン未 満	8.1%	10.7%	▲2.6ポイント
	10 トン 以 上	10.2%	4.1%	+6.1ポイント
小 型 定 置		0.6%	0.5%	+0.1ポイント
大 型 定 置		6.2%	8.6%	▲2.4ポイント
養 殖		22.3%	24.4%	▲2.1ポイント
そ の 他		5.8%	4.4%	+1.4ポイント

⑥ 住宅の状況〔持家住宅の老朽程度〕

区 分	今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
修 理 の 必 要 な し	50.4%	50.8%	▲0.4ポイント
小 修 理 を 要 す る	26.4%	32.4%	▲6.0ポイント
大 修 理 を 要 す る	5.9%	8.9%	▲3.0ポイント
修 理 不 能	0.6%	1.5%	▲0.9ポイント
増 改 築 を 要 す る	2.2%	3.2%	▲1.0ポイント
不 明	14.5%	3.2%	+11.3ポイント

(2) 「地区調査」の結果

① アイヌの人たちが居住する地区数

地区類型	今回調査	地 区 類 型 の 定 義
都 市 型	374地区	地区の主な産業が第二・三次産業で市街地を形成している地区
農 村 型	62地区	地区の主な産業が農林業による地区
漁 村 型	100地区	地区の主な産業が漁業による地区
民芸品製作型	1地区	地区の主な産業が民芸品製作販売による地区
混 合 型	109地区	上記2以上の類型が相半ばしている地区
地 区 全 体	646地区	

② 地区類型別世帯数・人数

地区類型	今 回 調 査		前 回 調 査		増 減	
	世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数
都 市 型	2,195世帯	4,982人	3,016世帯	7,047人	▲821世帯	▲2,065人
農 村 型	491世帯	1,034人	737世帯	1,723人	▲246世帯	▲689人
漁 村 型	964世帯	2,619人	1,190世帯	3,301人	▲226世帯	▲682人
民芸品製作型	48世帯	109人	52世帯	123人	▲4世帯	▲14人
混 合 型	1,505世帯	3,600人	1,885世帯	4,592人	▲380世帯	▲992人

(3) 「世帯調査」の結果

① 世帯の年間所得の状況

区 分	今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
100万円未満	5.2%	11.6%	▲6.4ポイント
100～199万円	14.4%	20.0%	▲5.6ポイント
200～349万円	22.3%	26.4%	▲4.1ポイント
350～499万円	19.2%	17.3%	+1.9ポイント
500万円以上	20.3%	16.7%	+3.6ポイント
未 回 答	18.6%	8.0%	+10.6ポイント

② 生活意識

区 分	今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
と っ と も 苦 し い	27.1%	27.3%	▲0.2ポイント
多 少 困 る 程 度	47.8%	50.3%	▲2.5ポイント
少 し ゆ と り が あ る	15.8%	17.7%	▲1.9ポイント
豊 か で あ る	1.0%	0.0%	+1.0ポイント
未 回 答	8.3%	4.7%	+3.6ポイント

(4) 「アンケート調査」の結果

①アイヌの人たちに対する施策の認知度及び利用度（新規調査）

知 っ て い た	79.4%
知 ら な か っ た	13.6%
無 回 答	7.0%
利用したことがある	53.4%
利用したことはない	21.9%
無 回 答	24.7%

② アイヌの人たちが必要としている対策（複数回答）

区 分	今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
教 育 の 充 実	70.3%	67.9%	+2.4ポイント
アイヌ文化の保存と伝承	36.2%	38.6%	▲2.4ポイント
生 活 と 職 業 の 安 定	51.1%	51.8%	▲0.7ポイント
産 業 の 振 興	21.4%	19.2%	+2.2ポイント
住宅や生活環境の整備	24.7%	19.4%	+5.3ポイント

③ 幼稚園、保育所、塾への通園状況

ア 幼稚園、保育所への通園状況

区 分	今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
幼 稚 園 の み	18.0%	15.7%	+2.3ポイント
保 育 所 の み	36.2%	36.3%	▲0.1ポイント
両 方	6.0%	4.4%	+1.6ポイント
通 っ て い ない	31.4%	39.2%	▲7.8ポイント
不 詳 ・ 無 回 答	8.3%	4.4%	+3.9ポイント

イ 塾への通園状況（家庭教師を含む）

区 分	今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
通 っ た	16.4%	16.9%	▲0.5ポイント
通 っ て い ない	80.6%	79.3%	+1.3ポイント
不 詳 ・ 無 回 答	3.0%	3.8%	▲0.8ポイント

④ 「アイヌである」と感じた時期

区 分	今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
小 学 校 入 学 前	16.4%	16.0%	+0.4ポイント
小 学 生 の 頃	27.1%	22.5%	+4.6ポイント
中 学 生 の 頃	9.8%	7.8%	+2.0ポイント
高 校 生 の 頃	3.4%	2.6%	+0.8ポイント
高 校 卒 業 以 降	4.8%	2.6%	+2.2ポイント
わ か ら ない	23.2%	24.6%	▲1.4ポイント
不 詳 ・ 無 回 答	15.2%	23.9%	▲8.7ポイント

⑤ 差別経験の有無

区 分	今 回 調 査	前 回 調 査	増 減
差別を受けたことがある	23.2%	23.4%	▲0.2ポイント
自分はないが、他人が受けたのを知っている	13.1%	9.6%	+3.5ポイント
受けたことがない	35.2%	35.5%	▲0.3ポイント
わからない、不詳・無回答	28.4%	31.5%	▲3.1ポイント

⑥ 複合差別の有無（新規調査）

区 分	今回調査
複合差別を受けたことがある	5.7%
自分はないが、他人が受けたのを知っている	4.6%
受けたことがある及び受けた人を知っている	4.6%
受けたことがない	11.8%
わからない、不詳・無回答	73.3%

⑦ 複合差別の要因（複数回答）（新規調査）

区 分	今回調査
性 別	22.0%
障 が い	15.0%
高 齢	0.0%
経 済 的 要 因	64.0%
そ の 他 ・ 無 回 答	24.0%

⑧ アイヌ政策の再構築に望むもの（複数回答）（新規調査）

区 分	今回調査
子 弟 教 育	50.5%
文化の保存伝承	28.8%
生活と雇用安定	36.4%
産業振興対策	14.0%
生活環境整備	16.5%
幼児教育充実	17.1%
そ の 他 ・ 無 回 答	15.9%

⑨ 「民族共生象徴空間」の認知度（新規調査）

区 分	今回調査
よく知っている	8.0%
知 っ て い る	32.0%
あまり知らない	30.4%
まったく知らない	24.6%
無 回 答	4.9%

平成 29 年

北海道アイヌ生活実態調査
報告書

北海道環境生活部

平成29年 北海道アイヌ生活実態調査報告書

目 次

第1編 調査の概要	1
1 調査の目的	1
2 調査の対象	1
3 調査の時点及び項目	1
4 調査の方法	1
5 その他	1
第2編 調査の結果	3
第1 「市町村調査」の結果	3
1 調査の対象としたアイヌの人たちの状況	3
2 生活の状況	5
3 教育の状況	6
4 就業者の状況	8
5 農林漁業の状況	10
6 商工業の状況	13
7 住宅の状況	14
第2 「地区調査」の結果	15
1 地区の状況	15
2 地区内のアイヌの人たちの状況	16
第3 「世帯調査」の結果	18
1 家族の状況	19
2 所得等の状況	27
3 住居の状況	29
4 貸付金の利用状況	32
5 修学資金の利用状況	35
第4 「アンケート調査」の結果	36
1 アイヌの人たちに対する対策について	36
2 雇用の安定と産業の振興について	39
3 幼稚園等への通園、通所状況について	41
4 アイヌ文化の保存・伝承について	44
5 アイヌ民族としての帰属意識（アイデンティティ）について	50
6 アイヌの人たちに対する差別について	54
7 その他	59

第 1 編 調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、本道におけるアイヌの人たちの生活実態を把握し、今後の総合的な施策のあり方を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施したものである。

2 調査の対象

(1) この調査において、「アイヌ」とは、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」とした。

ただし、アイヌの血を受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している場合は調査の対象とはしていない。

(2) この調査は、次の区分により実施した。

- ① 市 町 村 調 査 － アイヌの人たちが居住する市町村
- ② 地 区 調 査 － 市町村内でアイヌの人たちが居住する地区
- ③ 世 帯 調 査 － アイヌの人たちが居住している地区の中から、41地区291世帯を抽出
- ④ アンケート調査 － 世帯調査対象世帯の中から、15歳以上の世帯員を対象

3 調査の時点及び項目

この調査は、原則として平成29年11月1日現在で行い、その調査項目の主なものは次のとおりである。

(1) 市町村調査

- ①調査の対象としたアイヌの人たちの状況 ②生活の状況 ③教育の状況 ④就業者の状況
- ⑤農林漁業の状況 ⑥商工業の状況 ⑦住宅の状況

(2) 地区調査

- ①地区の状況 ②地区内のアイヌの人たちの状況
（・人数 ・生活保護の状況 ・課税の状況）

(3) 世帯調査

- ①家族の状況 ②所得等の状況 ③住居の状況 ④貸付金の利用状況 ⑤修学資金の利用状況

(4) アンケート調査

- ①アイヌの人たちに対する対策 ②雇用の安定と産業の振興 ③幼稚園等への通園、通学状況
- ④アイヌ文化の保存・伝承 ⑤アイヌ民族としての帰属意識（アイデンティティ）
- ⑥アイヌの人たちに対する差別 ⑦その他（アイヌ文化振興法制定後の変化）

4 調査の方法

この調査の実施主体は北海道であるが、市町村調査及び地区調査は市町村が行い、世帯調査、アンケート調査は対象市町村から推薦された調査員が行ったものである。

なお、今回の実態調査は、昭和47年・54年・61年、平成5年・11年・18年・25年に次いで8回目である。

5 その他

道としては、情報の収集や利用に関しては、個人情報保護の配慮が必要であることから、調査の実施の可否も含め、最終的には市町村の判断に委ねて調査を実施したため、回答率が100％に満たない調査項目が生じている。

また、詳細な内訳が不明な項目もあることから、各調査間において整合がとれない場合がある。

----- 参 考 資 料 -----

■ 平成29年調査の概要

○調査実施日：平成29年11月1日～12月15日

区 分	調 査 対 象	調査数	調査方法	調 査 内 容
市 町 村 調 査	アイヌの人たちが居住する市町村	63市町村	該当市町村 が実施	市町村全体及び地区ごとの生活全般にわたる基礎的な事項 ○主な項目 ・人数・生活の状況、 ・農林漁業の状況、 ・中小企業の状況 等
地区調査	アイヌの人たちが居住する地区 ※ 地区の考え方 地方自治法第260条で規定する市町村の字、大字を基本とする。	646地区	該当市町村 が実施	
世帯調査	アイヌの人たちが居住する地区を就業別人数の構成比により5つの類型に分け、各地区類型における居住人数等により対象世帯を抽出	291世帯	知事が委嘱した調査員による聞き取り調査	抽出された世帯の生活状況 ○主な項目 ・家族の状況、 ・所得等の状況、 ・制度資金の利用状況 等
	都市型：主に第二次・三次産業への就業者が多く、市街地を形成している地区	98世帯		
	農村型：主に農林業への就業者が多い地区	34世帯		
	漁村型：主に漁業への就業者が多い地区	49世帯		
	民芸品製作型：主に民芸品の製作及び販売業への就業者が多い地区	10世帯		
	混合型：上記4地区の二つ以上が相半ばしている地区	100世帯		
アンケート調査	上記世帯調査対象世帯の15歳以上の世帯構成員個人	671人	知事が委嘱した調査員による聞き取り調査	アイヌ個々人の考え方 ○主な項目 ・アイヌ生活向上対策の必要性 ・アイヌ文化の保存や伝承状況 ・アイヌの人たちに対する差別 等

■実態調査と対策策定の経緯

実 態 調 査	対 策	
	名 称	期 間
第1回 昭和47年 北海道ウタリ生活実態調査	第1次 ウタリ福祉対策	昭和49年度～昭和55年度
第2回 昭和54年 北海道ウタリ生活実態調査	第2次 ウタリ福祉対策	昭和56年度～昭和62年度
第3回 昭和61年 北海道ウタリ生活実態調査	第3次 ウタリ福祉対策	昭和63年度～平成6年度
第4回 平成5年 北海道ウタリ生活実態調査	第4次 ウタリ福祉対策	平成7年度～平成13年度
第5回 平成11年 北海道ウタリ生活実態調査	第1次 アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策	平成14年度～平成20年度
第6回 平成18年 北海道ウタリ生活実態調査	アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）	平成21年度～平成27年度
第7回 平成25年 北海道アイヌ生活実態調査	アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第3次）	平成28年度～平成32年度
第8回 平成29年 北海道アイヌ生活実態調査	※ 国のアイヌ政策検討を踏まえ平成32年度までに検討	

第 2 編 調 査 の 結 果

----- 市 町 村 調 査 -----

第1 「市町村調査」の結果

「市町村調査」は、アイヌの人たちの生活・教育・就業者・産業・住宅などの状況について、アイヌの人たちが居住する市町村（以下「市町村」という。）が調査を行ったものである。

なお、以下の各表の数値については次のとおりとする。

「市町村」 ～ アイヌの人たちが居住する市町村の全体の数値

「全 道」 ～ 道内全市町村の数値

1 調査の対象としたアイヌの人たちの状況

(1) 調査対象とした世帯数・人数

この調査におけるアイヌの人数は、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」について、各市町村が把握することのできた人数であり、**道内に居住するアイヌの人たちの全数とはなっていない。**

調査対象とした世帯数及び人数は、表 1 のとおり、**63市町村に5,571世帯、13,118人**となっており、平成25年の調査（以下「前回調査」という。）と比べると、アイヌの人たちが居住する**市町村数は3市町村減少するとともに、世帯数は1,309世帯、人数は3,668人減少**している。

男女の構成比は**男46.6%：女47.9%、不明5.5%**で、不明が増えたものの、平成25年・平成18年の調査（以下「過去2回の調査」という。）の結果と同じように女性が多くなっており、平成27年の国勢調査におけるアイヌ居住市町村の割合ともほぼ同じ傾向にある。

世帯数及び人数を（総合）振興局別（管内の市を含む。）でみると、表 2 のとおり、**胆振総合振興局**が最も多く1,970世帯、4,864人（人数構成比37.1%）、次に**日高振興局**1,762世帯、3,679人（人数構成比 28.0%）となっており、**この2振興局で人数の65.1%**（前回調査70.1%）を占めている。

次いで、釧路総合振興局767世帯、1,566人（人数構成比12.0%）、根室振興局278世帯、807人（人数構成比6.2%）の順となっており、**上位4振興局で人数の83.3%**（前回調査85.4%）を占めている。

表1 調査対象としたアイヌの世帯数・人数

（世帯、人）

区 分		市町村数	世 帯 数	人 数			
				総 数	男	女	
アイヌ の居住 す る 市町村	アイ ヌ	平成29年調査	63	5, 571	13, 118	6, 106	6, 285
		平成25年調査	66	6, 880	16, 786	8, 159	8, 627
		平成18年調査	72	8, 274	23, 782	11, 680	12, 102
		平成11年調査	73	7, 755	23, 767	11, 637	12, 130
		平成 5 年調査	75	7, 328	23, 830	11, 683	12, 147
		昭和61年調査	70	7, 168	24, 381	12, 004	12, 377
		昭和54年調査	62	6, 714	24, 160	11, 855	12, 305
		昭和47年調査	39	4, 558	18, 298	—	—
	平成27年国勢調査(参考)		63	2, 046, 791	4, 466, 734	2, 360, 040	2, 046, 791

※ 平成29年調査においては727名が性別不明のため、総数と男女の合計が一致しない。

表2 振興局別調査対象としたアイヌの世帯数・人数（アイヌの居住する市町村のみ）

（世帯、人、％）

区 分	平成29年調査				平成25年調査		
	市町村数	世 帯	人 数	構成比	世 帯	人 数	構成比
総 数	63	5,571	13,118	100.0	6,880	16,786	100.0
空 知	4	10	23	0.2	10	24	0.1
石 狩	7	250	743	5.7	354	942	5.6
後 志	—	—	—	—	—	—	—
胆 振	11	1,970	4,864	37.1	2,129	5,383	32.1
日 高	7	1,762	3,679	28.0	2,793	6,379	38.0
渡 島	3	170	596	4.5	187	674	4.0
檜 山	—	—	—	—	—	—	—
上 川	3	38	84	0.6	46	108	0.6
留 萌	—	—	—	—	—	—	—
宗 谷	1	30	71	0.5	40	98	0.6
オホーツク	5	103	279	2.1	139	355	2.1
十 勝	9	193	406	3.1	184	399	2.4
釧 路	8	767	1,566	12.0	744	1,636	9.8
根 室	5	278	807	6.2	254	788	4.7

(2) 年齢階層別調査対象としたアイヌの人数

年齢階層別の人数は表3のとおりとなっているが、前回調査と比べると「0～5歳」の年齢層の割合は増加し、それ以外の年齢層の割合は減少している。

また、過去2回の調査と比べても、「未修学年齢」を除き「64歳以下」の年齢層の割合が減少している一方、「65歳以上」の年齢層の割合が25.7%と高い割合を占め、道内のアイヌの人たちにおいても高齢化の傾向がみられる。

表3 年齢階層別調査対象としたアイヌの人数と構成比（アイヌの居住する市町村のみ）

（人、％）

区 分		総 数	未 就 学 年 齢 0～5歳	義務教育 年 齢 6～14歳	高 校 生 年 齢 15～17歳	大 学 生 年 齢 18～22歳	成 壮 年 23～64歳	高 齢 者 65歳以上	不 詳
市町村 (平成27年国勢調査構成比)		100.0	4.2	7.2	2.6	4.7	52.9	27.5	0.2
アイヌ	平成29年調査	13,118	385	832	410	697	6,667	3,363	764
	構成比	100.0	2.9	6.4	3.1	5.3	50.8	25.7	5.8
	平成25年調査	16,786	426	1,287	622	1,077	8,838	4,533	3
	構成比	100.0	2.5	7.7	3.7	6.4	52.7	27.0	0.0
ヌ	平成18年調査	23,782	721	1,918	1,107	1,725	13,996	4,315	0
	構成比	100.0	3.0	8.1	4.7	7.3	58.8	18.1	0.0

2 生活の状況

住民税の課税状況については、表4のとおり、「所得割課税世帯」が63.4％で最も高く、次いで「非課税世帯」30.7％、「均等割のみ課税世帯」5.9％となっているが、前回調査と比べると、「**所得割課税世帯**」が**6.4ポイント増加**し、「均等割のみ課税世帯」が「非課税世帯」がそれぞれ1.0ポイント、5.4ポイント減少した。

表4 アイヌの住民課税区分別世帯数

(％)

区 分	所 得 割 課税世帯	均 等 割 の み 課税世帯	非 課 税 世 帯	不 明
平成29年調査	63.4	5.9	30.7	
平成25年調査	57.0	6.9	36.1	
平成18年調査	54.9	15.4	29.7	
平成11年調査	55.8	8.9	28.2	7.1
平成5年調査	53.1	10.9	36.0	—
昭和61年調査	47.1	16.6	36.3	—
昭和54年調査	44.2	22.8	33.0	—
昭和47年調査	24.6	44.5	30.9	—

※ アイヌ5,571世帯中、3,807世帯分の回答：回答率68.3％

※ 29年調査欄及び25年調査欄は、不明を除いた割合

生活保護の状況については、表5のとおり、前回調査と比べると、「**保護率（人口1,000人中、保護を受けている人の割合）**」は**8.7ポイント減少**しており、昭和47年調査以降、**アイヌ居住市町村保護率との差は連続して減少**している。依然として差はあるものの、差の縮小傾向は継続している。

表5 生活保護の状況

(注：平成29年調査の保護率は10,687人中の保護人員で計算。)

(世帯、人、‰)

区 分	人 数	生 活 保 護		保 護 率	市町村の 保 護 率	市 町 村 と の 差
		世帯数	人 員			
平成29年調査	13,118	281	386	36.1	32.1	1.1倍
平成25年調査	16,786	412	657	44.8	33.1	1.4倍
平成18年調査	23,782	554	859	38.3	24.6	1.6倍
平成11年調査	23,767	493	883	37.2	18.4	2.0倍
平成5年調査	23,830	443	925	38.8	16.4	2.4倍
昭和61年調査	24,381	676	1,485	60.9	21.9	2.8倍
昭和54年調査	24,160	718	1,657	68.6	19.5	3.5倍
昭和47年調査	—	497	1,390	115.7	17.5	6.6倍

※ 被保護世帯数、人員については、63市町村中、55市町村の回答：回答率87.3％

※ アイヌ13,118人中、10,687人分の回答：回答率81.5％

※ 生活保護率の単位は「‰（パーミル）＝千分率」

生活保護世帯を世帯類型別に前回調査と比べると、表6のとおり、「高齢者世帯」が1.0ポイント、「傷病・障害者世帯」が3.3ポイント増加し、「母子世帯」が3.7ポイント、「その他世帯」が0.7ポイント減少している。

一方、アイヌ居住市町村を前回調査と比べると、「高齢者世帯」が増加し、それ以外の世帯は減少しており、アイヌの生活保護世帯と市町村の**保護世帯の世帯類型はほぼ同じ傾向**となっている。

表6 世帯類型別生活保護

(%)

区 分		高 齢 者 世 帯	母子世帯	傷 病 ・ 障 害 者 世 帯	そ の 他 世 帯	(再掲) 医療扶助 単 給
市町村	平成29年調査	49.3	8.7	27.4	14.6	4.5
	平成25年調査	42.0	10.4	29.3	18.3	12.2
	平成18年調査	39.1	13.9	35.7	11.4	4.9
	平成11年調査	41.0	15.0	35.9	8.1	8.6
	平成5年調査	35.8	16.7	40.6	6.9	9.7
アイヌ	平成29年調査	49.5	9.3	26.5	14.7	0.4
	平成25年調査	48.5	13.0	23.2	15.4	1.2
	平成18年調査	48.5	18.1	26.7	6.7	1.5
	平成11年調査	39.1	16.7	36.9	7.3	2.3
	平成5年調査	32.9	19.0	38.4	9.7	10.2

※ 市町村は74,494世帯分の回答

※ アイヌ285世帯中、277世帯分の回答：回答率97.2%

3 教育の状況

(1) 中学校卒業生

中学校卒業生の進路については、表7のとおり、「高校への進学率」は95.1%となっており、前回調査と比べると**2.5ポイント増加**している。

進学率の推移をみると、高校への進学率は、昭和47年の調査開始以降、直近2回の調査において減少していたが、**前回調査と比べると2.5ポイント増加し、また、アイヌ居住市町村の高校への進学率 98.8%に比べて3.7ポイント**（前回調査6.0ポイント）の**差**となり、進学率は向上している。

また、中学校卒業生のうち専修学校・各種学校・職業能力開発施設など「教育訓練機関等」への入学率は、前回調査の0.5%から0.8%と0.3ポイント増加し、無業者などの「その他」が、前回調査の5.6%から3.3%と2.3ポイント減少している。

(2) 高校卒業生

高校卒業生の進路については、表7のとおり、「大学（短大を含む。）への進学率」は33.3%、「就職率」は47.8%となっており、前回調査と比べると**進学率は7.5ポイント増加し、就職率は0.7ポイント減少**している。

大学への進学率については着実に向上してきているが、アイヌ居住市町村の大学進学率とは、いまだに**12.5ポイントの差**（前回調査17.2ポイント）がある結果となっている。

高校卒業生の「教育訓練機関等への入学率」及び「その他」は、前回調査からそれぞれ6.7ポイント、0.1ポイント減少している。

表7 中学校・高等学校卒業者の進路及び進学率等の推移

(人、%)

区 分		進 学 率		教育訓練機関等入学率		就 職 率		そ の 他	
		市町村	アイヌ	市町村	アイヌ	市町村	アイヌ	市町村	アイヌ
中 学 卒	平成29年調査 (実人員)	98.8 (37,107)	95.1 (117)	0.4 (159)	0.8 (1)	0.2 (83)	0.8 (1)	0.5 (197)	3.3 (4)
	平成25年調査	98.6	92.6	0.5	0.5	0.2	1.4	0.7	5.6
	平成18年調査	98.3	93.5	0.3	1.4	0.3	1.4	1.0	3.7
	平成11年調査	97.0	95.2	0.6	0.8	1.1	2.6	1.3	1.4
	平成5年調査	96.3	87.4	1.0	2.3	2.0	9.8	0.8	1.0
	昭和61年調査	94.0	78.4	2.0	7.6	2.3	10.4	1.7	3.6
	昭和54年調査	90.6	69.3	4.9	9.8	3.4	20.0	—	—
	昭和47年調査	78.2	41.6	—	—	19.1	48.9	—	—
高 校 卒	平成29年調査 (実人員)	45.8 (16,641)	33.3 (30)	27.1 (9,860)	14.5 (13)	22.2 (8,056)	47.8 (43)	4.9 (1,792)	4.4 (4)
	平成25年調査	43.0	25.8	31.2	21.2	18.7	48.5	7.1	4.5
	平成18年調査	38.5	17.4	32.6	21.4	18.8	49.9	10.1	11.4
	平成11年調査	34.5	16.1	32.2	22.9	23.9	56.1	9.4	4.9
	平成5年調査	27.5	11.8	31.6	20.7	37.3	65.4	4.0	2.1
	昭和61年調査	27.4	8.1	24.8	12.3	41.0	74.8	6.8	4.8
	昭和54年調査	31.1	8.8	18.3	8.3	42.4	78.5	—	—
	昭和47年調査	—	—	—	—	—	—	—	—

※ アイヌ中卒者の進路については、63市町村中 3市町村が不明回答：回答率 95.2%

※ アイヌ高卒者の進路については、63市町村中 3市町村が不明回答：回答率 95.2%

※ 市町村は、平成28年度学校基本調査による。

(3) 就職者の状況

就職者についてみると、表8のとおり、中学卒業者では「第一次産業」が100.0%となっている。

今回の調査では、中学卒業の就職者が1人（前回調査3人）と少なかったため、過去の調査との単純な比較はできない状況である。

高校卒業者では「第一次産業」15.4%、「第二次産業」28.2%、「第三次産業」41.0%となっており、前回調査と比べると、第一次、第二次産業への就職者がそれぞれ10.7ポイント、11.0ポイント増加し、**第三次産業への就職者が23.0ポイント減少**している。

表8 就職者の産業別内訳

(%)

区 分			第 一 次 産 業	第 二 次 産 業	第 三 次 産 業	分類不能 の 産 業
中 学 卒	平成29年調査	市町村	14.9	37.6	36.6	10.9
		アイヌ	100.0	0.0	0.0	0.0
	平成25年調査	市町村	11.3	25.0	51.2	12.5
		アイヌ	33.3	0.0	33.3	33.3
	平成18年調査	市町村	13.2	35.1	34.5	17.2
		アイヌ	80.0	0.0	20.0	0.0
高 校 卒	平成29年調査	市町村	3.1	28.4	67.6	0.9
		アイヌ	15.4	28.2	41.0	15.4
	平成25年調査	市町村	3.2	28.4	67.8	0.6
		アイヌ	4.7	17.2	64.0	14.1
	平成18年調査	市町村	3.6	23.1	73.4	1.2
		アイヌ	7.8	29.3	53.3	9.6

※ アイヌ中卒者の進路については、63市町村中3市町村が不明回答：回答率95.2%

※ アイヌ高卒者の進路については、63市町村中4市町村が不明回答：回答率93.7%

※ 中学卒の平成29年調査「市町村」については、全道の数値からアイヌ居住者のいない振興局及び市の数値を控除して計算したもの。

4 就業者の状況

15歳以上のアイヌの就業者の状況については、表9のとおり、「第一次産業」が最も多く35.9%、次いで「第三次産業」35.3%、「第二次産業」17.9%となっている。

業種別にみると、「漁業」が27.8%で最も高く、次いで「建設業」10.6%、「農業・林業」8.1%の順となっている。

前回調査と比べると、「第一次産業」、「第二次産業」、「第三次産業」とも減少しており、「分類不能な産業」が増加している。

また、アイヌ居住市町村の就業者と比べると、「第一次産業」の就業者の割合が非常に高い一方、「第三次産業」の就業者の割合が極端に低くなっている。

表9 産業別就業者（15歳以上の就業者）の状況

(人、%)

区 分		市町村 構成比	ア イ ヌ			
			平成29年調査		25年調査	18年調査
			就業者数	構成比	構成比	構成比
総 数		100.0	5,152	100.0	100.0	100.0
第 一 次	農 業 、 林 業	3.8	417	8.1	9.7	8.5
	漁 業	1.0	1,431	27.8	26.3	20.1
	小 計	4.8	1,848	35.9	36.0	28.6
第 二 次 産 業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.1	31	0.6	0.9	0.3
	建 設 業	8.7	544	10.6	11.2	18.0
	製 造 業	8.6	343	6.7	6.9	9.4
	小 計	17.4	918	17.9	19.0	27.7
第 三 次 産 業	電気・ガス・熱供給・水道業	0.5	43	0.8	1.3	1.1
	情 報 通 信 業	2.1	21	0.4	0.3	7.3
	運 輸 業 ・ 郵 便 業	5.8	223	4.3	4.1	
	卸 売 業 、 小 売 業	16.8	247	4.8	5.6	11.7
	宿泊業、飲食サービス業	6.2	181	3.5	4.1	
	金 融 業 、 保 険 業	2.2	36	0.7	0.7	1.2
	不動産業、物品賃貸業	2.2	10	0.2	0.3	0.2
	医 療 、 福 祉	13.9	256	5.0	5.3	3.1
	教 育 、 学 習 支 援 業	4.6	19	0.4	0.6	
	学術研究、専門・技術サービス業	2.8	88	1.7	0.9	14.0
	生活関連サービス業、娯楽業	3.9	80	1.5	3.4	
	複 合 サ ー ビ ス 業	1.1	128	2.5	2.7	
	サ ー ビ ス 業（他に分類されないもの）	7.5	308	6.0	6.8	
	公 務（他に分類されないもの）	5.0	183	3.6	4.2	2.5
	小 計	74.7	1,823	35.3	40.4	41.1
分 類 不 能 の 産 業		3.1	563	10.9	4.6	2.6

※ アイヌ就業者については、アイヌ15歳以上人口11,137人中8,596人分の回答：回答率77.2%

※ 市町村は、アイヌが居住する市町村の平成27年国勢調査の数値に基づくものである。

※ 日本標準産業分類第12回改訂（平成19年11月）に伴い、従来区分の「鉱業」は「鉱業、採石業、砂利採取業」

に名称変更した。また、従来区分の「情報、通信業・運輸業」は「情報通信業」及び「運輸業、郵便業」に、従来区分の「飲食店、宿泊業」は「宿泊業、飲食サービス業」に、従来区分の「不動産業」は、同じく従来区分のサービス業（他に分類されないもの）のうち「物品賃貸業」を統合した「不動産業、物品賃貸業」に、従来区分の「医療、福祉・教育、学習支援業」は「医療、福祉」及び「教育、学習支援業」に、さらに従来区分の「複合サービス、サービス業」は「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に充当した。

従業上の地位別でみると、表10のとおり、総数では「雇用者」63.6%、「自営業主」19.7%、「家族従事者」15.9%となっており、前回調査と比べて**「自営業者」の割合が2.1ポイント増加**した。

また、アイヌ居住市町村と比べると、総数において**「雇用者」の割合が19.9ポイント少ない一方、「自営業主」が12.6ポイント、「家族従事者」が12.9ポイント高くな**っており、アイヌの人々が農業、漁業など自営業主、家族従事者の多い業種に就業している割合が高い結果となっている。

表10 従業上の地位別就職者（主な産業別）の状況

(%)

区 分		雇 用 者	自 営 業 主	家族従事者	不 明
総 数	市町村	83.5	7.1	3.0	6.4
	アイヌ	63.6	19.7	15.9	0.8
農 業	市町村	28.5	17.2	21.9	32.4
	アイヌ	28.1	33.9	38.0	0.0
漁 業	市町村	29.0	29.0	32.4	9.6
	アイヌ	13.9	41.6	43.6	0.9
建 設 業	市町村	75.8	10.7	2.0	11.5
	アイヌ	83.8	11.2	4.8	0.2
その他の産業	市町村	80.6	5.4	1.6	12.4
	アイヌ	84.7	10.3	4.1	0.9
平成25年調査 総 数	市町村	71.0	6.6	2.8	19.6
	アイヌ	60.9	17.6	16.9	4.6
平成18年調査 総 数	市町村	87.1	8.5	4.4	—
	アイヌ	65.6	17.0	17.4	—

※ アイヌ就業者については、アイヌ15歳以上人口11,137人中8,596人分の回答：回答率77.2%

※ 市町村は、アイヌが居住する市町村の平成27年国勢調査の数値である。

※ 雇用者には、法人等の役員を含む。

5 農林漁業の状況

(1) 農家

農家を経営耕地面積規模別でみると、表11のとおり、耕地面積「3ヘクタール未満」28.2%、「3～10ヘクタール未満」44.0%、「10ヘクタール以上」27.8%となっており、前回調査と比べて「3ヘクタール未満」と「3～10ヘクタール未満」の農家数が3.8ポイント、1.6ポイント増加し、「10ヘクタール以上」がそれぞれ5.4ポイント減少している。

全道の農家と比べると、「3ヘクタール未満」が11.6ポイント、「3～10ヘクタール未満」が23.6ポイント多いことから、全道と比べると、経営規模の小さい農家が多い状況にある。

専業・兼業別については、「専業」が57.7%、「第一種兼業」が27.8%、「第二種兼業」が14.5%となっており、前回調査に比べると、「専業」と「第二種兼業」がそれぞれ1.6ポイント、0.8ポイント増加し、「第一種兼業」が2.4ポイント増加した。

専業・兼業別を全道の農家と比べると、「専業」が少ない状況にある。

表11 経営耕地面積の規模及び専業・兼業農家の状況

(戸、%)

区 分	農家戸数	経営耕地面積規模別			専業・兼業別		
		3ヘクタール未満	3～10ヘクタール未満	10ヘクタール以上	専 業	第一種兼業	第二種兼業
平成29年調査	241	28.2	44.0	27.8	57.7	27.8	14.5
平成25年調査	262	24.4	42.4	33.2	56.1	30.2	13.7
平成18年調査	273	23.8	46.2	30.0	56.4	22.3	21.3
全 道	38,086	16.6	20.4	63.0	69.8	20.9	9.3

※ 農家戸数等については、63市町村中11市町村が不明回答：回答率 82.5%

※ 全道は、2015年世界農林業センサスによる全市町村の数値である。

※ 第一種兼業：農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家

※ 第二種兼業：兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家

(2) 農用地

農用地を利用土地目別でみると、表12のとおり、「田」30.5%、「普通畑」51.8%、「牧草専用地」17.2%、「樹園地」0.5%となっており、前回調査と比べると、「田」が7.3ポイント、「普通畑」が20.9ポイント、「樹園地」が0.2ポイント増加し、「牧草専用地」が28.4ポイント減少している。

全道の利用土地目と比べると、「田」が8.9ポイント、「普通畑」が11.9ポイント、「樹園地」が0.3ポイント高く、「牧草専用地」が21.1ポイント低くなっている。

また、前回調査と比べると、「1戸当たりの農用地面積」は2.39ヘクタール減少し、全道平均の14.7%（前回調査27.4%）となっており、経営規模に差が見られる。

表12 利用土地目別農用地

(ヘクタール、%)

区 分	農用地面積	利用土地目の内訳（構成比）				1戸当たり農用地面積
		田	普通畑	牧草専用地	樹園地	
平成29年調査	830	30.5	51.8	17.2	0.5	3.50
平成25年調査	1,571	23.2	30.9	45.6	0.3	5.89
平成18年調査	2,029	30.9	21.8	47.3	0.0	7.43
全 道	900,579	21.6	39.9	38.3	0.2	23.81

※ アイヌの農業自営業者 241人中 237人分の回答：回答率 98.8%

※ 全道は、2015年世界農林業センサスによる全市町村の数値である。

(3) 農家の販売収入

販売収入を経営形態別でみると、表13のとおり、「稲作」が35.0%で最も高く、次いで「野菜」30.0%、「肉用牛」20.3%の順となっており、前回調査と比べると、「**稲作**」が**2.0ポイント**、「**花き**」が**0.2ポイント**、「**肉用牛**」が**7.9ポイント増加**し、「畑作」が0.1ポイント、「酪農」が2.4ポイント、「軽種馬」が7.1ポイント減少した。

表13 経営形態別農家（販売収入が第1の部門）の状況

(%)

区 分	稲作	畑作	野菜	果樹	花き	その他 農作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	その他の畜産	
											うち軽種馬	
平成29年調査	35.0	5.5	30.0	0.0	1.9	0.9	3.2	20.3	0.0	0.0	3.2	3.2
平成25年調査	33.0	5.6	30.0	0.0	1.7	0.9	5.6	12.4	0.0	0.0	10.7	10.3
平成18年調査	22.1	5.6	24.6	0.0	0.4	1.8	6.3	9.8	0.0	0.0	29.5	28.8
全 道	27.6	23.1	21.9	1.7	1.7	1.7	16.3	3.6	0.2	0.2	2.0	—

※ アイヌの農業自営業者 241人中 217人分の回答：回答率 90.0%

※ 全道は、2015年世界農林業センサスによる全市町村の数値である。

（なお、全道の軽種馬については、数値が把握出来なかったため「—」で表している。）

※ 肉用牛には、肉用として飼っている乳用種を含む。

(4) 家畜の飼養

農家のうち家畜を飼養している農家の割合については、表14のとおり、「肉用牛」が最も多く80.8%、次いで「軽種馬」が15.4%、「乳用牛」3.8%の順となっており、前回調査と比べると、「乳用牛」が大きく増加している。

また、1戸当たりの飼養頭数は、全道と比べると、**いずれの家畜も全道平均の頭数を下回っており**、家畜飼養農家の零細性が見られる。

表14 家畜飼養農家の比率及び1戸当たり飼養頭数

(%、頭)

区 分	乳 用 牛		肉 用 牛		豚		軽 種 馬	
	飼養農家 (構成比)	1戸当たり 飼養頭数	飼養農家 (構成比)	1戸当たり 飼養頭数	飼養農家 (構成比)	1戸当たり 飼養頭数	飼養農家 (構成比)	1戸当たり 飼養頭数
平成29年調査	3.8	—	80.8	18.9	0.0	0.0	15.4	6.6
平成25年調査	4.5	52.7	11.2	33.4	0.0	0.0	8.6	11.1
平成18年調査	6.6	57.0	11.7	38.4	0.4	100.0	32.2	9.7
全 道	17.0	122.9	9.2	140.8	0.5	2860.6	—	—

※ アイヌの農業自営業者241人中217人分の回答：90.0%

※ 乳用牛の「1戸当たりの飼養頭数」は未回答。

※ 全道は、2015年世界農林業センサスによる全市町村の数値である。

（なお、全道の軽種馬については、数値が把握出来なかったため「—」で表している。）

(5) 個人漁業経営体

個人漁業経営体を専業・兼業別でみると、表15のとおり、「専業」97.4%、「第一種兼業」1.3%、「兼業（自営漁業が従）」1.3%となっている。

前回調査と比べると、「**専業**」が**3.9ポイント増加**し、「第一種兼業」が2.8ポイント、「第二種兼業」が1.1ポイント減少しており、全道と比べた場合、「**専業**」の割合が**全道平均の約1.9倍**となっている。

表15 個人漁業経営体の状況

(戸、%)

区 分	経営体数	専 業		第一種兼業		第二種兼業	
		経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比
平成29年調査	529	515	97.4	7	1.3	7	1.3
平成25年調査	615	575	93.5	25	4.1	15	2.4
平成18年調査	863	810	93.8	41	4.8	12	1.4
全 道	11,614	6,005	51.7	4,393	37.8	1,216	10.5

※ 63市町村中6市町村が不明回答：回答率90.5%

※ 全道は、2013年漁業センサスによる全市町村の数値である。

※ 第一種兼業：自営業業の収入がそれ以外の仕事からの収入よりも大きな漁家

※ 第二種兼業：自営業業以外の仕事からの収入が自営漁業の収入が大きい漁家

(6) 漁業経営形態

漁業経営体を経営形態別でみると、表16のとおり、「漁船漁業」が最も多く65.1%、次いで「養殖漁業」22.3%、「小型・大型定置網漁業」6.8%の順となっており、前回の調査と比べると、「**魚船漁業**」は**3.0ポイント増加**し、「小型・大型定置網漁業」と「養殖漁業」はそれぞれ2.3ポイント、2.1ポイント減少した。

また、漁業世帯をみると、「個人漁業経営体」が76.1%、「漁業従事者世帯」が28.9%であり、前回調査と比べると、**個人漁業経営体が2.9ポイント増加し、漁業従事者世帯が2.9ポイント減少**している。

表16 経営形態別漁業経営体の状況

(%)

区 分	漁 業 経 営 形 態										漁業世帯	
	漁 船 漁 業					小 型	大 型	養 殖	其 他		個 人 漁 業 経営体	漁 業 従事者 世 帯
	無動力	3トン 未 満	3～ 5トン	5～ 10トン	10トン 以 上	定 置	定 置					
平成29年調査	65.1	0.4	32.1	14.3	8.1	10.2	0.6	6.2	22.3	5.8	76.1	23.9
平成25年調査	62.1	0.3	33.2	13.7	10.7	4.1	0.5	8.6	24.4	4.4	73.2	26.8
平成18年調査	69.8	0.9	41.6	12.3	11.0	4.0	0.6	5.3	21.0	3.3	80.4	19.6
全 道	69.4	0.1	41.1	13.4	9.0	5.8	4.3	0.3	17.6	8.4	-	-

※ アイヌ漁業経営体数595戸中530戸分の回答：回答率 89.1%

※ 全道は、2013年漁業センサスによる全市町村の数値である。

※ 全道の漁業世帯欄について、漁業従事者世帯調査が廃止されたため比較不可。

6 商工業の状況

商工業の経営状況については、表17のとおり、「第二次産業」30.1%、「第三次産業」69.9%となっており、この構成は、過去2回の調査と比べると、**第二次産業は減少傾向に、第三次産業は増加傾向**にあるが、全道と比べると第二次産業の比率が2.1倍と高く、第三次産業の比率が0.8倍と低くなっている。

また、業種別でみると「建設業」が22.1%と最も高く、次いで「宿泊業・飲食サービス業」15.2%、「複合サービス」12.7%、「卸売業・小売業」と「その他」が11.6%の順となっているが、過去2回の調査と比べると、構成比がもっと高い**「建設業」は連続して減少しているものの、「宿泊業・飲食サービス業」は連続して増加している。**

民芸品関係を前回調査と比べると、「製造業」全体の減少とともに「民芸品製造業」についても1.6ポイント減少している一方、「民芸品卸小売業」は、1.5ポイント増加している。

経営形態別でみると、「法人」の割合が9.8%（前回調査17.3%）、「個人」の割合が48.2%（前回調査78.9%）となっており、**「不明」の割合が大きく増加した。**

表17 業種別・経営形態別事業所の状況

区 分		平成29年調査				平成25年調査				(事業所、%)	
		経営形態別			構成比	経営形態別			構成比	平成18年調査 構成比	全 道 構成比
		法人	個人	不明		法人	個人	不明			
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	40.0	60.0	1.8	33.3	0.0	66.7	1.4	0.2	0.1
	建設業	13.1	60.7	26.2	22.1	18.3	78.4	3.3	28.8	29.2	9.4
	製造業	35.3	29.4	35.3	6.2	42.9	57.1	0.0	10.1	13.0	4.8
	うち民芸品製造業	33.3	66.7	0.0	2.2	12.5	87.5	0.0	3.8	2.7	
	小計	16.9	53.0	30.1	30.1	25.0	70.2	4.8	40.3	42.4	14.3
第三次産業	情報通信業	66.7	0.0	33.3	1.1	0.0	100	0.0	1.0	11.4	1.0
	運輸業・郵便業	22.2	55.6	22.2	3.2	7.7	92.3	0.0	6.3		2.8
	卸売業・小売業	0.0	62.5	37.5	11.6	21.1	78.9	0.0	9.1	15.1	24.4
	うち民芸品卸小売業	0.0	100.0	0.0	3.9	40.0	60.0	0.0	2.4	5.6	
	宿泊業、飲食サービス業	2.4	42.9	54.8	15.2	7.1	92.9	0.0	13.4	10.5	14.1
	金融業、保険業	33.3	33.3	33.3	1.1	0.0	50.0	50.0	1.0	2.6	1.8
	不動産業、物品賃貸業	0.0	100	0.0	0.7	0.0	100	0.0	1.0	1.1	7.6
	医療、福祉	0.0	66.7	33.3	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	8.3
	教育、学習支援業	0.0	100.0	0.0	0.4	25.0	75.0	0.0	1.9		3.6
	学術研究、専門・技術サービス業	0.0	37.5	62.5	2.9	33.3	66.7	0.0	1.4		3.7
	生活関連サービス業、娯楽業	23.1	76.9	0.0	4.7	17.6	82.4	0.0	8.2	13.9	9.0
	複合サービス業	8.6	40.06	51.4	12.7	8.7	91.3	0.0	11.1		8.0
	電気・ガス・熱供給・砂利採取業	0.0	60.0	40.0	3.6	16.7	83.3	0.0	2.9	2.2	0.3
	その他	3.1	21.9	75.0	11.6	0.0	40.0	60.0	2.4		1.1
小計		6.1	46.1	47.2	69.9	12.1	84.7	3.2	59.7	57.6	84.7
合計		9.8	48.2	42.0	100.0	17.3	78.9	3.8	100.0	100.0	100.0

※ アイヌ自営業主（第一次産業を除く）276人中 177人分の回答：回答率 64.1%

※ 全道は、平成26年経済センサスによる全市町村の数値。

※ 日本標準産業分類第12回改訂（平成19年11月）に伴い、従来区分の「鉱業」は「鉱業、採石業、砂利採取業」に名称変更した。また、従来区分の「情報、通信業・運輸業」は「情報通信業」及び「運輸業、郵便業」に、従来区分の「飲食店、宿泊業」は「宿泊業、飲食サービス業」に、従来区分の「不動産業」は、同じく従来区分のサービス業（他に分類されないもの）のうち「物品賃貸業」を統合した「不動産業、物品賃貸業」に、従来区分の「医療、福祉・教育、学習支援業」は「医療、福祉」及び「教育、学習支援業」に、さらに従来区分の「複合サービス、サービス業」は「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に充当した。

事業所数については、前回調査と比べると、表18のとおり、「常時従業者5～9人」の事業所の割合が1.3ポイント、「10～29人」が2.6ポイント増加し、「1～4人」が3.6ポイント、「30人以上」0.3ポイント減少している。

全道と比べた場合、「従業者4人以下」の事業所の割合が20.0ポイント高い一方、「30人以上」の事業所の割合が16.4ポイント低い状況にあり、**小規模な事業所の割合が高い状況にある。**

表18 常時従業者規模別事業所の状況

(事業所、%)

区 分	事業所数	常 時 従 業 1 ～ 4 人		常 時 従 業 5 ～ 9 人		常 時 従 業 10 ～ 29 人		常 時 従 業 30 人 以 上	
		経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比
平成29年調査	152	120	79.0	16	10.5	11	7.2	5	3.3
平成25年調査	195	161	82.6	18	9.2	9	4.6	7	3.6
平成18年調査	822	669	81.4	95	11.6	52	6.3	6	0.7
全 道	210,929	124,408	59.0	21,925	10.4	23,024	10.9	41,480	19.7

※ アイヌ自営業主（第一次産業を除く）276人中152人分の回答：回答率 55.1%

※ 全道は、平成26年経済センサスによる全市町村の数値。

7 住宅の状況

住宅の所有状況は、表19のとおり、「**持家**」が**72.8%**で前回調査より**2.0ポイント増加**しており、この比率は、**全道平均の56.7%より16.1ポイント上回っている。**

また、借家の状況も「給与住宅」を除いては過去2回の調査とほぼ同様であり、その内訳では、公営住宅等に入居している割合が全道の6.5%に対して12.5%と高く、「民間借家」に入居している割合が全道の33.0%に対して13.3%と低い状況にある。

表19 住宅の所有状況

(戸、%)

区 分	戸 数	持 家		借 家							
				公 営 借 家		公団公社の借家		民 営 借 家		給 与 住 宅	
		戸 数	構成比	戸 数	構成比	戸 数	構成比	戸 数	構成比	戸 数	構成比
平成29年調査	3,643	2,652	72.8	454	12.5	34	0.9	483	13.3	20	0.5
平成25年調査	4,094	2,897	70.8	587	14.3	24	0.6	564	13.8	22	0.5
平成18年調査	7,677	5,126	66.8	1,244	16.2	30	0.4	1,155	15.0	122	1.6
全 道	2,405,761	1,365,338	56.7	155,385	6.5	10,867	0.4	792,401	33.0	80,805	3.4

※ 63市町村中8市町村が不明回答：回答率87.3%

※ 全道は、平成27年国勢調査による全市町村の数値である。（ただし、「住宅以外」と「不明」は除き、「間借り」は「民間借家」に加えた。）

持家住宅の老朽程度については、表20のとおり「修理の必要なし」が50.4%と50%を超えているものの、過去2回の調査と比べると連続して減少している。

一方、「**小修理を要する**」、「**大修理を要する**」、「**修理不能**」、「**増改築を要する**」は**減少傾向にある。**

表20 持家住宅の老朽程度

(%)

区 分	修理の必要なし	小修理を要する	大修理を要する	修理不能	増改築を要する	不 明
平成29年調査	50.4	26.4	5.9	0.6	2.2	14.5
平成25年調査	50.8	32.4	8.9	1.5	3.2	3.2
平成18年調査	51.8	31.8	8.8	1.7	5.3	0.5

----- 地 区 調 査 -----

第2 「地区調査」の結果

「地区調査」は、市町村調査の対象市町村のうち、原則として、地方自治法第260条第2項の規定により知事が告示した大字、字の区域を単位に、アイヌの人たちが居住する地区について調査を行ったものである。

なお、アイヌの人たちが居住する地区を、その地区の主な産業や都市形態などによって区分した「地区類型」の定義は、以下のとおりである。

■地区類型の定義

- ・都 市 型：主に第二次・第三次産業への就業者が多く、市街地を形成している地区
- ・農 村 型：主に農林業への就業者が多い地区
- ・漁 村 型：主に漁業への就業者が多い地区
- ・民芸品製作型：主に民芸品の製作及び販売業への就業者が多い地区
- ・混 合 型：上記地区の二つ以上が相半ばしている地区

1 地区の状況

アイヌの人たちが居住している地区については、表21のとおり、63市町村に646地区があり、前回調査と比較して43地区減少している。

表21 アイヌの人たちが居住する地区

(世帯、人)

区 分	平成29年調査				平成25年調査			
	アイヌの居住する				アイヌの居住する			
	市町村数	地区数	世 帯	人 数	市町村数	地区数	世 帯	人 数
総 数	63	646	5, 203	12, 344	66	689	6, 880	16, 786
空 知	4	8	10	23	5	9	10	24
石 狩	7	70	250	743	7	73	354	942
後 志	—	—	—	—	—	—	—	—
胆 振	11	179	1, 952	4, 804	11	195	2, 129	5, 383
日 高	7	92	1, 412	2, 965	7	118	2, 793	6, 379
渡 島	3	34	170	596	3	34	187	674
檜 山	—	—	—	—	—	—	—	—
上 川	3	5	38	84	2	5	46	108
留 萌	—	—	—	—	—	—	—	—
宗 谷	1	3	30	71	1	3	40	98
オホーツク	5	24	103	279	5	24	139	355
十 勝	9	30	193	406	12	39	184	399
釧 路	8	153	767	1, 566	8	142	744	1, 636
根 室	5	48	278	807	5	47	254	788

※ アイヌ人数 13, 118人中 12, 316人分の回答：回答率 93. 9%

2 地区内のアイヌの人たちの状況

(1) 地区類型別人数び生活保護率

アイヌの人たちが居住する地区を地区類型別にみると、表22のとおり、地区数では「都市型」が374地区と最も多く、次いで「混合型」109地区、「漁村型」100地区、「農村型」62地区、「民芸品製作型」1地区の順となっており、前回調査と同様の傾向となっている。

世帯数については都市型と混合型で全体の71.1%、人数については両地区で全体の69.5%を占めており、都市部に集中する傾向にある。

表22 地区類型別人数

(世帯、人)

区 分	地 区 数		アイヌ世帯数及び人数			
			世 帯 数		人 数	
	29年調査	25年調査	29年調査	25年調査	29年調査	25年調査
地 区 全 体	646	689	5,203	6,880	12,344	16,786
都 市 型	374	384	2,195	3,016	4,982	7,047
農 村 型	62	81	491	737	1,034	1,723
漁 村 型	100	107	964	1,190	2,619	3,301
民芸品製作型	1	1	48	52	109	123
混 合 型	109	116	1,505	1,885	3,600	4,592

生活保護率をみると、「都市型」が最も高く50.2%となっており、次いで「混合型」が34.3%、「農村型」が30.9%、「漁村型」が20.4%となっており、「民芸品製作型」には生活保護受給者はいなかった。

表23 地区類型別生活保護率

(%)

区 分		地区全体	都 市 型	農 村 型	漁 村 型	民 芸 品 製 作 型	混 合 型
アイヌ	平成29年調査	36.1	50.2	30.9	20.4	0.0	34.3
	平成25年調査	44.8	67.9	22.3	32.7	0.0	28.3
	平成18年調査	38.3	57.8	21.0	18.8	19.4	27.2
	平成11年調査	37.2	54.4	29.9	25.0	42.9	28.5
	平成 5 年調査	38.8	64.7	38.4	20.6	7.8	27.4
市町村	平成29年調査	34.2	34.8	20.4	31.0	0.0	20.8
	平成25年調査	33.2	34.2	14.0	45.8	0.0	19.7
	平成18年調査	24.6	25.4	7.7	18.1	8.5	22.8
	平成11年調査	18.4	18.3	10.1	21.7	12.2	18.3
	平成 5 年調査	16.4	17.4	18.0	24.6	14.3	22.9

※ 被保護世帯数、人員については、63市町村中、55市町村の回答：回答率87.3

※ アイヌ13,118人中、10,687人分の回答：回答率81.5%

※ 生活保護率の単位は「%（パーミル）＝千分率」

(2) 住民税課税区分別世帯数

住民税の課税区分別世帯数を地区類型別にみると、表24のとおり、全ての地区類型において所得割課税世帯が50％以上となっている。

また、前回調査と比較すると、「均等割のみ課税世帯」の割合は都市型の地区類型において増加しているが、それ以外の地区類型においては減少し、また、「非課税世帯」の割合も民芸品製作型を除く全ての地区類型において減少した。

表24 住民税課税区分別世帯数

(%)

区 分	所 得 割 課税世帯		均 等 割 の み 課税世帯		非 課 税 世 帯	
	29年	25年	29年	25年	29年	25年
地 区 全 体	60.4	57.0	6.7	6.9	24.1	36.1
都 市 型	60.7	59.4	7.4	6.1	23.9	34.5
農 村 型	65.4	46.4	9.2	9.8	24.6	43.8
漁 村 型	60.0	58.1	5.5	6.7	21.2	35.0
民芸品製作型	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混 合 型	58.6	57.6	5.6	6.9	26.5	35.5

※ 表中「29年」は「平成29年調査」の、「25年」は「平成25年調査」の略である。

※ 29年及び25年調査欄ともに不明を除いた割合。

----- 世 帯 調 査 -----

第3 「世帯調査」の結果

「世帯調査」は、アイヌの人たちが居住している地区類型に応じて、地区内のアイヌの人数や地域バランスなどを考慮しながら、表25のとおり、都市型18地区98世帯、農村型6地区34世帯、漁村型5地区49世帯、民芸品製作型1地区10世帯、混合型11地区100世帯、計41地区からそれぞれ無作為抽出し、計291世帯を調査したものである。

各調査世帯には、基本的に調査員が訪問し面接調査を行ったものである。

表25 世帯調査対象地区及び調査対象世帯数・世帯員数

(世帯、人)

地 区 類 型	総合振興局・ 振 興 局	抽 出 地区数	調 査 対 象	
			世 帯 数	世帯員数
都 市 型	石 狩	2 地区	32	
	石 狩	1 地区	10	
	胆 振	5 地区	10	
	胆 振	8 地区	18	
	上 川	1 地区	18	
	十 勝	1 地区	10	
	小 計	18地区	98	
農 村 型	胆 振	1 地区	14	
	日 高	2 地区	10	
	日 高	3 地区	10	
	小 計	6 地区	34	
漁 村 型	渡 島	不明	19	
	日 高	3 地区	20	
	根 室	2 地区	10	
	小 計	5 地区	49	
民芸品製作型	釧 路	1 地区	10	
	小 計	1 地区	10	
混 合 型	胆 振	1 地区	20	
	胆 振	1 地区	20	
	日 高	3 地区	20	
	日 高	1 地区	10	
	日 高	4 地区	10	
	林-ツツ	1 地区	20	
	小 計	11地区	100	
合 計		41地区	291	

1 家族の状況

(1) 年齢階層別、男女別世帯員数

調査の対象世帯291世帯の世帯員数については、表26のとおり、男402人、女414人、不詳11人、合計827人で、**1世帯当たり2.8人**となっている。前回調査と比べると、世帯員数で21人減少している。

年齢階層別では、前回調査と比べると、「15歳未満」が2.1ポイント、「15～29歳」が1.3ポイント減少している一方、「60歳以上」が2.2ポイント増加しており、**高齢化が進行**している。

表26 年齢階層別・男女別世帯員数

(人、%)

区 分	年 齢 階 層 別							男 女 別			1世帯当たり世帯員数
	総 数	15歳未満	15～29歳	30～44歳	45～59歳	60歳以上	不詳	男	女	不詳	
都 市 型	245	29	41	41	46	71	17	110	124	11	2.5
農 村 型	96	8	23	11	24	28	2	55	41	0	2.3
漁 村 型	157	9	28	15	51	54	0	83	74	0	3.2
民芸品製作型	35	6	5	11	4	7	2	18	17	0	3.5
混 合 型	294	25	46	49	74	97	3	136	158	0	2.9
計	827	77	143	127	199	257	24	402	414	11	2.8
構成比	100.0	9.3	17.3	15.4	24.0	31.1	2.9	48.6	50.1	1.3	
平成25年調査	848	97	158	143	191	245	14	411	434	3	2.8
構成比	100.0	11.4	18.6	16.9	22.5	28.9	1.7	48.5	51.2	0.3	
平成18年調査	928	132	183	179	241	193	0	461	467	0	3.1
構成比	100.0	14.2	19.7	19.3	26.0	20.8	0.0	49.7	50.3	0.0	

(2) 世帯員数別世帯数

調査世帯を世帯員数別でみると、表27のとおり、「2人世帯」が最も多く、前回調査と比べて、「**3人以下の世帯**」の割合が**減少**（「2人世帯」は2.5ポイント減少）しているのに対し、「4人以上の世帯」は増加（「4人世帯は3.5ポイント増加」）している。

表27 世帯員数別世帯数

(人、%)

区 分	総 数	世 帯 員 数					
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上
都 市 型	98	26	31	18	16	3	4
農 村 型	34	10	9	5	3	3	4
漁 村 型	49	6	12	12	11	3	5
民芸品製作型	10	0	4	2	0	3	1
混 合 型	100	17	24	27	20	6	6
計	291	59	80	64	50	18	20
構成比	100.0	20.3	27.5	22.0	17.2	6.2	6.8
平成25年調査	300	61	90	65	41	24	19
構成比	100.0	20.3	30.0	21.7	13.7	8.0	6.3
平成18年調査	300	44	85	63	49	36	23
構成比	100.0	14.7	28.3	21.0	16.3	12.0	7.7

(3) 同居・別居別及び健康状態別世帯員数

世帯員の同居・別居及び健康状態については、表28のとおり、「別居」が8.2％、「病弱」が10.4％となっており、前回調査と比べると「別居」が0.8ポイント増加し、「病弱」が2.2ポイント減少している。

表28 同居・別居及び健康状態別世帯員数

(人、％)

区 分	同居・別居			健康状態別		
	同 居	別 居	不 詳	健 康	病 弱	不 詳
平成29年調査	724	6.8	35	712	86	29
構成比	87.6	8.2	4.2	86.1	10.4	3.5
平成25年調査	751	6.3	34	718	107	23
構成比	88.6	7.4	4.0	84.7	12.6	2.7
平成18年調査	877	5.1	0	822	106	0
構成比	94.5	5.5	0.0	88.6	11.4	0.0

(4) 世帯員の学歴

世帯員の学歴（就学中の人を除く）については、表29のとおり、義務教育終了後に進学（各種学校、専修学校等を含む。）した人の割合が64.8％となっており、前回調査を5.0ポイント上回っている。

義務教育終了後に進学した人の割合を世代別でみると、「60歳以上」36.1％、「50歳代」70.7％、「40歳代」82.3％、「30歳代」77.8％、「20歳代」93.7％と、概ね若年齢層ほど高くなっている。

また、大学を卒業した人の割合は、全体で3.4％となっているが、世代別で見ると、**若年齢層ほど高くなっており、「30歳代」、「40歳代」では6％以上**となっている。

現在在学している人について、その学校種別でみると、表30のとおり、大学に在学している人の割合が、前回調査よりも6.1ポイント減少している。

表29 世代別学歴の状況（就学中の人を除く）

(％)

区 分		平 成 29 年 調 査							平成25年 調 査	平成18年 調 査
		15～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60歳 以上	計		
大	学	0.0	3.2	6.4	6.1	2.6	1.4	3.4	5.3	2.0
短	大	0.0	6.3	7.9	3.5	0.9	1.4	3.0	3.6	2.5
高	校	84.6	66.7	41.3	63.2	61.2	32.3	50.3	41.7	43.2
専修学校・各種学校等		7.7	17.5	22.2	9.5	6.0	1.0	8.1	9.2	7.4
小 計		92.3	93.7	77.8	82.3	70.7	36.1	64.8	59.8	55.1
中 学 校		0.0	6.4	22.2	17.7	27.6	57.0	32.2	37.1	39.6
小学校	卒 業	7.7	0.0	0.0	0.0	1.7	6.4	2.8	2.4	5.3
	6 年 未 満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2	0.7	0.0
未 就 学		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 高校には旧制中学を、中学校には旧制高等小学校高等科を、小学校には旧制尋常小学校を含む。

※ 小学校以外の中退者は、それぞれ下位の学校に含めた。

表30 学校種別在学者の状況

(%)

	総 数	大 学	短 大	高 校	専修学校	各種学校	職業能力 開発施設	その他	中学校	小学校
平成29年調査	100.0	4.5	1.8	36.9	0.9	1.8	0.0	0.0	27.0	27.0
平成25年調査	100.0	10.6	0.7	25.8	4.6	0.7	1.3	4.0	23.2	29.1
平成18年調査	100.0	7.8	1.7	27.2	3.3	0.6	0.6	0.0	23.3	35.6

(5) 子供の進学についての親の希望

18歳未満の子供を持つ親の、子供の進学に対する希望については、表31のとおり、「中学校まで」というのは皆無である一方、「大学・短大まで」進学させたいとする希望は63.5%と、前回調査と比べて3.0ポイント増加している。また、**専修学校・各種学校への進学希望**は18.0%と、前回調査と比べて**4.1ポイント減少**している。

表31 18歳未満の子どもの進学に対する親の希望（最終学歴）

(%)

区 分	平 成 29 年 調 査						平成25年	平成18年
	都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型	計	調 査	調 査
大 学 ・ 短 大	68.6	81.8	91.7	33.3	42.0	63.5	60.5	60.2
高 校	14.3	18.2	8.3	0.0	52.0	18.5	12.8	18.6
専修学校・各種学校	17.1	0.0	0.0	66.7	6.0	18.0	22.1	16.8
職業能力開発施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	2.6
中 学 校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(6) 生活保護の受給状況

生活保護の受給状況については、表32のとおり、「以前に受けたことがある」世帯が5.5%、「現在受けている」世帯が8.9%となっており、前回調査と比べて、「現在受けている」世帯が0.4ポイント増加している。地区類型別でみると、**都市型で保護を受けている世帯の比率が高くなっている**。

表32 生活保護受給の有無別世帯数

(%)

区 分		平 成 29 年 調 査						平成25年	平成18年
		都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型	計	調 査	調 査
構成比	受給したことがない	72.4	87.5	98.0	100.0	90.8	85.6	89.1	89.3
	以前に受けたことがある	10.3	3.7	2.0	0.0	5.7	5.5	2.4	3.7
	現在受けている	17.2	14.8	0.0	0.0	3.4	8.9	8.5	7.0

また、「現在受けている」世帯及び「以前受けたことがある」世帯の保護の通算期間をみると、表33のとおり、「3年以上」の世帯が59.3%で、前回調査と比べて19.0ポイント減少している。

表33 保護の通算期間

(%)

区 分	保護の通算期間別		
	1年未満	1～3年	3年以上
平成29年調査	14.8	25.9	59.3
平成25年調査	13.0	8.7	78.3
平成18年調査	10.4	24.1	65.5

(7) 運転免許の所有状況

運転免許の所有状況については、表34のとおり、「普通免許」の所有者は495人で、**16歳以上の世帯員の69.2%**に当たる。道民の普通及び中型免許の所有率（平成28年12月末現在道警調べによる普通及び中型免許所有者数を平成27年国勢調査による16歳以上の人口で除したもの）76.7%と比べると7.5ポイント下回っている。

また、いずれかの運転免許を所有している人の実人員は533人で、16歳以上の世帯員の74.5%に当たる。

生計中心者について、運転免許の種類別でみると、「普通免許」73.0%、「大型免許」21.4%、「特殊その他」11.2%となっている。

表34 運転免許の種類別所有者数と所有率

(人、%)

区 分			普通免許	大型免許	自動二輪	原付免許	特殊その他
16歳以上	平成29年調査 (715人)	所有者数	495	74	35	29	44
		所有率	69.2	10.3	4.9	4.1	6.2
	平成25年調査	所有率	72.1	11.0	8.0	7.6	8.1
	平成18年調査	所有率	70.6	12.0	6.2	9.0	8.9
上記のうち生計中心者	平成29年調査 (285人)	所有者数	208	61	28	16	32
		所有率	73.0	21.4	9.8	5.6	11.2
	平成25年調査	所有率	79.7	24.7	16.3	12.0	17.3
	平成18年調査	所有率	80.3	31.0	11.3	10.0	17.7

※ 平成29年調査 免許所有実人員533人（16歳以上人員比74.5%）

(8) 就労するために必要とした免許等

就労するために必要とした免許等の種類については、表35のとおり、「**普通免許**」が**78.2%**と最も多く、次いで「大型特殊」及び「海事従事者免許」が27.5%、「クレーン等運転士免許」が12.0%となっており、前回調査と同様の傾向を示している。

表35 就労するために必要とした免許等

(人、%)

区 分		平成29年調査		平成25年 調 査	平成18年 調 査
		実 数	構成比		
自動車 免許	普通免許	111	78.2	89.1	71.8
	大型特殊	39	27.5	23.1	22.5
	小型特殊	1	0.7	3.8	1.4
	二種免許	10	7.0	5.8	1.4
	クレーン等運転士	17	12.0	14.1	14.1
海事従事者免許		39	27.5	14.1	16.9
危険物取扱者		6	4.2	7.1	1.4
その他		8	5.6	7.7	16.9

※ 複数回答 回答者数 143人

(9) 免許等取得時の経費の捻出方法

就労のため必要とした免許等の取得経費の捻出方法については、表36のとおり、「**手持金**」が**87.4%**と最も多く、次いで「**親などからの補助**」が17.5%、「**アイヌ協会からの助成**」が6.3%となっている。前回調査と比べて、「**手持金**」が6.8ポイント、「**親などからの補助**」が1.4ポイント、「**アイヌ協会からの助成**」が0.5ポイント、「**会社からの補助**」「**借入金**」が0.3ポイントと、各区分とも増加している。

表36 免許等取得時の経費の捻出方法

(人、%)

区 分	平成29年調査		平成25年調査	平成18年調査
	実 数	構成比		
手 持 金（ 預 貯 金 な ど ）	125	87.4	80.6	77.9
会 社 か ら の 補 助	6	4.2	3.9	10.3
親 な ど か ら の 補 助	25	17.5	16.1	10.3
借 入 金（ 銀 行 ・ アイヌ協会）	6	4.2	3.9	1.5
アイヌ協会からの助成（就職奨励事業）	9	6.3	5.8	11.8

※ 複数回答 回答者数 143人

(10) 世帯員の仕事

15歳以上の世帯員の仕事の有無については、表37のとおり、「**仕事のある世帯員**」が70.6%、「**仕事のない世帯員**」が29.4%であり、前回調査と比べて「**仕事のある世帯員**」が**3.9ポイント増加**している。

表37 仕事の有無

(人、%)

区 分			平 成 29 年 調 査						平成25年	平成18年
			都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型	計	調 査	調 査
仕 事 の 有 無 (15歳以上)	総 数		199	86	148	27	266	726	737	796
	構成比	仕事有	62.8	57.1	86.3	74.1	72.8	70.6	66.7	61.3
		仕事無	37.2	37.2	13.7	25.9	27.2	29.4	33.3	38.7

仕事をしている世帯員の産業別就業の状況については、表38のとおり、「**第三次産業**」が44.4%と最も多く、次いで「**第一次産業**」36.0%、「**第二次産業**」17.9%となっている。業種別では、「**漁業**」が最も多く30.2%、次いで「**建設業**」9.1%、「**製造業**」8.0%、「**サービス業（他に分類されないもの）**」6.6%となっている。前回調査と比べて、「**漁業**」が**8.1ポイント増加**しているのに対し、「**農業・林業**」が7.5ポイント減少している。

表38 産業別就業者の状況（15歳以上の就業者）

（％）

区 分		平成29年調査						平成25年	平成18年
		都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型	計	調 査	調 査
第一次産業	農 業 、 林 業	0.0	16.3	0.0	0.0	9.9	5.8	13.3	7.1
	漁 業	1.5	0.0	76.9	0.0	24.2	30.2	22.1	28.7
	小 計	1.5	16.3	76.9	0.0	34.1	36.0	35.4	35.8
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	0.0	2.3	0.0	0.0	1.3	0.8	0.5	0.0
	建 設 業	5.8	18.6	2.9	0.0	13.0	9.1	10.4	12.1
	製 造 業	11.6	11.6	1.0	10.0	9.9	8.0	6.4	7.7
	小 計	17.4	32.5	3.9	10.0	24.2	17.9	17.3	19.8
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2.9	0.0	1.0	10.0	3.7	2.8	1.9	0.0
	情 報 通 信 業	1.5	0.0	0.0	0.0	0.6	0.5	1.9	4.9
	運 輸 業 、 郵 便 業	5.8	14.0	0.0	0.0	7.5	5.5	3.1	
	卸 売 業 ・ 小 売 業	1.5	4.7	1.9	10.0	6.8	4.5	4.2	6.4
	宿泊業、飲食サービス業	11.6	2.3	1.0	15.0	5.0	5.3	2.4	4.0
	金 融 業 、 保 険 業	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.8	0.7	0.9
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2
	医 療 、 福 祉	10.1	4.7	8.7	5.0	3.1	6.0	4.7	2.4
	教 育 、 学 習 支 援 業	1.5	2.3	0.0	0.0	0.6	0.8	1.4	
	学術研究、専門技術・サービス業	7.2	0.0	0.0	15.0	1.3	2.5	2.9	15.4
	生活関連サービス業、娯楽業	5.8	2.3	0.0	10.0	0.6	2.0	1.7	
	複 合 サ ー ビ ス 業	1.5	4.7	0.0	5.0	0.6	1.3	1.7	
	サービス業(他に分類されないもの)	10.1	7.0	3.9	15.0	5.6	6.6	6.4	
	公 務(他に分類されないもの)	17.4	7.0	1.0	5.0	3.8	5.8	5.7	
	小 計	76.9	49.0	17.5	90.0	41.1	44.4	39.2	40.4
分 類 不 能 の 産 業		4.2	2.2	1.7	0.0	0.6	1.7	8.1	4.0
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 日本標準産業分類第12回改訂（平成19年11月）に伴い、「農業、林業」と比較する従来の区分は「農業」及び「林業」の合計値とし、従来区分の「鉱業」は「鉱業、採石業、砂利採取業」に名称変更した。

また、従来区分の「情報、通信業・運輸業」には「情報通信業」及び「運輸業、郵便業」を、従来区分の「医療、福祉・教育、学習支援業」には「医療、福祉」及び「教育、学習支援業」を、さらに従来区分の「複合サービス、サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を充当した。

就業者の従業上の地位及び経営形態別については、表39のとおり、「常用雇用人」45.5%、「個人事業主」23.3%、「家族従業者」16.8%、「会社等の役員」1.3%、「臨時雇用人、日々雇用されている者」13.6%となっている。前回調査と比べて、「**常用雇用人**」が**8.4ポイント増加**している。

就業先の経営形態別では、「個人経営」48.3%、「法人経営」38.0%、「その他」13.7%の順となっている。

表39 従業上の地位別及び経営形態別就業者

(%)

区 分		平成29年調査						平成25年調査	平成18年調査
		都市型	農村型	漁村型	民芸品製作型	混合型	計		
従業上の地位	個人事業主	12.5	16.7	40.6	35.0	16.7	23.3	23.5	21.3
	家族従業者	0.0	11.9	31.7	10.0	16.7	16.8	17.5	16.8
	会社等の役員	1.6	2.4	1.0	5.0	0.6	1.3	3.0	2.8
	常用雇用人	1.6	7.1	1.0	10.0	7.7	5.0	4.5	5.5
	" 5～20人	17.2	26.2	11.9	10.0	13.5	15.1	16.2	18.3
	" 21～50人	12.5	7.1	4.9	5.0	21.1	13.2	6.7	10.3
	" 51人以上	31.1	14.3	3.0	0.0	10.9	12.2	9.7	11.5
	小計	62.4	54.7	20.8	25.0	53.2	45.5	37.1	45.6
	臨時雇用人	9.4	9.5	4.9	25.0	9.6	9.1	12.7	5.5
	日々雇用されている者	14.1	4.8	1.0	0.0	3.2	4.5	6.2	8.0
経営形態	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	個人経営	22.0	47.4	74.7	50.0	43.1	48.3	48.3	53.9
	法人経営	47.5	50.0	18.4	45.0	41.8	38.0	39.2	30.2
	その他	30.5	2.6	6.9	5.0	15.1	13.7	12.5	15.9
経営形態	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

就労の状況については、表40のとおり、1ヵ月の稼働日数では、前回調査と比べて、「25日以下」の稼働が15.3ポイント増加している一方、「26日以上」の稼働が減少している。また、就職方法では、「試験採用」が前回調査と比べて10.8ポイント増加している。

現在の仕事の継続の意志については、「現在の仕事を続ける」が80.3%、「現在の仕事を続けるしかない」が16.4%となっており、前回調査と同様の傾向を示している。

表40 就労の状況等

(%)

区 分		平成29年調査						平成25年調査	平成18年調査
		都市型	農村型	漁村型	民芸品製作型	混合型	計		
1ヵ月間の稼働日数	1～14日	16.9	4.6	2.0	15.0	13.1	10.2	5.9	6.7
	15～20日	27.3	20.9	12.7	15.0	17.5	18.4	22.7	25.2
	21～25日	49.3	51.2	61.8	30.0	65.0	58.0	42.7	52.5
	26日以上	6.5	23.3	23.5	40.0	4.4	13.4	28.7	15.6
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
就職の方法	試験採用	29.0	26.2	18.3	5.3	27.0	23.9	13.1	15.0
	職業安定所の紹介	21.7	7.2	0.0	0.0	17.7	11.8	13.1	7.8
	縁故採用	11.6	33.3	12.9	26.3	24.8	20.3	24.9	24.8
	その他	37.7	33.3	68.8	68.4	30.5	44.0	48.9	52.4
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現在の仕事の継続の意志	現在の仕事を続ける	72.6	76.7	91.1	80.0	78.0	80.3	80.7	79.7
	現在の仕事を続けるしかない	20.6	23.3	8.9	20.0	17.0	16.4	14.4	16.9
	できるだけ早くやめたい	2.7	0.0	0.0	0.0	1.9	1.3	2.0	2.0
	近くやめる	4.1	0.0	0.0	0.0	3.1	2.0	2.9	1.4
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

最近（3，4年間）の転職の経験については、表41のとおり、「転職経験」のある人の割合が7.9ポイント減少し、就業者全体の18.0%となっており、転職の回数は1回が最も多く40.6%となっている。

転職の主な理由は、「低賃金のため」が18.2%、「就労が不安定」「職場での人間関係」が14.5%となっている。前回調査と比べて、「低賃金のため」が5.8ポイント増加している一方、「能力を生かせない」が9.3ポイント減少している。

表41 転職の経験

(%)

区 分		29年	25年	18年	区 分		29年	25年	18年
転職経験の有無	転職経験有	18.0	25.9	14.4	転職の主な理由	低賃金のため	18.2	12.4	21.6
	転職経験無	82.0	74.1	85.6		就労が不安定	14.5	9.9	9.8
転職回数	1回	40.6	58.0	54.8		職場での人間関係	14.5	8.6	9.8
	2回	32.8	16.0	22.6		能力を生かせない	5.5	14.8	7.8
	3回以上	26.6	26.0	22.6		独立のため	1.8	2.5	2.0
※ 表中「29年」は平成29年調査を、「25年」は平成25年調査を、「18年」は平成18年調査をそれぞれ省略したもの。				体力的限界		5.5	6.2	7.8	
				家庭の事情		12.7	11.1	5.9	
				アイヌ差別がある		0.0	1.2	35.3	
				その他		27.3	33.3		

2 所得等の状況

(1) 年間所得

年間所得については、表42のとおり、「200万円未満」が19.6%、「200万円以上350万円未満」が22.3%、「350万円以上500万円未満」が19.2%、「500万円以上」が20.3%となっている。

前回調査に比べると、「200万円未満」の世帯の比率が12.0ポイント減少している一方、「500万円以上」の世帯が3.6ポイント増加している。

表42 年間所得

(世帯、%)

区 分		平成29年調査						平成25年調査	平成18年調査
		都市型	農村型	漁村型	民芸品製作型	混合型	計		
調査世帯数(世帯)		98	34	49	10	100	291	300	300
年間所得	収入なし	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.3	8.1
	100万円未満	5.1	8.8	0.0	0.0	6.0	4.8	10.3	
	100万円以上～200万円未満	20.4	14.7	6.1	50.0	9.0	14.4	20.0	13.4
	200万円以上～300万円未満	7.1	8.8	6.1	20.0	27.0	14.4	18.7	31.0
	300万円以上～350万円未満	3.1	14.7	2.0	0.0	14.0	7.9	7.7	
	350万円以上～400万円未満	8.2	11.8	6.1	0.0	11.0	8.9	9.0	20.4
	400万円以上～500万円未満	7.1	8.8	12.3	20.0	12.0	10.3	8.3	
	500万円以上～600万円未満	7.1	2.9	16.4	0.0	1.0	5.8	4.7	24.6
	600万円以上～700万円未満	4.1	0.0	2.0	0.0	3.0	2.8	4.3	
	700万円以上～800万円未満	3.1	0.0	10.2	0.0	1.0	3.1	2.0	
	800万円以上～900万円未満	0.0	2.9	2.0	0.0	2.0	1.4	0.7	
	900万円以上～1,000万円未満	0.0	2.9	2.0	0.0	2.0	1.4	1.7	
	1,000万円以上	1.0	8.8	22.5	0.0	2.0	5.8	3.3	
未回答		32.7	14.9	12.3	10.0	10.0	18.6	8.0	2.5

(2) 社会保険の加入状況

社会保険の加入状況については、表43のとおり、「健康保険加入者」は93.4%、「公的年金加入者」は94.2%、「65歳以上の公的年金受給者」は80.0%となっており、前回調査と比べて「65歳以上の公的年金受給者」の割合が10.2ポイント減少している。

表43 社会保険への加入状況

(世帯、人、%)

区 分		平成29年調査	平成25年調査	平成118年調査
調査世帯(291世帯)		100.0	100.0	100.0
健康保険の加入	加入している	93.4	94.5	93.8
	加入していない	6.6	5.5	6.2
公的年金の加入	加入している	94.2	92.1	92.2
	加入していない	5.8	7.9	7.8
調査世帯員(190人)		100.0	100.0	100.0
65歳以上の公的年金受給	受給している	80.0	90.2	97.1
	受給していない	20.0	9.8	2.9

(3) 生活意識

現在の生活意識については、表44のとおり、「とても苦しい」27.1%、「多少困る程度」47.8%、「少しゆとりがある」が15.8%となっている。

前回調査と比べて、「とても苦しい」「多少困る程度」の合計が4.4ポイント、「少しゆとりがある」「豊かである」の合計が0.9ポイント、それぞれ減少している。

表44 生活意識

区 分	平成29年 調 査	平成25年 調 査	平成18年 調 査
とても苦しい	27.1	27.3	29.7
多少困る程度	47.8	50.3	51.4
少しゆとりがある	15.8	17.7	18.3
豊かである	1.0	0.0	0.3
回答なし	8.3	4.7	0.3

(4) 不安に思っていること

不安に思っていることについては、表45のとおり、「自分と家族の健康」が前回調査と同様で最も多く68.9%、次いで「収入が少なく生活が不安定」が45.3%、「子供たちの教育」が18.4%、「住宅を改築（新築）しなければならない」が16.5%となっている。前回調査と比べて「子供たちの教育」が6.0ポイント減少している。

表45 不安に思っていること

(%)

区 分	平成29年 調 査	平成25年 調 査	平成18年 調 査
自分と家族の健康	68.9	67.9	70.5
子供たちの教育	18.4	24.4	21.2
失業のおそれ	8.6	11.8	21.9
勤め先がないこと	4.9	3.8	4.1
収入が少なく生活が不安定	45.3	43.6	45.2
住宅を改築（新築）しなければならない	16.5	19.5	19.2
その他の	13.1	6.6	1.7

※ 複数回答 回答世帯 267世帯

(5) 相談相手等

困っていることの相談相手については、表46のとおり、「家族」が53.0%と最も多い。次いで「アイヌの友人・知人」が11.4%、「アイヌでない友人・知人」が8.4%、「アイヌ生活相談員」が5.7%となっているが、「誰にも相談しない」と回答した人の割合が15.4%となっている。

「誰にも相談しない」と回答した人に対してその理由を尋ねたところ、表47のとおり、「自分で解決すべき」が57.8%、「近くに信頼して相談できる人がいない」が20.8%となっている。

表46 相談相手

(%)

区 分	平成29年 調 査	平成25年 調 査
家 族	53.0	55.7
アイヌの友人・知人	11.4	6.7
アイヌでない友人・知人	8.4	5.4
アイヌ生活相談員	5.7	5.0
職場の上司・同僚	1.3	4.4
近 所 の 人	2.7	3.0
行 政 機 関	1.0	1.0
民 生 委 員	0.3	0.3
そ の 他	2.3	2.0
誰にも相談しない	15.4	20.8

※ 複数回答 回答世帯 269世帯

表47 誰にも相談しない理由

(%)

区 分	平成29年 調 査	平成25年 調 査
自分で解決すべき	57.8	67.7
近くに信頼して相談できる人がいない	20.8	14.5
悩みなどの内容を知られたくない	13.4	6.5
近くに行政機関や弁護士などの公的機関がない	4.4	0.0
その他	4.4	11.3

3 住居の状況

(1) 住居の所有関係等

住居については、表48のとおり、所有関係では、「持家」が76.6%と、前回調査と比べて8.1ポイント増加している一方、「借家」については、「公営及び公社・公団」10.6%、「民営借家」12.4%、「給与住宅」0.4%となっており、前回調査と比べてそれぞれ2.8ポイント、4.3ポイント、1.0ポイント減少している。

住居の形態では、「一戸建て」、「アパート・寮」が83.4%、13.5%と前回調査と比べてそれぞれ7.7ポイント、0.8ポイント増加している一方、「間借」が1.2ポイント減少している。

建物の構造では、「木造」が最も多く69.0%、次いで「防火木造」が21.5%となっている。

建築後の経過年数についてみると、「5年未満」の住宅が2.6%、「20年以上経過」した住宅が71.5%となっており、前回調査と比べて「5年未満」は1.2ポイント減少している一方、「20年以上」も1.5ポイント減少している。

表48 住居の状況

(%)

区 分		平成29年調査						平成25年調査	平成18年調査
		都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型	計		
所有関係	持家	57.5	81.8	100.0	50.0	82.1	76.6	68.5	82.3
	借公営	13.8	12.1	0.0	30.0	4.2	8.3	12.0	7.4
	公社・公団	2.5	0.0	0.0	10.0	3.2	2.3	1.4	2.0
	民営	25.0	6.1	0.0	10.0	10.5	12.4	16.7	8.0
	家給与住宅	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.4	0.3
住居形態	一戸建て	62.6	87.8	100.0	55.6	92.7	83.4	75.7	86.6
	アパート・寮	32.0	6.1	0.0	33.3	6.3	13.5	12.7	4.4
	間借	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	2.0	0.3
	その他	2.7	6.1	0.0	11.1	1.0	2.3	9.6	8.7
建物構造	木造	64.5	84.8	63.8	40.0	72.9	69.0	59.4	74.2
	防火木造	17.7	6.1	34.1	10.0	25.0	21.5	23.3	14.7
	鉄骨・鉄筋コンクリート	15.2	6.1	2.1	40.0	2.1	7.9	11.1	4.4
	鉄骨	1.3	0.0	0.0	10.0	0.0	0.8	0.3	
	その他	1.3	3.0	0.0	0.0	0.0	0.8	5.9	6.7
建築後の経過年数	3年未満	0.0	0.0	4.2	0.0	1.0	1.1	2.1	1.0
	3～5年未満	2.5	0.0	4.2	0.0	0.0	1.5	1.7	1.7
	5～10年未満	12.7	0.0	2.1	0.0	9.5	7.6	6.2	15.1
	10～20年未満	10.1	6.3	20.8	22.2	27.4	18.3	17.0	24.2
	20年以上	74.7	93.7	68.7	77.8	62.1	71.5	73.0	58.0

※ 住宅・土地統計調査の区分変更により、従来の「モルタル」の区分は「防火木造」に、「鉄筋」の区分は「鉄骨・鉄筋コンクリート」又は「鉄骨」に、「ブロック」の区分は「その他」に、それぞれ充当した。

また、住宅の部屋数については、表49のとおり、「5部屋」26.1%、「6部屋以上」31.6%と、前回調査に比べてそれぞれ0.7ポイント、7.0ポイント増加している一方、「2部屋以下」、「3部屋」、「4部屋」は、それぞれ0.4ポイント、1.7ポイント、5.6ポイント減少している。

表49 部屋数

(%)

区 分	平 成 29 年 調 査							平 成 25 年 調 査	平 成 18 年 調 査
	持 家	借 家					合 計		
		公 営	公社・ 公 団	民 営	給 与 住 宅	小 計			
部 屋 数									
2 部屋以下	0.5	6.3	20.0	40.0	0.0	26.9	6.4	6.8	4.3
3 部 屋	9.9	31.2	20.0	23.3	100.0	26.9	13.7	15.4	14.1
4 部 屋	22.0	37.5	0.0	20.0	0.0	23.1	22.2	27.8	19.8
5 部 屋	28.0	12.5	60.0	16.7	0.0	19.2	26.1	25.4	26.5
6 部屋以上	39.6	12.5	0.0	0.0	0.0	3.9	31.6	24.6	35.3

(2) 新築等の計画

新築等の計画については、表50のとおり、持家世帯の21.2%が「建替又は増改築」を、25.4%が「修理」を希望しており、借家世帯の19.4%が「新築又は購入」を希望している。前回調査と比べると、**持家世帯では「修理」が8.6ポイント増加し、借家世帯では「新築（購入）」が前回調査と比べ0.6ポイント減少**している。

表50 新築等の計画

(%)

持 家 世 帯				借 家 世 帯			
区 分	平成29年 調 査	平成25年 調 査	平成18年 調 査	区 分	平成29年 調 査	平成25年 調 査	平成18年 調 査
新たに購入したい	0.0	0.0	2.6	新築（購入）したい	19.4	20.0	17.6
建 て 替 え た い	7.4	10.3	11.8	公営住宅に入りたい	5.6	12.9	9.8
増 改 築 し た い	13.8	15.1	6.3	計 画 な し	75.0	67.1	72.6
修 理 し た い	25.4	16.8	24.9				
計 画 な し	53.4	57.8	54.4				

(3) 住宅の設備

住宅の設備については、表51のとおり、生活用水については95.6%が「水道」を利用しており、前回調査と比べて**2.4ポイント減少**している。

採暖方法については、「灯油」が90.6%と最も多いが、前回調査と比べて**1.4ポイント増加**している一方で、「薪炭」が4.0%と、前回調査と比べて2.4ポイント減少している。

浴室は、「専用」が95.6%と、前回調査と比べて3.4ポイント増加している。便所については、「水洗」が63.3%、「簡易水洗」が13.1%となっている。

表51 住宅設備

(%)

生活 用水	区 分	水 道	ポンプ	井 戸	その他	浴室	区 分	専 用	共 用	な し
	平成29年調査	95.6	2.9	1.1	0.4		平成29年調査	95.6	1.1	3.3
	平成25年調査	98.0	1.4	0.3	0.3		平成25年調査	92.2	2.0	5.8
	平成18年調査	95.3	3.7	1.0	0.0		平成18年調査	92.3	3.7	4.0
採暖 方法	区 分	灯 油	薪 炭	石 炭	その他	便所	区 分	水 洗	簡易水洗	くみ取り
	平成29年調査	90.6	4.0	0.0	5.4		平成29年調査	63.3	13.1	23.6
	平成25年調査	89.2	6.4	0.3	4.1		平成25年調査	53.2	10.2	36.6
	平成18年調査	95.3	3.7	0.0	1.0		平成18年調査	54.8	7.7	37.5

(4) 宅地の所有及び購入計画

宅地については、表52のとおり、持家世帯の84.7%が「**自己所有地**」であり、前回調査と比べて**4.2ポイント増加**している。

また、借地と借家の世帯の宅地購入予定については1.6%の世帯が「**購入予定**」であり、前回調査と比べて**6.0ポイント減少**している。

表52 宅地の所有及び購入計画

(世帯、%)

区 分		平成29年調査		平成25年調査		平成18年調査	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
宅 地 所 有 状 況 (持 家 世 帯)	総 数	203	100.0	200	100.0	246	100.0
	自己所有地	172	84.7	161	80.5	208	84.6
	借 地	25	12.3	36	18.0	38	15.4
	未 回 答	6	3.0	3	1.5	-	-
宅 地 購 入 予 定 (借地・借家世帯)	総 数	62	100.0	92	100.0	53	100.0
	購入予定あり	1	1.6	7	7.6	3	5.7
	購入予定なし	48	77.4	68	73.9	31	58.5
	未 回 答	13	21.0	17	18.5	19	35.8

(5) 居留意識

現在住んでいる家については、表53のとおり、「**現在のままで良い**」が最も多く**45.4%**、次いで「不満だが、いまのところしかたがない」が44.0%で、前回調査とほぼ同様となっているほか、「できるだけ早く転居したい」が1.7%で4.9ポイント減少している。

表53 現在住んでいる家の居留意識

(%)

区 分	平成29年 調 査	平成25年 調 査	平成18年 調 査
現 在 の ま ま で よ い	45.4	46.0	47.1
不満だが、今のところしかたがない	44.0	44.0	48.2
できるだけ早く転居したい	1.7	6.6	3.3
近 く 転 居 す る 予 定	0.0	0.7	0.7
回 答 な し	8.9	2.7	0.7

4 貸付金の利用状況

(1) 生活のための公的貸付金利用状況

生活のための公的貸付金の利用状況については、表54のとおり、**生活のために公的貸付金を利用したことがある世帯**は52.9%で、前回調査と比べて**9.2ポイント増加**している。利用目的としては「教育費」で利用した世帯が48.1%と最も多く、次いで「住宅の新・改築」46.1%、「日常生活」21.4%となっている。

借入りが困難であったかについては、「容易に借りられた」が51.9%と前回調査と比べて7.6ポイント減少している。

また、**今後利用予定がある世帯**は17.9%で、前回調査と比べて**2.6ポイント増加**している。利用目的としては、「教育費」が55.8%、「住宅の新・改築」が30.8%となっている。

表54 生活のための公的貸付金利用状況

(世帯、%)

区 分			平成29年調査		平成25年調査		平成18年調査	
			実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
利用 した こと が	あ る		154	52.9	131	43.7	186	62.0
	利 用 目 的 (複数回答)	日 常 生 活	33	21.4	33	25.2	25	13.4
		教 育 費	74	48.1	40	30.5	81	43.5
		就 職 準 備	12	7.8	8	6.1	16	8.6
		住 宅 の 新 ・ 改 築	71	46.1	80	61.1	123	66.1
		浴 室 改 造 ・ 墓 碑 購 入	10	6.5	9	6.9	13	4.5
		そ の 他	6	3.9	3	2.3	3	1.6
	借 入 り が 困 難 であ った か	容 易 に 借 り ら れ た	80	51.9	78	59.5	122	65.6
		難 しい が 何 と か 借 り ら れ た	64	41.6	52	39.7	57	30.6
		と て も 難 し い	1	0.7	0	0.0	2	1.1
		回 答 な し	9	5.8	1	0.8	5	2.7
利 用 予 定 が	な い		115	39.5	155	51.6	108	36.0
	未回答		22	7.6	14	4.7	6	2.0
	あ る		52	17.9	46	15.3	73	24.3
	利 用 目 的 (複数回答)	日 常 生 活	7	13.5	4	8.7	11	15.1
		教 育 費	29	55.8	24	52.2	28	38.4
		就 職 準 備	3	5.8	1	2.2	9	12.3
		住 宅 の 新 ・ 改 築	16	30.8	15	32.6	24	32.9
		浴 室 改 造 ・ 墓 碑 購 入	4	7.7	2	4.3	4	5.5
		そ の 他	1	1.9	1	2.2	3	4.1
	な い		208	71.5	229	76.4	221	73.7
	未回答		31	10.6	25	8.3	6	2.0

※ 複数回答

(2) 事業のための公的貸付金利用状況

事業のための公的貸付金利用状況については、表55のとおり、事業のための**公的貸付金を利用したことがある世帯は11.3%**となっている。

利用資金は「**農林漁業セーフティネット資金**」が**42.4%**、「**農業近代化資金**」が18.2%となっており、利用目的は「**事業の運転資金**」が**54.5%**、「**負債整理**」が36.4%となっている。

借入れは、「容易に借りられた」が24.2%、「難しいが何とか借りられた」が63.6%で、「容易に借りられた」が10.6ポイント減少している。

また、**今後利用予定がある世帯は6.9%**となっており、利用資金は「**中小企業振興資金**」が最も多く30.0%、利用目的は「**事業の運転資金**」が最も多く40.0%となっている。

表55 事業のための公的貸付金利用状況

(世帯、%)

区 分			平成29年調査		平成25年調査		平成18年調査	
			実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
利用したことがある	あ る		33	11.3	23	7.7	12	4.0
	利 用 資 金 (複数回答)	農山漁村経営改善資金	4	12.1	9	39.1	6	50.0
		農業経営基盤強化資金(スｰﾊﾟｰﾚ)	3	9.1	—	—	—	—
		農 業 近 代 化 資 金	6	18.2	—	—	—	—
		農林漁業セーフティネット資金	14	42.4	8	34.8	2	16.7
		沿岸漁業経営安定資金	3	9.1	5	21.7	0	0.0
		中 小 企 業 振 興 資 金	2	6.1	1	4.3	2	16.7
		そ の 他	9	27.3	4	17.4	3	25.0
	利 用 目 的 (複数回答)	事 業 開 始	1	3.0	2	8.7	4	33.3
		事 業 の 運 転 資 金	18	54.5	13	56.5	4	33.3
		事 業 拡 大	10	30.3	7	30.4	3	25.0
		負 債 整 理	12	36.4	3	13.0	0	0.0
		そ の 他	5	15.2	1	4.3	1	8.4
	借り入れが困難であったか	容 易 に 借 り ら れ た	8	24.2	8	34.8	3	25.0
		難 しい が 何 と か 借 り ら れ た	21	63.6	13	56.5	8	66.7
		と て も 難 し い	3	9.1	0	0.0	1	8.3
		回 答 な し	1	3.0	2	8.7	0	0.0
利用予定がある	な い		224	77.0	249	83.0	274	91.3
	未回答		34	11.7	28	9.3	14	4.7
	あ る		20	6.9	14	4.7	25	8.3
	利 用 資 金 (複数回答)	農山漁村経営改善資金	1	5.0	9	64.3	5	20.0
		農業経営基盤強化資金(スｰﾊﾟｰﾚ)	0	0.0	—	—	—	—
		農 業 近 代 化 資 金	1	5.0	—	—	—	—
		農林漁業セーフティネット資金	2	10.0	1	7.1	3	12.0
		沿岸漁業経営安定資金	5	25.0	4	28.6	3	12.0
		中 小 企 業 振 興 資 金	6	30.0	2	14.3	10	40.0
		そ の 他	5	25.0	1	7.1	4	16.0
	利 用 目 的 (複数回答)	事 業 開 始	3	15.0	2	14.3	1	4.0
		事 業 の 運 転 資 金	8	40.0	5	35.7	10	40.0
		事 業 拡 大	5	25.0	6	42.9	9	36.0
		負 債 整 理	0	0.0	1	7.1	1	4.0
		そ の 他	4	20.0	1	7.1	4	16.0
利用予定がない	な い		203	69.8	231	77.0	234	78.0
	未回答		68	23.4	55	18.3	41	13.7

- ※ 複数回答
- ※ 平成18年の調査で「農業経営維持安定資金」と区分されていたものは、「農林漁業セーフティネット資金」の欄に記載した。
- ※ 「農業経営基盤強化資金(スーパーL)」及び「農業近代化資金」については、平成29年調査から追加。

5 修学資金の利用状況

修学資金の利用状況については、表56のとおり、**現在、過去、将来を含め78.3%の世帯が「利用又は利用を予定」**しており、利用（予定）者は、現在、過去、将来のいずれも**「子」の割合がもっとも高い**。

現在利用している人の利用目的は、前回調査と比べて「高等学校等」がほぼ同様となっている一方、「大学」は3.8ポイント減少している。

過去に利用した人の利用目的は、前回調査と比べて「高等学校等」がほぼ同様となっている一方、「大学」は11.4ポイント減少している。

将来利用を予定している人の利用目的は、前回調査と比べて「高等学校等」が7.3ポイント、「専修学校等」が11.7ポイント減少している。

表56 修学資金の利用状況

（世帯、％）

区 分			平成29年調査		平成25年調査		平成18年調査		
			実 数	構成比	実 数	構成比	実数	構成比	
修学資金の利用（予定）がある			228	78.3	201	67.0	223	74.3	
	現在利用			38	16.7	46	22.9	57	25.6
		利 用 者 （複数回答）	本人（世帯主）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
			配偶者	0	0.0	0	0.0	0	0.0
			子	33	86.8	46	100.0	56	98.2
			その他の親族	5	13.2	0	0.0	1	1.8
		利 用 目 的 （複数回答）	高等学校等	32	84.2	39	84.8	39	68.4
			大学	6	15.8	9	19.6	17	29.8
			専修学校等	2	5.3	5	10.9	10	17.5
		過去利用			151	66.2	144	71.6	154
	利 用 者 （複数回答）		本人（世帯主）	11	7.3	17	11.8	9	5.8
			配偶者	4	2.6	4	2.8	5	3.2
			子	136	90.1	115	79.9	139	90.3
			その他の親族	4	2.6	3	2.1	3	1.9
	利 用 目 的 （複数回答）		高等学校等	131	86.8	124	86.1	143	92.9
			大学	30	19.9	45	31.3	37	24.0
			専修学校等	24	15.9	34	23.6	43	27.9
	将来予定				39	17.1	48	23.9	78
		利 用 者 （複数回答）	本人（世帯主）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
			配偶者	0	0.0	0	0.0	0	0.0
			子	30	76.9	40	83.3	70	89.7
			その他の親族	10	25.6	6	12.5	8	10.3
		利 用 目 的 （複数回答）	高等学校等	24	61.5	33	68.8	62	79.5
			大学	17	43.6	28	58.3	41	56.2
			専修学校等	6	15.4	13	27.1	10	12.8
修学資金の利用（予定）はない			61	21.0	57	19.0	64	21.4	
未回答			2	0.7	42	14.0	13	4.3	

※ 複数回答

----- アンケート調査 -----

第4 「アンケート調査」の結果

「アンケート調査」は、「世帯調査」を行った291世帯の中から15歳以上の世帯員を対象に調査したものであり、有効回答者数は671人であった。

1 アイヌの人たちに対する対策について

「アイヌの人たちに対する施策の利用状況」に関する設問に対しては、表57のとおり、「知っていた」が79.4%、施策別に見ると、「教育の充実」が66.5%、「生活の安定」が45.0%、「雇用の安定」が39.8%、「産業の振興」が25.2%の順となっていた。

また、「利用したことがある」は53.4%、施策別には「知っていた」と答えた方と同じ順位となっていた。

「知っていた」と答えた方にどのような施策を知っていたか聞いたところ、表58のとおり、「教育の充実」は、各世代とも高かった。「生活の安定」は、60歳以上で64.9%と最も高く、世代が高くなるほど割合が高くなる傾向がみられた。

「利用したことがある」と答えた方について世代別に見ると、表59のとおり、「教育の充実」が各世代で高かった。「生活の安定」については、60歳以上で58.7%と各世代の中で最も高くなっていた。

表57 アイヌの人たちに対する施策について知っていますか、また、利用したことはありますか。

(人、%)

区 分	総 数 (671人)	(1)教育 の充実	(2)雇用 の安定	(3)産業 の振興	(4)生活 の安定
1. 知っていた	79.4	66.5	39.8	25.2	45.0
2. 知らない	13.6	-	-	-	-
3. 無回答	7.0	-	-	-	-
1. 利用したことがある	53.4	39.6	12.4	5.4	20.1
2. 利用したことはない	21.9	-	-	-	-
3. 無回答	24.7	-	-	-	-

※ 平成29年調査から追加したもの。

表58 知っている施策はどのようなものですか。

(人、%)

区 分	総 数 (533人)	30歳未満 (49人)	30歳代 (50人)	40歳代 (87人)	50歳代 (112人)	60歳以上 (228人)	不 詳 (7人)
(1)教育の充実	83.7	89.8	76.0	87.4	89.3	81.1	42.9
(2)雇用の安定	50.1	32.7	38.0	49.4	61.6	51.3	42.9
(3)産業の振興	31.7	16.3	30.0	21.8	34.8	38.2	14.3
(4)生活の安定	56.7	28.6	48.0	52.9	60.7	64.9	28.6

※ 平成29年調査から追加したもの。

表59 アイヌの人たちに対する施策について利用したことはありますか。

(人、%)

区 分	総 数 (358人)	30歳未満 (29人)	30歳代 (31人)	40歳代 (51人)	50歳代 (86人)	60歳以上 (155人)	不 詳 (6人)
(1)教育の充実	74.3	75.9	74.2	78.4	80.2	69.0	83.3
(2)雇用の安定	23.2	24.1	25.8	35.3	23.3	18.7	16.7
(3)産業の振興	10.1	0.0	12.9	11.8	7.0	12.9	0.0
(4)生活の安定	37.7	0.0	12.9	21.6	29.1	58.7	66.7

※ 平成29年調査から追加したもの。

「アイヌの人たちに対する特別な対策」に関する設問に対しては、表60のとおり、総数でみると「特別な対策が必要である」が60.8%、「特別な対策は必要ない」が6.7%となっている。

世代別でみると、「特別な対策が必要である」は、50歳代で最も高く66.4%、次いで60歳以上が64.7%、40歳代で64.4%、30歳代で62.7%となっており、前回調査と比べると**40歳代では「特別な対策が必要である」が9.3ポイントの増加**となっていた。

また、「特別な対策は必要ない」は、30歳未満及び30歳代で増加しているが、それ以外の世代では減少している。

表60 アイヌの人たちに対して特別な対策が必要だと思いますか。（世代別）

(%)

区 分		総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
	29年調査実数	(671人)	(86人)	(67人)	(101人)	(137人)	(266人)	(14人)
1. 特別な対策が必要である	平成29年調査	60.8	40.7	62.7	64.4	66.4	64.7	21.4
	平成25年調査	60.6	45.3	59.0	56.8	67.0	66.0	50.0
	平成18年調査	57.6	34.6	63.9	66.4	62.5	59.9	66.7
2. 特別な対策は必要ない	平成29年調査	6.7	10.5	7.5	8.9	3.6	5.6	14.3
	平成25年調査	9.6	8.3	6.6	14.4	11.0	7.2	20.0
	平成18年調査	10.8	9.8	6.2	7.6	14.3	13.0	16.7
3. わからない	平成29年調査	28.2	47.7	26.9	26.7	27.0	22.9	35.7
	平成25年調査	28.3	45.2	34.4	26.9	21.2	24.9	20.0
	平成18年調査	31.3	55.6	29.9	26.0	22.6	27.1	0.0
4. 不詳・無回答	平成29年調査	4.3	1.2	3.0	0.0	2.9	6.8	28.6
	平成25年調査	1.5	1.2	0.0	1.9	0.8	1.9	10.0
	平成18年調査	0.3	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	16.7

地区類型別でみると、表61のとおり、「特別な対策が必要である」は、民芸品製作型が80.0%と最も高く、次いで農村型68.7%、漁村型64.8%となっており、**農村型では17.7ポイントの増加**となっている。

また、「特別な対策は必要ない」は、混合型が8.1%と最も高く、次いで都市型7.1%となっており、農村型では6.1ポイントの減少となっている。

表61 アイヌの人たちに対して特別な対策が必要だと思いますか。（地区類型別）

(%)

区 分		総 数	都市型	農村型	漁村型	民芸品製作型	混合型
	29年調査実数	(671人)	(198人)	(83人)	(199人)	(30人)	(161人)
1. 特別な対策が必要である	平成29年調査	59.8	53.5	68.7	64.8	80.0	52.8
	平成25年調査	60.6	64.0	51.0	61.9	83.4	58.5
	平成18年調査	57.6	59.9	39.1	48.4	66.7	77.0
2. 特別な対策は必要ない	平成29年調査	6.7	7.1	4.8	6.0	6.7	8.1
	平成25年調査	9.6	6.5	10.9	6.5	8.3	14.2
	平成18年調査	10.8	5.6	18.8	12.5	6.7	9.3
3. わからない	平成29年調査	28.9	27.8	19.3	29.1	13.3	37.9
	平成25年調査	28.3	26.6	35.9	30.3	8.3	26.7
	平成18年調査	31.3	34.0	42.1	38.6	26.7	13.7
4. 不詳・無回答	平成29年調査	4.6	11.6	7.2	0.0	0.0	1.2
	平成25年調査	1.5	2.9	2.2	1.3	0.0	0.6
	平成18年調査	0.3	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0

「特別な対策が必要である」と答えた人に対して、「今後、どのような対策が重要だと思いますか」と聞いたところ、表62のとおり、総数においては「進学・奨励、技術・技能の習得など子弟教育のための対策」が70.3%と最も高く、次いで「生活と雇用を安定させるための対策」51.1%、「アイヌ文化の保存や伝承のための対策」36.2%となっている。

「子弟教育のための対策」については、地区類型別では、**全ての地区類型で60%以上の人が必要**と答えており、依然として高い割合となっている。

表62 今後、どのような対策が重要だと思いますか。

(%)

区 分		総 数	都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型
	29年調査実数	(401人)	(106人)	(57人)	(129人)	(24人)	(85人)
1. 進学・奨励、技術・技能の 習得など子弟教育のための 対策	平成29年調査	70.3	68.9	73.7	66.7	62.5	77.6
	平成25年調査	67.9	67.4	76.6	62.5	70.0	68.9
	平成18年調査	78.6	80.5	73.1	82.4	50.0	78.7
2. アイヌ文化の保存や伝承の ための対策	平成29年調査	36.2	42.5	50.9	22.5	66.7	30.6
	平成25年調査	38.6	34.8	46.8	25.0	45.0	49.5
	平成18年調査	32.0	33.9	34.6	25.3	50.0	32.6
3. 生活と雇用を安定させる ための対策	平成29年調査	51.1	62.3	45.6	42.6	50.0	54.1
	平成25年調査	51.8	64.0	31.9	52.1	65.0	47.6
	平成18年調査	50.2	61.0	55.8	37.4	50.0	47.5
4. 農林漁業や工芸品製作販売 など、産業を盛んにする ための対策	平成29年調査	21.4	17.9	17.5	28.7	20.8	17.6
	平成25年調査	19.2	12.4	17.0	30.2	20.0	15.5
	平成18年調査	17.5	5.1	7.7	35.2	30.0	19.1
5. 住宅の確保・改善や、生活 環境を整備するための対策	平成29年調査	24.7	24.5	19.3	32.6	20.8	17.6
	平成25年調査	19.4	20.2	25.5	21.9	15.0	14.6
	平成18年調査	18.7	19.5	11.5	18.7	20.0	20.6
6. その他	平成29年調査	5.7	17.0	0.0	1.6	0.0	3.5
	平成25年調査	4.5	9.0	2.1	3.1	0.0	3.9
	平成18年調査	1.2	2.5	1.9	1.1	0.0	0.0

※ 複数回答

2 雇用の安定と産業の振興について

「アイヌの人たちの雇用の安定を図るための施策」に関する設問に対しては、表63のとおり、総数においては「職業紹介や情報提供の充実」が54.8%と最も高く、次いで「就職資金などの充実」54.7%、「職業訓練の受講機会の確保」43.3%と続いている。

また、地区類型別でみると、民芸品製作型では「職業相談員の活動など相談体制の充実」が最も高く、漁村型では「職業紹介や情報提供の充実」が最も高くなっているなど、**地区類型によって異なる傾向**となっている。

表63 雇用の安定を図るために、どのような施策が重要だと思いますか。

(%)

区 分		総 数	都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型
	29年調査実数	(651人)	(185人)	(81人)	(199人)	(30人)	(156人)
1. 職業紹介や情報提供の充実	平成29年調査	54.8	51.4	44.4	67.8	46.7	49.4
	平成25年調査	56.0	46.0	63.3	59.3	62.5	56.3
	平成18年調査	59.3	56.0	58.5	50.6	26.7	74.7
2. 職業相談員の活動など相談体制の充実	平成29年調査	30.6	29.7	24.7	26.6	60.0	34.0
	平成25年調査	26.9	27.8	19.0	22.7	50.0	30.5
	平成18年調査	36.9	52.4	30.8	37.1	40.0	24.7
3. 職業訓練の受講機会の確保	平成29年調査	43.3	53.5	55.6	34.2	36.7	37.8
	平成25年調査	46.3	48.4	43.0	44.0	50.0	47.9
	平成18年調査	45.1	52.9	41.5	43.3	53.3	40.7
4. 就職資金などの充実	平成29年調査	54.7	47.0	55.6	55.8	43.3	64.1
	平成25年調査	53.5	58.7	50.6	63.3	20.8	46.7
	平成18年調査	45.4	26.7	50.0	56.7	60.0	49.5
5. その他	平成29年調査	4.5	8.6	3.7	1.5	10.0	2.6
	平成25年調査	3.5	4.8	1.3	2.0	4.2	4.8
	平成18年調査	3.0	4.7	3.1	0.0	0.0	4.4

※ 複数回答

「農林漁業や中小企業の振興を図るための施策」に関する設問に対しては、表64のとおり、総数においては「農林漁業の生産基盤などの整備や経営の近代化」が54.4％と最も高く、次いで「各種貸付金などの充実」48.3％となっている。

地区類型別でみると、都市型及び民芸品製作型では「技術研修の機会の確保」、農村型、漁村型では「農林漁業の生産基盤などの整備や経営の近代化」が最も多くなっており、**地区類型によって異なる傾向**となっている。

表64 産業の振興を図るために、どのような施策が重要だと思いますか。

(%)

区 分		総 数	都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型
	29年調査実数	(586人)	(134人)	(76人)	(194人)	(29人)	(153人)
1. 農林漁業の生産基盤などの 整備や経営の近代化	平成29年調査	54.4	27.6	56.6	76.8	20.7	54.9
	平成25年調査	56.5	45.3	64.1	73.3	17.4	51.5
	平成18年調査	49.5	25.7	44.5	69.1	6.7	60.6
2. 経営指導や相談体制の充実	平成29年調査	28.2	36.6	26.3	21.6	34.5	28.8
	平成25年調査	21.8	22.2	24.4	17.1	60.9	19.0
	平成18年調査	37.6	55.4	37.0	37.1	13.3	22.9
3. 展示会など販路の拡大	平成29年調査	14.8	25.4	7.9	9.8	37.9	11.1
	平成25年調査	17.1	23.1	10.3	7.5	13.0	25.2
	平成18年調査	15.0	20.6	15.1	12.4	40.0	9.7
4. 技術研修の機会の確保	平成29年調査	38.6	56.7	47.4	24.2	51.7	34.0
	平成25年調査	39.1	33.3	44.9	36.3	73.9	38.0
	平成18年調査	41.1	50.9	47.1	25.8	80.0	39.4
5. 各種貸付金などの充実	平成29年調査	48.3	40.3	36.8	54.6	37.9	54.9
	平成25年調査	49.3	56.4	42.3	57.5	30.4	42.9
	平成18年調査	45.0	32.6	44.5	45.5	53.3	56.6
6. その他	平成29年調査	3.9	6.0	7.9	1.0	6.9	3.3
	平成25年調査	4.6	6.0	3.8	0.7	4.3	7.4
	平成18年調査	3.3	7.4	0.8	0.0	0.0	4.6

※ 複数回答

3 幼稚園等への通園、通学状況について

「幼稚園等への通園、通所状況」に関する設問に対しては、表65のとおり、総数においては、「幼稚園に通った」、「保育所に通った」、「両方に通った」が合わせて60.2%、幼稚園・保育所に「通っていない」が31.4%となっている。また、「塾に通った」は16.4%、「塾に通っていない」は80.6%となっている。

世代別でみると、30歳未満で「幼稚園、保育所に通っていない」は2.3%となっている。

表65 これまでに幼稚園、保育所、塾（小中学校時代）に通ったことはありますか。

(人、%)

区 分	29年調査実数	総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
		(671人)	(86人)	(67人)	(101人)	(137人)	(266人)	(14人)
1. 幼稚園に通った	121	18.0	14.0	25.4	30.7	15.3	12.4	50.0
2. 保育所に通った	243	36.2	61.6	56.7	51.5	44.5	13.2	28.6
3. 両方に通った	40	6.0	18.6	4.5	5.9	8.0	1.5	0.0
4. 通っていない	211	31.4	2.3	13.4	8.9	26.3	57.5	14.3
5. 不詳・無回答	56	8.3	3.5	0.0	3.0	5.8	15.4	7.1
1. 塾に通った	110	16.4	30.2	29.9	22.8	14.6	6.4	28.6
2. 塾に通っていない	541	80.6	69.8	68.7	77.2	83.9	88.3	50.0
3. 不詳・無回答	20	3.0	0.0	1.5	0.0	1.5	5.3	21.4

※ 塾には家庭教師を含む

地区類型別でみると、表66のとおり、「幼稚園・保育所に通っていない」は、都市型34.3%、民芸品製作型30%、漁村型29.1%の順、「塾に通っていない」は、農村型90.4%、混合型85.1%、漁村型79.9%の順となっていた。

表66 地区類型別通園状況

(人、%)

区 分	29年調査実数	総 数	都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型
		(671人)	(198人)	(83人)	(199人)	(30人)	(161人)
1. 幼稚園に通った	121	18.0	20.2	31.3	10.6	40.0	13.7
2. 保育所に通った	243	36.2	26.3	31.3	39.7	16.7	50.3
3. 両方に通った	40	6.0	7.1	2.4	9.5	6.7	1.9
4. 通っていない	211	31.4	34.3	30.1	29.1	30.0	31.7
5. 不詳・無回答	56	8.3	12.1	4.8	11.1	6.7	2.5
1. 塾に通った	110	16.4	18.2	7.2	20.1	26.7	12.4
2. 塾に通っていない	541	80.6	74.7	90.4	79.9	73.3	85.1
3. 不詳・無回答	20	3.0	7.1	2.4	0.0	0.0	2.5

※ 塾には家庭教師を含む

「幼稚園に通っていない」、「保育所に通っていない」、「塾に通っていない」と答えた人にその理由を聞いたところ、それぞれ「経済的理由」が最も高くなっていた。

表67 幼稚園に通っていない理由

(人、%)

区 分		総 数	都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型
	29年調査実数	(280人)	(88人)	(44人)	(79人)	(11人)	(58人)
1. 幼稚園がなかった	63	22.5	9.1	45.5	20.3	18.2	29.3
2. 経済的理由	93	33.2	56.8	11.4	21.5	9.1	34.5
3. 家庭の事情・親の方針	5	1.8	4.5	0.0	0.0	9.1	0.0
4. 必要がなかった	29	10.4	3.4	13.6	11.4	9.1	17.2
5. わからない・その他	10	3.6	5.7	0.0	3.8	9.1	1.7
6. 無回答	80	28.6	20.5	29.5	43.0	45.5	17.2

※ 平成29年調査から追加したもの。

表68 保育所に通っていない理由

(人、%)

区 分		総 数	都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型
	29年調査実数	(265人)	(80人)	(36人)	(80人)	(12人)	(57人)
1. 保育所がなかった	52	19.6	6.3	22.2	20.0	25.0	35.1
2. 経済的理由	90	34.0	56.3	16.7	25.0	8.3	31.6
3. 家庭の事情・親の方針	2	0.8	1.3	0.0	0.0	8.3	0.0
4. 必要がなかった	43	16.2	6.3	30.6	18.8	8.3	19.3
5. わからない・その他	21	7.9	13.8	13.9	2.5	16.7	1.8
6. 無回答	57	21.5	16.3	16.7	33.8	33.3	12.3

※ 平成29年調査から追加したもの。

表69 塾（小中学校時代）に通っていない理由

(人、%)

区 分		総 数	都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型
	29年調査実数	(541人)	(148人)	(75人)	(159人)	(22人)	(137人)
1. 塾がなかった	67	12.4	7.4	14.7	11.3	27.3	15.3
2. 経済的理由	196	36.2	58.1	21.3	30.2	13.6	31.4
3. 家庭の事情・親の方針	4	0.7	1.4	0.0	0.6	0.0	0.7
4. 必要がなかった	160	29.6	15.5	41.3	28.3	27.3	40.1
5. わからない・その他	19	3.5	4.1	1.3	3.8	4.5	3.6
6. 無回答	95	17.6	13.5	21.3	25.8	27.3	8.8

※ 平成29年調査から追加したもの。

幼児教育の充実を図るとした場合に、どのような取組が有効と考えるかとの設問に対しては、表70のとおり「幼稚園等に係る費用の助成」が63.6％と最も高くなっている。

表70 幼児教育の充実を図るとした場合に、どのような取組が有効と考えますか。

(人、％)

区 分		総 数	都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型
	29年調査実数	(671人)	(198人)	(83人)	(199人)	(30人)	(161人)
1. 幼稚園等に係る費用の助成	427	63.6	54.5	60.2	74.4	50.0	65.8
2. 公設型塾による学力向上	134	20.0	26.3	10.8	16.6	16.7	21.7
3. アイヌ語などに触れる機会の増設	143	21.3	27.3	25.3	10.6	76.7	14.9
4. その他	21	3.1	3.5	4.8	2.0	0.0	3.7
5. 無回答	41	6.1	12.6	8.4	1.0	0.0	4.3

※ 複数回答

※ 平成29年調査から追加したもの。

4 アイヌ文化の保存・伝承について

(1) 文化全般

「アイヌ文化の認知度」に関する設問に対しては、表71のとおり、「アイヌ語」、「楽器（ムックリ等）」、「（民族）舞踊」、「祭事」、「刺繍」がいずれも50%以上となっており、木彫が46.4%と続いている。

表71 どのようなアイヌ文化を知っていますか。

(人、%)

区	分	平成29年調査	平成25年調査	平成18年調査
	29年調査実数	(604人)	(508人)	(620人)
1. アイヌ語	325	53.8	52.0	49.0
2. 叙事詩(ユーカラ等)	107	17.7	19.1	11.9
3. 歌	189	31.3	38.0	25.0
4. 楽器(ムックリ等)	335	55.5	51.8	43.4
5. (民族)舞踊	342	56.6	52.8	51.3
6. 祭 事	307	50.8	45.3	37.4
7. 編 物	125	20.7	20.9	15.2
8. 刺 繍	307	50.8	50.0	46.5
9. 織 物	154	25.5	27.0	21.6
10. 伝統的漁法	77	12.7	14.6	16.0
11. 調 理	144	23.8	28.7	21.8
12. 木 彫	280	46.4	50.0	40.5
13. そ の 他	7	1.2	2.6	0.8

※ 複数回答

また、「どの程度知っていますか」との設問に対しては、表72のとおり、「良く知っていて教えることができる」と答えた人の中で一番多かったのは「調理」20.1%であり、次いで「歌」18.5%、「舞踊」14.3%、「楽器」11.6%、「伝統的漁法」10.4%の順となっている。

過去2回の調査と比べると、「**教えることができないが、ある程度知っている**」が増加するとともに、「**体験や本等で少しは知っている**」が減少している。

表72 その文化をどの程度知っていますか。

(人、%)

区	分	29年 実数	良く知っていて 教えることができる			教えることはできない が、ある程度知っている			体験や本等で 少しは知っている		
			29年	25年	18年	29年	25年	18年	29年	25年	18年
1. アイヌ語		325	3.7	3.8	4.6	38.8	36.7	25.0	57.5	59.5	70.4
2. 叙事詩(ユーカラ等)		107	8.4	6.2	10.8	38.3	43.3	36.5	53.3	50.5	52.7
3. 歌		189	18.5	14.0	11.6	48.7	38.3	29.7	32.8	47.7	58.7
4. 楽器(ムックリ等)		335	11.6	13.3	7.4	33.7	32.7	27.5	54.6	54.0	65.1
5. (民族)舞踊		342	14.3	17.5	7.5	38.9	32.8	24.2	46.8	49.7	68.2
6. 祭 事		307	6.2	9.6	6.0	47.2	38.7	34.1	46.6	51.7	59.9
7. 編 物		125	8.8	11.3	9.6	47.2	32.1	30.9	44.0	56.6	59.6
8. 刺 繍		307	9.8	13.8	6.9	39.1	32.3	29.9	51.1	53.9	63.2
9. 織 物		154	5.2	8.8	9.0	43.5	32.1	21.6	51.3	59.1	69.4
10. 伝統的漁法		77	10.4	10.8	7.1	37.7	50.0	27.3	51.9	39.2	65.7
11. 調 理		144	20.1	15.1	10.4	43.1	42.5	36.3	36.8	42.4	53.3
12. 木 彫		280	5.4	6.7	6.0	43.6	35.4	19.5	51.1	57.9	74.5
13. そ の 他		7	57.1	38.5	40.0	14.3	23.1	0.0	28.6	38.4	60.0
合 計		2,699	9.9	11.2	7.5	41.1	36.0	27.5	48.9	52.8	65.0

※ 複数回答

※ 表中「29年」は平成29年調査を、「25年」は平成25年調査を、「18年」は平成18年調査をそれぞれ省略したもの

「アイヌ文化の伝承活動への参加（実践）」に関する設問に対しては、表73のとおり、「現在係わっている」が29.8%、「過去に係わったことがある」が20.0%、「係わったことがない」が38.2%となっており、「**現在係わっている**」人の割合が前回調査と比べて**11.3ポイント増加**している。

また、「現在係わっている」人の男女別、世代別の状況をみると、表74のとおり、**男性、女性の参加割合は女性の方が高く**、世代別では、60歳代が38.0%、50歳代が35.0%と高くなっている。

表73 アイヌ文化の伝承活動に参加したり実践したことがありますか。

(人、%)

区 分	平成29年調査 実 数	構 成 比		
		平成29年調査 (671人)	平成25年調査 (586人)	平成18年調査 (712人)
1. 現在係わっている	200	29.8	30.7	19.4
2. 過去に係わったことがある	134	20.0	19.5	21.3
3. 係わったことがない	256	38.2	38.7	48.5
4. わからない	54	8.0	10.1	9.1
5. 不詳・無回答	27	4.0	1.0	1.7

表74 現在係わっている人の状況

(人、%)

区 分	総 数	男 女 別			世 代 別					
		男	女	不 詳	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
実 数	671	329	298	44	86	67	101	137	266	14
参加者数	200	79	109	12	10	12	23	48	101	6
参加割合	29.8	24.0	36.6	27.3	11.6	17.9	22.8	35.0	38.0	42.9

さらに、「現在係わっている」人に「参加（実践）程度」を聞いたところ、表75のとおり、「いつも」と「時々」の参加者を合わせると、「**祭事**」が**40.8%で最も多く**、次いで「（民族）舞踊」29.9%となっているが、表71で認知度が高かった「**アイヌ語**」は**12.6%**、「**木彫**」は**14.1%**にとどまっている。

表75 どのような伝承活動に、どの程度参加（実践）していますか。

(「現在係わっている」200人を対象)

(%)

区 分	いつも参加（実践） している			時々参加（実践） している			たまに参加（実践） している		
	29年	25年	18年	29年	25年	18年	29年	25年	18年
1. アイヌ語	3.7	8.9	17.4	8.9	11.1	4.3	13.9	15.6	9.4
2. 叙事詩(ユーカラ等)	2.8	3.3	5.8	4.1	5.6	4.3	5.6	8.3	7.2
3. 歌	11.2	16.1	15.9	8.2	13.9	5.8	8.7	9.4	9.4
4. 楽器(ムックリ等)	9.0	16.1	15.9	8.9	11.1	9.4	8.7	11.7	8.7
5. (民 族)舞踊	15.9	23.3	23.9	14.0	14.4	14.5	7.5	13.3	15.2
6. 祭 事	23.1	32.2	28.3	17.7	19.4	20.3	11.9	12.2	8.0
7. 編 物	4.4	3.3	8.7	5.8	2.8	6.5	7.5	10.0	5.1
8. 刺 繍	11.2	15.0	15.9	9.9	7.2	16.7	5.2	8.3	13.8
9. 織 物	3.4	2.2	15.9	2.7	5.0	16.7	6.7	8.9	13.8
10. 伝統的漁法	1.9	4.4	2.9	1.7	3.9	2.9	2.4	8.9	7.2
11. 調 理	7.5	7.2	16.7	8.2	10.0	14.5	7.9	13.3	11.6
12. 木 彫	5.6	10.6	15.2	8.5	7.8	8.7	11.9	13.3	10.9
13. そ の 他	0.3	2.2	1.4	1.4	1.7	0.7	2.0	1.1	0.7

※ 複数回答

※ 表中「29年」は平成29年調査、「25年」は平成25年調査、「18年」は平成18年調査を省略したもの

また、「現在係わっている」と答えた人に対し「積極的な活動を進めるために何が必要か」について聞いたところ、表76のとおり、「指導者の養成」が79.8%と最も高く、次いで「活動費の確保」が70.2%となっており、**過去2回の調査と同じ傾向**となっている。

表76 積極的な活動を進めるために何が必要だと思いますか。

(人、%)

区 分	平成29年調査 実 数	構 成 比		
		平成29年調査 (188人)	平成25年調査 (180人)	平成18年調査 (138人)
1. 指導者の養成	150	79.8	75.6	72.5
2. 活動場所の確保	37	19.7	17.8	18.8
3. 活動費の確保	132	70.2	54.4	58.0
4. 地域住民の理解	41	21.8	16.1	17.4
5. 公表（公開）の機会の確保	27	14.4	13.9	18.1
6. その他	4	2.1	4.4	1.4

※ 複数回答

「係わったことがない」「現在係わっていない」人に、その理由を聞いたところ、表77のとおり、「余裕がない」が56.9%と最も高く、次いで「興味がない」「係わり方がわからない」がそれぞれ、14.6%となっている。

表77 係わったことがない、現在係わっていない理由はなんですか。

(人、%)

区 分	平成29年調査 実 数	構 成 比
		平成29年調査 (390人)
1. アイヌ文化に興味がない（なくなった）	57	14.6
2. 周りにアイヌ文化に係わっている人がいない	19	4.9
3. アイヌ文化に係わる余裕（時間的、経済的）がない	222	56.9
4. アイヌ文化への係わり方がわからない	57	14.6
5. その他	29	7.4
6. 無回答	29	7.4

※ 複数回答

※ 平成29年調査から追加したもの。

「係わったことがない」「現在係わっていない」人に、今後係わるとしたらどのような活動に参加（実践）してみたいかを聞いたところ、表78のとおり、「祭事」が25.4%と最も高く、次いで「アイヌ語」が24.4%、「刺繍」が16.7%、「木彫」が15.9%と続き、「楽器」「舞踊」がそれぞれ12.3%となっている。

表78 今後、係わるとしたらどのような活動に参加してみたいですか。

(人、%)

区 分	構 成 比	
	平成29年調査 実 数	平成29年調査 (390人)
1. アイヌ語	95	24.4
2. 叙事詩(ユーカラ等)	16	4.1
3. 歌	23	5.9
4. 楽器(ムックリ等)	48	12.3
5. (民 族) 舞踊	48	12.3
6. 祭 事	99	25.4
7. 編 物	21	5.4
8. 刺 繍	65	16.7
9. 織 物	29	7.4
10. 伝統的漁法	26	6.7
11. 調 理	38	9.7
12. 木 彫	62	15.9
13. そ の 他	53	13.6

※ 複数回答

※ 平成29年調査から追加したもの。

「重点的に行う分野」に関する設問に対しては、表79のとおり、「アイヌ語」が56.2%と最も高く、「祭事」48.6%、「（民族）舞踊」27.4%の順となっており、過去2回の調査をみても、この**3つの分野を重点的に行うべきとの意見が多い**結果になっている。

なお、今後の重点分野で2番目の「祭事」は、表68における「いつも」「時々」を合わせた参加状況も一番高くなっているが、**重点分野で1番目の「アイヌ語」は、参加状況では8番目**となっている。

表79 今後、重点的に行うべき分野はどの分野だと思いますか。

(人、%)

区 分	平成29年調査 実 数	構 成 比		
		平成29年調査 (621人)	平成25年調査 (497人)	平成18年調査 (620人)
1. アイヌ語	349	56.2	53.1	46.9
2. 叙事詩(ユーカラ等)	52	8.4	7.2	5.3
3. 歌	45	7.2	9.3	11.0
4. 楽器(ムックリ等)	32	5.2	8.9	7.1
5. (民 族) 舞踊	170	27.4	21.3	27.6
6. 祭 事	302	48.6	34.4	34.4
7. 編 物	28	4.5	4.8	3.4
8. 刺 繍	103	16.6	17.1	19.0
9. 織 物	38	6.1	7.4	8.9
10. 伝統的漁法	38	6.1	4.8	5.8
11. 調 理	46	7.4	6.8	8.9
12. 木 彫	59	9.5	14.9	13.1
13. そ の 他	54	8.7	8.9	4.4

※ 複数回答

(2) アイヌ語

「アイヌ語についてどの程度できますか」との設問に対しては、表80のとおり、総数でみると、「会話ができる」と答えた人は0.7%、「少し会話ができる」が3.4%、「話すことはできないが、アイヌ語を少しは知っている」が44.6%、「話すことも、聞くこともできない」が48.1%となっている。

また、「会話ができる」「少し会話ができる」と答えた60歳以上の方の割合が、前回調査と比べ減少しているが、30歳未満で、「会話ができる」と答えた方が増加している。

表80 アイヌ語についてどの程度できますか。

		(%)						
区 分		総 数 (671人)	30歳未満 (86人)	30歳代 (67人)	40歳代 (101人)	50歳代 (137人)	60歳以上 (266人)	不 詳 (14人)
	29年調査実数							
1. 会話ができる	平成29年調査	0.7	2.3	0.0	0.0	0.7	0.4	7.1
	平成25年調査	0.9	0.0	0.0	0.0	0.8	1.9	0.0
	平成18年調査	0.7	0.0	1.0	0.0	0.0	2.3	0.0
2. 少し会話ができる	平成29年調査	3.4	2.3	3.0	1.0	2.9	4.5	14.3
	平成25年調査	6.3	4.8	6.6	5.8	5.1	7.2	20.0
	平成18年調査	3.9	0.8	0.0	3.8	4.2	8.5	0.0
3. 話すことはできないが、アイヌ語を少しは知っている	平成29年調査	44.6	34.9	37.3	42.6	43.8	51.9	21.4
	平成25年調査	44.2	32.1	42.6	40.3	53.4	46.9	30.0
	平成18年調査	32.4	15.8	33.0	35.1	37.5	38.4	16.7
4. 話すことも、聞くこともできない	平成29年調査	48.1	57.0	56.7	53.5	51.8	39.5	42.9
	平成25年調査	46.2	60.7	50.8	52.9	40.7	40.2	20.0
	平成18年調査	61.2	79.7	66.0	60.3	57.7	49.2	50.0
5. 不詳・無回答	平成29年調査	3.1	3.5	3.0	3.0	0.7	3.8	14.3
	平成25年調査	2.4	2.4	0.0	1.0	0.0	3.8	30.0
	平成18年調査	1.7	3.8	0.0	0.8	0.6	1.7	33.3

また、「今後、アイヌ語を覚えたいか」の設問に対しては、表81のとおり、総数でみると、「積極的に覚えたい」と「機会があれば覚えたい」を合わせると60.4%となっている。

世代別でみても、各世代とも「積極的に覚えたい」と「機会があれば覚えたい」の合計が50%以上であり、各世代とも高い割合を示している。

表81 今後、アイヌ語を覚えたいと思いますか。

		(%)						
区 分		総 数 (671人)	30歳未満 (86人)	30歳代 (67人)	40歳代 (101人)	50歳代 (137人)	60歳以上 (266人)	不 詳 (14人)
	29年調査実数							
1. 積極的に覚えたい	平成29年調査	7.0	4.7	7.5	10.9	8.0	5.3	14.3
	平成25年調査	9.7	6.0	8.2	9.6	10.2	11.0	20.0
	平成18年調査	6.0	2.3	5.2	6.1	4.8	10.2	16.7
2. 機会があれば覚えたい	平成29年調査	53.4	58.1	49.3	45.5	52.6	57.9	21.4
	平成25年調査	54.5	46.4	55.8	63.4	61.8	49.7	30.0
	平成18年調査	54.6	47.4	57.7	64.9	58.9	47.5	33.3
3. 覚えたくない	平成29年調査	35.5	33.7	40.3	41.6	38.0	31.6	28.6
	平成25年調査	31.7	39.3	34.4	26.0	26.3	34.0	30.0
	平成18年調査	36.4	45.1	36.1	27.5	34.5	39.5	0.0
4. 不詳・無回答	平成29年調査	4.2	3.5	3.0	2.0	1.5	5.3	35.7
	平成25年調査	4.1	8.3	1.6	1.0	1.7	5.3	20.0
	平成18年調査	2.9	5.3	1.0	1.5	1.8	2.8	50.0

5 アイヌ民族としての帰属意識（アイデンティティ）について

「アイヌ民族としての帰属意識(アイデンティティ)」に関する設問に対しては、まず「ご両親などの血縁等」については、表82のとおり、総数でみると「親」71.2%、「養父母」3.3%、「配偶者」18.5%となっている。

世代別でみると、「両親ともアイヌ」である割合は、60歳代以上では20%を上回っているが、30歳未満では7.0%となっている。30歳未満では「配偶者」が3.5%と、他の世代よりも割合が低くなっている。

表82 ご両親などにアイヌの血を引く方はいますか。

(人、%)

区 分		総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳	
		29年調査実数	(671人)	(86人)	(67人)	(101人)	(137人)	(266人)	(14人)
親		478	71.2	75.6	80.6	76.2	70.1	66.2	71.4
	父のみ	182	27.1	40.7	28.4	29.7	22.6	23.7	28.6
	母のみ	191	28.5	27.9	40.3	30.7	35.0	21.8	21.4
	両親	105	15.6	7.0	11.9	15.8	12.4	20.7	21.4
養父母		22	3.3	2.3	3.0	2.0	2.9	4.1	7.1
	養父のみ	12	1.8	2.3	3.0	1.0	0.7	2.3	0.0
	養母のみ	6	0.9	0.0	0.0	1.0	2.2	0.8	0.0
	両養父母	4	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	7.1
配偶者		124	18.5	3.5	17.9	17.8	12.4	27.1	14.3
いない		12	1.8	1.2	0.0	2.0	1.5	2.6	0.0
わからない		65	9.7	19.8	1.5	8.9	13.1	7.1	7.1

※ 複数回答

※ 「いない」は、アイヌである配偶者の死亡・離婚後に子供を養育している場合など

上記の設問で「いる」と回答した方に、ご両親などと身近なところで暮らしているかを聞いたところ、表83のとおり、総数では「暮らしている」が67.5%となっている。

表83 ご両親などと身近なところで暮らしていますか。

(人、%)

区 分		総数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
	調査実数	(597人)	(71人)	(67人)	(92人)	(118人)	(237人)	(12人)
暮らしている	403	67.5	85.9	65.7	75.0	62.7	62.9	50.0
暮らしていない	188	31.5	14.1	34.3	25.0	36.4	35.9	33.3
不詳・未回答	6	1.0	0.0	0.0	0.0	0.8	1.3	16.7

※ 平成29年調査から追加したもの。

次に、「自分が「アイヌである」と感じた時期」に関する設問に対しては、表84のとおり、総数でみると「小学生のころ」が27.1%と最も高く、「小学校入学前」16.4%、「中学生のころ」9.8%、「高校生以降」が4.8%となっている。世代別でみると、各世代とも同様の傾向となっているが、特に30歳代、40歳代における「小学生のころ」の割合が高くなっており、30歳未満において「わからない」の割合が46.5%と高くなっている。

表84 いつ頃、自分は「アイヌである」と感じましたか。

(人、%)

区 分	29年調査実数	総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
		(671人)	(86人)	(67人)	(101人)	(137人)	(266人)	(14人)
小学校入学前	110	16.4	7.0	13.4	13.9	15.3	21.8	14.3
小学生のころ	182	27.1	16.3	28.4	33.7	32.1	25.6	21.4
中学生のころ	66	9.8	11.6	11.9	9.9	8.0	9.8	7.1
高校生のころ	23	3.4	7.0	9.0	5.0	2.2	0.8	7.1
高校卒業以降	32	4.8	3.5	4.5	3.0	7.3	4.9	0.0
わからない	156	23.2	46.5	25.4	24.8	24.1	15.4	0.0
不詳・無回答	102	15.2	8.1	7.5	9.9	10.9	21.8	50.0

「アイヌであると感じたきっかけ」に関する設問に対しては、表85のとおり、総数でみると、「親から聞いた」は56.1%と最も高く、「親以外の家族・親戚から聞いた」20.9%、「友達から指摘された」13.7%、「近所の人から聞いた」が4.5%と続いている。世代別でみても傾向は同様である。

表85 あなたがアイヌであると感じたきっかけは何ですか。

(人、%)

区 分	29年調査実数	総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
		(556人)	(78人)	(61人)	(89人)	(117人)	(203)	(8人)
親から聞いた	312	56.1	66.7	63.9	60.7	52.1	49.8	62.5
親以外の家族・親戚から聞いた	116	20.9	15.4	24.6	14.6	18.8	26.1	12.5
近所の人から聞いた	25	4.5	0.0	1.6	2.2	4.3	7.9	12.5
友達から指摘された	76	13.7	2.6	13.1	14.6	17.1	15.8	12.5
学校の先生に指摘された	5	0.9	0.0	1.6	0.0	0.9	1.0	12.5
その他	92	16.5	19.2	6.6	18.0	17.1	18.2	0.0

※ 複数回答

「アイヌとして誇りを感じる点」に関する設問に対しては、表86のとおり、総数でみると「アイヌの文化」が41.0%と最も高く、「アイヌの歴史」34.8%、「アイヌの偉人達」24.2%、「アイヌの差別との戦い」9.6%と続いている。なお、「特にない」も36.0%と高めとなっている。

表86 アイヌとして誇りを感じる点は何ですか。

(人、%)

区 分	29年調査実数	総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
		(583人)	(80人)	(62人)	(93人)	(122人)	(217人)	(9人)
アイヌの歴史	203	34.8	28.8	21.0	37.6	32.8	40.6	44.4
アイヌの文化	239	41.0	41.3	33.9	36.6	36.9	47.5	33.3
アイヌの差別との戦い	56	9.6	2.5	8.1	5.4	8.2	15.2	11.1
アイヌの偉人達	141	24.2	15.0	17.7	26.9	23.0	29.0	22.2
その他	15	2.6	1.3	1.6	1.1	4.1	3.2	0.0
特にない	210	36.0	45.0	41.9	37.6	37.7	30.4	11.1

※ 複数回答

「アイヌとしていやだと感じる点」に関する設問に対しては、表87のとおり、総数でみると「**特にない**」が**52.8%**と最も高く、「**アイヌ差別の経験**」が**29.6%**、「生活水準」27.7%と続いている。世代別でみると、30歳未満で「特にない」の割合が最も高くなっており、また、30歳未満では「アイヌ差別の経験」が10.0%と他の世代と比べて低くなっている。

表87 アイヌとしていやだと感じる点は何ですか。

(人、%)

区 分	29年調査実数	総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
		(578人)	(80人)	(62人)	(93人)	(122人)	(212人)	(9人)
アイヌの歴史	10	1.7	1.3	3.2	0.0	3.3	1.4	0.0
アイヌの文化	5	0.9	0.0	0.0	0.0	0.8	1.9	0.0
アイヌ差別の経験	171	29.6	10.0	27.4	33.3	31.1	35.4	22.2
生活水準	160	27.7	20.0	38.7	22.6	21.3	33.0	33.3
その他	16	2.8	1.3	4.8	5.4	2.5	1.9	0.0
特にない	305	52.8	73.8	50.0	51.6	54.1	45.3	55.6

※ 複数回答

「アイヌとして誇りを感じさせた人など」に関する設問に対しては、表88のとおり、総数でみると「**特にない**」が**41.3%**と最も高く、「親」が28.5%、「親以外の家族・親戚」19.6%、「アイヌの友人・知人」18.4%、「本」12.8%と続いている。

世代別にみると、30歳未満において「特にない」の割合が59.7%と高くなっている。

表88 アイヌとして誇りを感じさせたのは誰（何）だと思いますか。

(人、%)

区 分	29年調査実数	総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
		(501人)	(72人)	(53人)	(87人)	(105人)	(179人)	(5人)
親	143	28.5	23.6	28.3	29.9	24.8	31.3	60.0
親以外の家族・親戚	98	19.6	15.3	24.5	24.1	13.3	21.2	20.0
アイヌの友人・知人	92	18.4	11.1	13.2	17.2	20.0	22.3	20.0
アイヌ以外の友人・知人	22	4.4	5.6	9.4	4.6	0.0	4.5	20.0
学校の先生	14	2.8	4.2	7.5	2.3	1.9	1.7	0.0
テレビ	33	6.6	5.6	11.3	4.6	10.5	4.5	0.0
本	64	12.8	5.6	9.4	14.9	13.3	15.6	0.0
その他	27	5.4	4.2	5.7	4.6	6.7	5.6	0.0
特にない	207	41.3	59.7	39.6	44.8	38.1	34.6	40.0

※ 複数回答

「アイヌとしていやだと感じさせた人など」に関する設問に対しては、表89のとおり、総数でみると「**特にない**」が**57.0%**と最も高く、「アイヌ以外の友人・知人」が25.3%、「学校の先生」8.0%、「アイヌの友人・知人」5.6%と続いている。

世代別にみると、世代間では概ね同様の傾向となっているが、30歳未満において「特にない」の割合が78.6%と高くなっている。

表89 アイヌとしていやだと感じさせたのは誰（何）だと思いますか。

(人、%)

区 分	29年調査実数	総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
		(502人)	(70人)	(54人)	(83人)	(110人)	(181人)	(4人)
親	13	2.6	2.9	0.0	3.6	0.9	3.9	0.0
親以外の家族・親戚	19	3.8	2.9	5.6	3.6	1.8	5.0	0.0
アイヌの友人・知人	28	5.6	4.3	5.6	7.2	3.6	6.1	25.0
アイヌ以外の友人・知人	127	25.3	8.6	31.5	26.5	30.9	26.5	0.0
学校の先生	40	8.0	0.0	9.3	8.4	4.5	12.7	0.0
テレビ	23	4.6	1.4	11.1	6.0	4.5	3.3	0.0
本	6	1.2	1.4	0.0	2.4	1.8	0.0	25.0
その他	31	6.2	5.7	13.0	7.2	6.4	3.3	25.0
特にない	286	57.0	78.6	48.1	55.4	55.5	53.0	50.0

※ 複数回答

6 アイヌの人たちに対する差別について

「物心ついてから今までの差別の状況」に関する設問に対しては、表90のとおり、「差別を受けたことがある」が23.2%、「自分に対してはないが、他の人が受けたのを知っている」が13.1%、「受けたことがない」が35.2%となっている。

また、「最近3,4年」の「差別を受けたことがある」と「自分に対してはないが、他の人が受けたのを知っている」を合わせると2.5%となり、前回調査と同程度となっている。

表90 物心ついてから今までに、何らかの差別を受けたことがありますか。

(人、%)

区 分	平成 29 年 調 査 (671人)						平成 25 年 調 査 (586人)					
			3,4年以前		最近3,4年				6,7年以前		最近6,7年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
1. 差別を受けたことがある	156	23.2	130	19.4	11	1.6	137	23.4	117	20.0	11	1.9
2. 自分に対してはないが、他の人が受けたことを知っている	88	13.1	67	10.0	6	0.9	56	9.6	43	7.3	3	0.5
3. 受けたことがない	236	35.2	—	—	—	—	208	35.5	—	—	—	—
4. わからない	119	17.7	—	—	—	—	101	17.2	—	—	—	—
5. 不詳・無回答	72	10.7	—	—	—	—	84	14.3	—	—	—	—

※ 「3,4年以前」「6,7年以前」「最近3,4年」「最近6,7年」は、「1. 差別を受けたことがある」または「2. 自分に対してはないが、他の人が受けたことを知っている」の回答者数の内、時期についての回答があったものの数値である。

※ 「構成比」はアンケート調査回答者総数（表中()内の数値）に対する割合である。

また、「差別を受けたことがある」又は「自分に対してはないが、他の人が受けたのを知っている」と答えた人に対して、「どのような場面で差別を受けましたか」と聞いたところ、表91のとおり、合計では「3, 4年以前」は「学校で」が最も多く73.1%、次いで「結婚のことで」が27.9%であるが、「最近3, 4年」になると、「結婚のことで」が41.2%で最も多く、次いで「職場で」、「学校で」、「交際のことで」が、それぞれ29.4%となっている。

表91 どのような場面で差別を受けましたか。

(人、%)

区	分	平成29年調査				平成25年調査			
		3, 4年以前		最近3, 4年		6, 7年以前		最近6, 7年	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
本人が差別を受けたとき	1. 就職のとき	13	10.0	3	27.3	17	14.7	3	27.3
	2. 職場で	35	26.9	5	45.5	23	19.8	5	45.5
	3. 結婚のことで	38	29.2	2	18.2	28	24.1	1	9.1
	4. 学校で	103	79.2	4	36.4	96	82.8	3	27.3
	5. 交際のことで	27	20.8	3	27.3	15	12.9	1	9.1
	6. 家庭の中で	5	3.8	3	27.3	—	—	—	—
	7. 行政から	8	6.2	3	27.3	4	3.4	2	18.2
	8. その他	7	5.4	1	9.1	6	5.2	2	18.2
他 の 人 が 受けたとき	1. 就職のとき	0	0.0	0	0.0	2	4.7	0	0.0
	2. 職場で	9	13.4	0	0.0	3	7.0	2	66.7
	3. 結婚のことで	17	25.4	5	83.3	17	39.5	1	33.3
	4. 学校で	41	61.2	1	16.7	27	62.8	0	0.0
	5. 交際のことで	7	10.4	2	33.3	4	9.3	1	33.3
	6. 家庭の中で	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—
	7. 行政から	1	1.5	0	0.0	1	2.3	0	0.0
	8. その他	9	13.4	0	0.0	6	14.0	0	0.0
合 計	1. 就職のとき	13	6.6	3	17.6	19	11.9	3	21.4
	2. 職場で	44	22.3	5	29.4	26	16.4	7	50.0
	3. 結婚のことで	55	27.9	7	41.2	45	28.3	2	14.3
	4. 学校で	144	73.1	5	29.4	123	77.4	3	21.4
	5. 交際のことで	34	17.3	5	29.4	19	11.9	2	14.3
	6. 家庭の中で	5	2.5	3	17.6	—	—	—	—
	7. 行政から	9	4.6	3	17.6	5	3.1	2	14.3
	8. その他	16	8.1	1	5.9	12	7.5	2	14.3

※ 複数回答

※ 「6. 家庭の中で」は、平成29年調査から追加したもの

「差別を受けたことがある」と答えた人に対して、受けた差別に対してどのように対処したかを聞いたところ、表92のとおり、「何も対処しなかった（出来なかった）」が18.6％で最も多く、次いで「我慢した（泣き寝入りした）」「気にしない（無視した）」がそれぞれ12.2％、「相手に抗議した（暴力での対応を含む）」が10.9％の順となっている。前回調査と比べると、「何も対処しなかった（出来なかった）」が5.4ポイント増加している。

表92 受けた差別に対してどのように対処しましたか。

（人、％）

区 分	平成29年調査		平成25年調査	
	実数(156人)	構成比	実数(136人)	構成比
我慢した（泣き寝入りした）	19	12.2	15	11.0
何も対処しなかった（出来なかった）	29	18.6	18	13.2
相手に抗議した（暴力での対応を含む）	17	10.9	15	11.0
気にしない（無視した）	19	12.2	19	14.0
自分自身に誇りを持つようになった	3	1.9	0	0.0
親（兄弟）に相談した	3	1.9	0	0.0
教師や公的機関に相談した	2	1.3	3	2.2
その他	22	14.1	21	15.4
無回答	42	26.9	45	33.2

「差別を受けたことがある」又は「自分に対してはないが、他の人が受けたのを知っている」と答えた人に対して、「差別の原因・背景は何だと思いますか」と聞いたところ、表93のとおり、「**人種的偏見に基づく差別**」が**59.4％で最も多く**、次いで「アイヌ民族の歴史的・社会的背景に対する無理解に基づく差別」が46.3％、「経済的理由に基づく差別」が25.4％の順となっている。

表93 差別の原因・背景は何だと思いますか。

（人、％）

区 分	平成29年調査		平成25年調査	
	実数(244人)	構成比	実数(192人)	構成比
1. アイヌ民族の歴史的・社会的背景に対する無理解に基づく差別	113	46.3	64	33.3
2. アイヌ文化に対する無理解に基づく差別	56	23.0	39	20.3
3. 人種的偏見に基づく差別	145	59.4	112	58.3
4. 経済的理由に基づく差別	62	25.4	50	26.0
5. 学校教育においてアイヌ民族の理解を深める取組が不十分なことにに基づく差別	61	25.0	51	26.6
6. その他	26	10.7	14	7.3
7. 無回答	19	7.8	61	31.8

※ 複数回答

「差別を受けたことがある」又は「自分に対してはないが、他の人が受けたのを知っている」と答えた人に対して、「差別をなくすためには、どのようにすれば良いと思いますか」と聞いたところ、表94のとおり、「**学校教育の中で、アイヌ民族の理解を深める取組を充実する**」が**58.6%**と最も多く、次いで「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善する」が55.3%、「行政が啓発活動などを積極的に推進する」が28.7%、「地域社会や職場での、アイヌ民族の理解を深める取組を充実する」が18.0%となっている。

表94 差別をなくすためには、どのようにすれば良いと思いますか。

(人、%)

区 分	平成29年調査		平成25年調査	
	実数(244人)	構成比	実数(192人)	構成比
1. 差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善する	135	55.3	95	49.5
2. 学校教育の中で、アイヌ民族の理解を深める取組を充実する	143	58.6	101	52.6
3. 地域社会や職場での、アイヌ民族の理解を深める取組を充実する	44	18.0	42	21.9
4. 行政が啓発活動などを積極的に推進する	70	28.7	58	30.2
5. その他	30	12.3	9	4.7
6. 無回答	27	11.1	70	36.5

複合差別を受けたことがあるか聞いたところ、表95のとおり、「受けたことがある」が5.7%、「受けたことがある人を知っている」が4.6%、「受けたことがある及び受けたことがある人を知っている」が4.6%となっており、合わせると14.9%となっていた。

表95 複合差別を受けたことがありますか。

(人、%)

区 分	平成29年調査	
	実数(671人)	構成比
1. 受けたことがある	38	5.7
2. 受けたことがある人を知っている	31	4.6
3 .1. 受けたことがある及び、2. 受けたことがある人を知っている	31	4.6
4. 受けたことがない	79	11.8
5. わからない	148	22.1
6. 無回答	344	51.3

※「複合差別」とは：いくつかの差別が結びついて起きる差別のことを言います。

(事例) 少数民族の女性が、少数民族であることに加え、女性であることで更に

複合的に困難な状況に置かれて受ける差別。

※ 平成29年調査から追加したもの。

「複合差別を受けたことがある」又は「受けたことがある人を知っている」と答えた人に対して、アイヌであること以外の差別の要因を聞いたところ、表96のとおり、「経済的要因」が64％、「性別」が22％、「障がい」が15％、「その他」が12％となっている。「高齢」と答えた人はいなかった。

男女別に見ると、大きな傾向の違いはみられない。

**表96 複合差別を受けたことがある、受けたことがある人を知っている場合における
その他の要因**

(人、％)

区 分	平成29年調査				
	実数 (100人)	構成比	男性 (51人)	女性 (43人)	不詳 (6人)
性別	22	22.0	21.6	25.6	0.0
障がい	15	15.0	15.7	16.3	0.0
高齢	0	0.0	0.0	0.0	0.0
経済的要因	64	64.0	60.8	67.4	66.7
その他	12	12.0	17.6	7.0	0.0
無回答	12	12.0	15.7	4.7	33.3

※ 複数回答

※ 平成29年調査から追加したもの。

7 その他

「アイヌ文化振興法制定並びにアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議後の変化」に関する設問に対しては、表97のとおり、総数でみると、「**学校教育で取り上げる機会が増えた**」が**27.7%で最も高く**、次いで「アイヌ文化に関する活動が盛んになった」が27.6%、「アイヌ民族に対する理解が進んだ」が26.5%の順となり、「アイヌ語の振興が図られた」が最も低く4.6%であった。

表97 「アイヌ文化振興法」の制定以降、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の衆参両院での可決以降、あなたの周りで何か変化がありましたか。

(人、%)

区 分			総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
			実数	(671人)	(86人)	(67人)	(101人)	(137人)	(266人)
1. アイヌ民族に対する理解が進んだ	平成29年調査	178	26.5	20.9	13.4	24.8	30.7	31.2	7.1
	平成25年(法)	174	29.7	22.6	36.1	39.4	29.7	27.3	0.0
	平成25年(決議)	159	27.1	15.5	36.1	37.5	32.2	22.5	0.0
2. 学校教育で取り上げられる機会が増えた	平成29年調査	186	27.7	39.5	26.9	36.6	19.7	25.6	14.3
	平成25年(法)	116	19.8	17.9	32.8	20.2	22.9	15.3	10.0
	平成25年(決議)	89	15.2	10.7	21.3	14.4	16.1	15.8	0.0
3. アイヌ文化に関する活動が盛んになった	平成29年調査	185	27.6	17.4	25.4	26.7	28.5	32.3	7.1
	平成25年(法)	210	35.8	25.0	31.1	29.8	44.9	40.7	10.0
	平成25年(決議)	200	34.1	36.9	39.3	29.8	32.2	36.4	0.0
4. アイヌ語の振興が図られた	平成29年調査	31	4.6	2.3	0.0	5.0	7.3	5.3	0.0
	平成25年(法)	30	5.1	2.4	3.3	5.8	4.2	7.2	0.0
	平成25年(決議)	18	3.1	0.0	1.6	4.8	3.4	3.8	0.0
5. その他	平成29年調査	129	19.2	20.9	25.4	14.9	22.6	17.7	7.1
	平成25年(法)	70	11.9	11.9	9.8	11.5	10.2	13.4	20.0
	平成25年(決議)	70	11.9	11.9	6.6	9.6	13.6	13.4	20.0
6. 無回答	平成29年調査	111	16.5	18.6	16.4	11.9	13.1	16.5	71.4
	平成25年(法)	127	21.7	26.2	13.1	18.3	16.1	25.4	60.0
	平成25年(決議)	146	24.9	29.8	14.8	22.1	19.5	27.8	80.0

※ 複数回答

※ 平成25年調査では、アイヌ文化振興法が制定されてからと、国会決議が可決されてからとに分けて同様の設問を設けていたことから、前者を「平成25年(法)」、後者を「平成25年(決議)」として記載した。

なお、表98のとおり、「その他」のうち最も多い意見は「**特に変化はない**」で6.1%、次いで「**変化がわからない**」が6.0%となっている。

表98 「表97〔その他〕」の主な内訳

(人、%)

区 分	平成29年調査		平成25年(法)		平成25年(決議)	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
変化がわからない	40	6.0	17	2.9	14	2.4
特に変化はない	41	6.1	24	4.1	35	6.0
アイヌ文化振興法などを知らない	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	36	5.4	24	4.1	20	3.4
無回答	12	1.8	5	0.9	1	0.2

国において立法措置を含めた「アイヌ政策の再構築」のための検討が行われていることを知っているかとの設問に対しては、表99のとおり、「知っている」が37.4%、「知らない」が53.4%と、「**知らない**」が「**知っている**」を上回っていた。

世代別で見ると、「知っている」と答えた人の内、60歳以上の世代で45.5%と最も高く、30歳未満の世代では17.4%と低くなっており、**30歳未満の世代で「知らない」と答えた方が74.4%と最も高くなっていた。**

表99 「アイヌ政策の再構築」のための検討が行われていることを知っていますか。

(人、%)

区 分	実 数	総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
		(671人)	(86人)	(67人)	(101人)	(137人)	(266人)	(14人)
1. 知っている	251	37.4	17.4	29.9	39.6	42.3	45.5	0.0
2. 知らない	358	53.4	74.4	62.7	59.4	55.5	42.5	21.4
3. 無回答	62	9.2	8.1	7.5	4.0	2.2	12.0	78.6

※ 平成29年調査から追加したもの。

「アイヌ政策の再構築」において、特に望むものは何かとの設問に対しては、表100のとおり、「**子弟教育のための対策**」が**50.5%と最も高く**、次いで「生活と雇用安定のための対策」が36.4%、「アイヌ文化の保存伝承のための対策」が28.8%となっている。

世代別に見ると、30歳未満及び30歳代では、「幼児期の教育の充実」が他の世代よりも高めとなっている。

表100 「アイヌ政策の再構築」において、特に望むものはなんですか。

(人、%)

区 分	実数	総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
		(671人)	(86人)	(67人)	(101人)	(137人)	(266人)	(14人)
1. 進学の奨励、技術・技能の習得など子弟教育のための対策	339	50.5	54.7	43.3	60.4	48.9	50.4	7.1
2. アイヌ文化の保存や伝承のための対策	193	28.8	29.1	38.8	21.8	24.8	32.0	7.1
3. 生活と雇用を安定させるための対策	244	36.4	31.4	29.9	36.6	40.1	39.1	7.1
4. 農林漁業や工芸品製作販売など、産業を盛んにするための対策	94	14.0	11.6	19.4	13.9	16.8	12.8	0.0
5. 住宅の確保・改善や、生活環境を整備するための対策	111	16.5	17.4	16.4	15.8	19.0	15.4	14.3
6. 幼児期の教育の充実	115	17.1	23.3	31.3	17.8	13.1	13.9	7.1
7. その他	52	7.7	10.5	9.0	5.9	8.0	7.1	7.1
8. 無回答	55	8.2	5.8	6.0	4.0	5.8	9.0	71.4

※ 複数回答

※ 平成29年調査から追加したもの。

「民族共生象徴空間」に関する設問に対しては、表101のとおり、総数では「知っている」と答えた方が32.0%と最も多い割合となっていたが、「よく知っている」と「知っている」が合わせて40.0%であったのに対して、「あまり知らない」と「まったく知らない」を合わせると55.0%となっており、「知らない」が「知っている」を上回っている。

世代別に見ると、40歳代以上では「知っている」が最も高くなっているが、30歳代では「あまり知らない」が37.3%、30歳未満では「まったく知らない」が44.2%が最も高くなっている。

表101 「民族共生象徴空間」についてどの程度ご存じですか。

(人、%)

区 分	実数	総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
		(671人)	(86人)	(67人)	(101人)	(137人)	(266人)	(14人)
1. よく知っている（設置される意義等も知っている）	54	8.0	4.7	1.5	5.0	8.8	11.7	7.1
2. 知っている（設置される施設や設置場所を知っている）	215	32.0	16.3	26.9	35.6	32.1	38.3	7.1
3. あまり知らない（設置場所程度は知っている）	204	30.4	31.4	37.3	34.7	29.2	28.6	7.1
4. まったく知らない	165	24.6	44.2	34.3	24.8	27.0	15.0	14.3
5. 無回答	33	4.9	3.5	0.0	0.0	2.9	6.4	64.3

※ 平成29年調査から追加したもの。

「民族共生象徴空間に求められる役割」についての設問に対しては、表102のとおり、「**アイヌの歴史、文化等に関する展示**」が**55.7%**と最も高く、次いで「アイヌ文化伝承のための人材育成」が34.8%、「アイヌ文化の伝承」が27.7%となっている。

表102 「民族共生象徴空間」はどのような役割が重要と考えますか

(人、%)

区 分	実数	総 数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不 詳
		(626人)	(82人)	(63人)	(96人)	(130人)	(253人)	(2人)
1. アイヌの歴史、文化等に関する展示	373	59.6	51.2	47.6	60.4	57.7	66.4	0.0
2. 調査研究	61	9.7	14.6	12.7	12.5	8.5	7.1	0.0
3. アイヌ文化の伝承	207	33.1	37.8	30.2	42.7	33.1	28.5	50.0
4. アイヌ文化伝承のための人材育成	242	38.7	37.8	36.5	36.5	38.5	40.3	50.0
5. 体験交流	112	17.9	25.6	23.8	16.7	15.4	15.0	100.0
6. 情報発信	122	19.5	20.7	31.7	20.8	21.5	14.2	50.0
7. 豊かな自然を活用した憩いの場の提供	70	11.2	6.1	14.3	10.4	10.0	13.0	0.0
8. アイヌの人々の遺骨及び副葬品の慰霊及び管理	61	9.7	4.9	4.8	5.2	10.0	13.8	50.0
9. その他	38	6.1	8.5	3.2	7.3	7.7	4.7	0.0

※ 複数回答

※ 平成29年調査から追加したもの。

アイヌ文化振興等基本計画の概要

この基本計画は、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する法律」に基づき、国が示した基本方針に即し、アイヌ文化関係団体や道民の意見を参考にするとともに、北海道長期総合計画やアイヌ文化の振興・研究推進機構などでの既存施策を踏まえながら策定したもので、今後の北海道におけるアイヌ文化振興等の方向性などについて示したものである。

I 計画策定の目的

「アイヌ文化の振興」と「アイヌの伝統等に関する理解の促進」を推進し、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現を図る。

II 計画の性格

①期間 ～ 中長期的な展望とする。

②内容 ～ 今後の北海道におけるアイヌ文化の振興と理解の促進のための基本的方向と必要な施策を示すもの。

III アイヌ文化を取り巻く状況

①アイヌ文化の特色とその変遷

アイヌ文化について、信仰、生活文化、言語・文学、技術・工芸の4分野に大別して、その特色と変遷について記述。

②アイヌ文化に関する歴史的経緯

アイヌ文化の形成過程から、江戸時代の和人化政策、明治時代の同化政策や旧土人保護法、ウタリ福祉対策までの経緯を記述。

③アイヌ文化の現状と課題

アイヌ文化に関して、既存施策や、今後、アイヌ語やアイヌ文化を保存振興していく上での課題について記述。

IV アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針

「アイヌ文化の振興」及び「理解の促進」を図るための施策を推進するに当たっての基本的な方針を、IIIの現状と課題及び国が示した基本方針を踏まえて、①アイヌ文化の振興、②理解の促進の2つとする。

①アイヌ文化の振興

アイヌ文化を次世代へ継承するための保存・伝承に関する施策と、アイヌ文化を将来に向かって発展させるための振興に関する施策を推進する。

②理解の促進

道民がアイヌ文化を本道の文化の一つとして理解を深めるための知識の普及啓発に関する施策と、偏見や差別が生じることのないよう理解の促進を図る施策を推進する。

V アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項

基本方針の一つである「アイヌ文化の振興」について、施策を推進するための基本的方向を、1. アイヌ文化の保存・伝承、2. アイヌ文化の振興とし、それぞれの施策の展開を体系的に整理し、必要な施策を推進する。

1 「アイヌ文化の保存・伝承」の推進施策

①アイヌ文化の調査研究などの充実

アイヌ文化の体系的な整理分類を進めるとともに、総合的な調査研究の促進に努める。

②伝承活動の支援

アイヌ語指導者の育成や、伝統的技術の保存のための原材料の確保など伝承活動の支援のための取組の促進を図る。

2 「アイヌ文化の振興」の推進施策

①体験学習機会の確保

アイヌ文化の体験やアイヌ語学習、工芸品展示会の開催など体験学習機会の確保に努める。

②文化振興団体への支援

アイヌ文化振興・研究推進機構やウタリ協会をはじめとする各種団体の文化活動が促進されるよう努める。

③伝統的生活空間の再生

伝統的生活空間の再生整備に向けた調査検討とその実現に向けた取組みに努める。

④アイヌ語に由来する地名の普及

アイヌ語に由来する地名は貴重な文化であり、その普及の促進を図る。

Ⅵ アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項

基本方針の一つである「理解の促進」について、施策を推進するための基本的方向を、

1. 知識の普及・啓発、2. 理解の促進とし、それぞれの施策の展開を体系的に整理し、必要な施策を推進する。

1 「知識の普及・啓発」の推進施策

①アイヌ民族に関する情報の提供

パンフレット等の作成配布など計画的広報活動による情報の提供に努める。

②講演会の開催等

開拓記念館などの博物館等施設でのアイヌ文化に関する特別展、講演会の開催などに努める。

2 「理解の促進」の推進施策

①教育などの充実

学校教育における適切な指導に努めるとともに、理解を深めるための講習や研修機会の確保に努める。

②交流機会の確保

理解を深めるための体験機会や相互交流の機会の確保に努める。

Ⅶ アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

国が示した基本方針などを踏まえ、施策の実施に際し配慮すべき重要事項を次の4つとする。

①アイヌの人たちに対する配慮及び国や関係機関との連携

- ・ アイヌの人たちの意見や自発的意志と民族としての誇りを尊重するとともに、道民の理解のもとに施策を実施する。
- ・ 市町村・民間・道民には基本計画の趣旨に基づいた取組みの展開を期待する。
- ・ 国や関係機関と密接な連携を図るとともに、アイヌ文化振興・研究推進機構を有効に活用するなどして施策の総合的・効果的推進。

②人権の尊重

アイヌの伝統等に関する道民の理解の促進を深める施策の推進に当たっては、人権擁護機関との密接な連携を図る。

③生活の向上・安定

アイヌの人たちに関する施策は、アイヌ文化の振興等を図るための施策と、アイヌの人たちの生活の向上と安定を図るための施策が両輪となって推進されなければならないことから、「第4次北海道ウタリ福祉対策」の推進を図るとともに、今後のあり方について検討する。

④体系的な施策の推進

第3次北海道長期総合計画や教育長期総合計画などの関連施策との整合性を図る。

アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画

平成 1 1 年 3 月

北 海 道

目 次

はじめに	1
I 計画策定の目的	3
II 計画の性格	4
III アイヌ文化を取り巻く状況	5
□ アイヌ文化の特色とその変遷	5
1 信仰	5
2 生活文化	6
3 言語・文学	9
4 技術・工芸	10
□ アイヌ文化に関する歴史的経緯	12
□ アイヌ文化の現状と課題	13
IV アイヌ文化振興等に関する基本的な方針	14
□ 施策の基本的方針	14
1 アイヌ文化の振興	14
2 理解の促進	14
V アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項	15
□ 施策の基本的方向	15
1 アイヌ文化の保存・伝承	15
2 アイヌ文化の振興	15
□ 推進施策	16
1 アイヌ文化の保存・伝承	16
(1) アイヌ文化の調査研究などの充実	16
(2) 伝承活動の支援	16

2	アイヌ文化の振興	1 6
(1)	体験学習機会の確保	1 6
(2)	文化振興団体への支援	1 7
(3)	伝統的生活空間の再生	1 7
(4)	アイヌ語に由来する地名の普及	1 7
VI	アイヌの伝統等に関する道民に対する知識の普及及び	
	啓発を図るための施策に関する事項	1 8
□	施策の基本的方向	1 8
1	知識の普及・啓発	1 8
2	理解の促進	1 8
□	推進施策	1 9
1	知識の普及・啓発	1 9
(1)	アイヌ民族に関する情報の提供	1 9
(2)	講演会の開催等	1 9
2	理解の促進	1 9
(1)	教育などの充実	1 9
(2)	交流機会の確保	2 0
VII	アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し	
	配慮すべき重要事項	2 1
1	アイヌの人たちに対する配慮及び国や関係機関との連携	2 1
2	人権の尊重	2 1
3	生活の向上・安定	2 2
4	体系的な施策の推進	2 2

■ はじめに

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」、いわゆるアイヌ新法が平成9年5月8日に第140回国会において全会一致で可決成立し、同年7月に施行されてから1年余が経過し、この間、アイヌ文化の振興等について、様々な取組みが着実に進められております。

この法律が成立するまでには、昭和63年8月の北海道、北海道議会及び北海道ウタリ協会によるアイヌの人たちに関する新たな法律制定の要請、平成8年4月に内閣官房長官の私的諮問機関としての「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」から今後のウタリ対策のあり方についての報告書の提出など、長い年月をかけた様々な取組みが行われてきました。

法律制定の基礎となった有識者懇談会の報告書では、ウタリ対策の新たな展開の基本理念を「アイヌ語やアイヌ伝統文化の保存振興及びアイヌの人々に対する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現と国民文化の一層の発展に資すること」であるとした上で、この基本理念に基づくウタリ対策の新たな展開については、「アイヌの人々の置かれている現状を踏まえ」、「少数者の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化をもつ活力ある社会を目指すものと考えらるべきであろう」と提言しています。

アイヌ新法は、これらの提言などを踏まえ、アイヌの人たちの誇りの源泉であるアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることなどを目的とするものです。

この基本計画は、アイヌ新法に基づき、国が示した基本方針に即し、アイヌの人たちの意見や広く道民の意見を参考にしながら策定したものであり、今後の北海道におけるアイヌ文化振興の方向性などについて示したものです。道としては、この基本計画をもとに関連する施策を総合的に進めてまいります。

また、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現のためには、アイヌの人たちの主体的な取組みはもとより、市町村や関係機関

などをはじめとする地域社会全体での取組みを進めていくことも必要であると考えております。

このため、この基本計画が広く理解を得て、様々な取組みが積極的に展開され、21世紀の北海道にふさわしいアイヌ文化の振興等が進められることを期待するとともに、道としてもその支援に努めてまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご意見、ご協力をいただいた道民の皆様と関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

I 計画策定の目的

アイヌの人たちの民族としてのアイデンティティ（帰属意識）は脈々と受け継がれているものの、その基盤ともいえるべき言語、伝統文化等は、歴史的経過の中で失われたものも多く、今日十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

この基本計画は、これらアイヌの人たちの誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化がおかれている状況に鑑み、アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する理解の促進を図ることにより、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会を実現することを目的とします。

Ⅱ 計画の性格

この計画は、中長期的な展望に立って、今後の北海道におけるアイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する理解の促進のための基本的方向と必要な施策を示したものです。

Ⅲ アイヌ文化を取り巻く状況

□ アイヌ文化の特色とその変遷

アイヌ文化は、北海道を中心として、東北からサハリン・千島に至る広い範囲に広がって暮らしていた人たちが作り出した文化であり、アイヌ語をはじめとし、ユカラなどの口承文芸や、アイヌ文様に見られる芸術性など北方の自然の中での暮らしから生まれ、長い時間をかけて育まれたものです。

アイヌ文化を、1 信仰（儀礼）、2 生活文化（生業、交易、衣服、食生活、集落と住居、歌や踊り、人生儀礼）、3 言語・文学（アイヌ語、口承文芸、文学、アイヌ語に由来する地名）、4 技術・工芸の4つに大別すると、その特色と変遷の概要については次のとおりとなります。

1 信仰（儀礼）

アイヌの人たちは、自然界にあるものすべてに靈魂が宿ると信じ、人間にとってなくてはならない食糧となる植物や動物をはじめ、人間にとっては害となる疫病や自然災害までも、カムイ（神）が姿を変え人間の世界に現れたものとして考えていました。

このことから、カムイノミ（神への祈り）は大事なこととして、山の猟に入る前、海や川での漁に取りかかる前、また結婚式や葬儀など人生の節々や、家を建てた際のチセノミ（新築祝）、地震や津波、洪水などの天災の時など生活の中の様々な場面で行われました。カムイノミは、イオマンテ（熊の霊送り）のように他のコタン（村・集落）からも人々が大勢集まるような大きなものから、各家庭で行なうイチャルパと呼ばれる祖先供養や、新しいサケを迎える儀式であるアシリチェフ[°]ノミ、さらに個人的に行うものまでその規模も様々でした。

しかしながら、江戸幕府の和人化政策による日本語の奨励、明治政府の同化政策による伝統的風俗・習慣の禁止などによりアイヌ語を語る人が少なくなるなどカムイと人との関係を伝えることが難しくなり、徐々に伝統的なカムイノミも行われることが少なくなりました。

2 生活文化（生業、交易、衣服、食生活、集落と住居、歌や踊り、人生儀礼）

○ 生業

アイヌの人たちは、狩猟・漁撈・採集を生活の基盤とし、また、これらがアイヌの人たちの社会生活や文化生活などあらゆる面での基盤となっていました。しかし、本州やサハリン方面との交易活動が盛んになると、狩猟、漁撈などは自給自足のためだけにとどまらず、商品生産としての活動へと転換していきました。

その後、江戸時代における場所請負制での漁場における強制的な労働（使役）や和人化政策による農耕の奨励、さらに明治時代における開拓使の同化政策の一つとして狩猟、漁撈主体の生活から農耕主体の生活への転換を図る農耕の奨励により、アイヌの人たちの生活は大きく変化しました。

○ 交易

アイヌの人たちと和人との交易が盛んになってくると、和人社会から日常生活に必要な物資が流入するようになりました。

江戸時代の交易における生産物としては、ヒグマ・エゾシカ・テンなどの獣皮や熊胆、サケ・マス・コンブなどの水産加工品、アットゥシやゴザなどであったのに対し、和人からの商品は、ガラス玉、漆器、針、小刀、山刀、木綿、米、こうじ、たばこなどの宝物、祈りの際の道具、日常の道具や嗜好品などで、和人から入手するものが生活や儀式をとり行う上で不可欠なものになっていきました。

しかしながら、アイヌの人たちの交易は、商場知行制によりそれぞれの商場のみに制限され、その後の場所請負制で和人による一方的な交換レートが定められるようになり、和人の経済的支配を受けるようになります。さらに、明治における開拓使の同化政策の一つとして農耕の奨励が推し進められました。

このように、生業や交易のあり方が変化することは、アイヌの人たちの生活や文化に大きな影響を与えていきました。

○ 衣服

アイヌの人たちの衣服には、素材や文様の付け方等によって様々な種類があり、地域ごとにも特徴があります。また、性別や年齢などによって着てよいとされる衣服の区別や、労働など日常の暮らしで着る日常着と儀式などの際に着る晴れ着との区別もありました。

また、衣服の種類は素材によって大きく分類され、クマ、アザラシ、カモ、エトピリカなどの動物の皮を素材にしたものや、オヒョウ、シナノキ、イラクサなどの植物の繊維を素材にしたものなどがありました。

その後、本州や大陸との交易が盛んになり、木綿の古着、古裂^{ふるぎれ}、反物などが入手しやすくなってからは、木綿衣が多く作られるようになり、刺しゅうを施しただけのものや布地に種々の色布を飾り付け刺しゅうを施したものなどがありました。

なお、博物館や資料館などに所蔵・現存しているアイヌ文様の刺しゅうの施された衣装は、晴れ着として作られたものがほとんどです。

○ 食生活

伝統的な狩猟、漁撈、採集による食生活も和人や大陸などとの交易により、米やこうじ、酒、たばこなどの飲食物や嗜好品が移入されるとともに江戸幕府の和人化政策や明治政府の同化政策による農耕の奨励や北海道の開拓、鳥獣捕獲や河川漁業の規制等により、狩猟、漁労主体の生活から農耕主体の生活への転換が図られ、狩猟や漁労などにより得ていた食糧が手に入りにくくなったことから、アイヌの人たちの食生活は大きく変わっていきしました。

現在では、普段の食生活で昔のままの食事をとることはなくなりましたが、伝統的料理は、儀式や祭事などにおいて作られるほか、昔からの素材を新しい方法で調理したり、季節の山菜などが食卓に並んだりすることもあります。

○ 集落と住居

アイヌの人たちの住まいは、交通に便利であり、サケ・マスなどの水産物が豊富で飲料水が容易に得られる川筋や海浜に数戸から十数戸の小規模な集落（コタン）を形成して点在していました。

その後の場所請負制のもとでの漁場における使役のために移住が始まり、さらに明治に入ってから強制移住が行われ、伝統的なコタンは少なくなるとともに、住宅改良政策によりチセと呼ばれる伝統的な家は、次第に姿を消していきました。

○ 歌や踊り

神々への感謝などの儀礼をはじめ準備作業などの祭りごとで踊られる踊りは、坐り歌や踊り歌（ウポポ、リムセ など）を基本に、多くは集団で踊られるもので、代表的な歌や踊りとしては、イオマンテのリムセや酒を搾ったり、濾したりする作業を表現したものなどがありました。

また、即興的に歌を歌うヤイサマや遊びなどのための歌などがありましたが、同化政策による日本語学習の奨励などにより、アイヌ語を語る人が減少するにつれ、伝えられてきた歌や踊りも行われることも少なくなりました。

○ 人生儀礼

アイヌの人たちの結婚式に当たる儀式は、物事を良く知っている男性により執り行われ、火の神を始め多くの神に二人の今後の生活の無事などをお願いするなどの質素なものでした。

なお、まったく見知らぬ地域の人と結婚することはなかったため、文化の地域的特徴を強く残していくことができました。

また、人が亡くなったときの葬儀に際しては、死後の世界に行くときの道案内となる墓標を始め、死後の世界に行ってから生活するために必要となる多くのものが副葬品として、死者とともに埋葬されましたが、こうした儀礼は、江戸幕府の和人化政策や明治政府による伝統的風俗・習慣の禁止により、次第に行われなくなりました。

3 言語・文学（アイヌ語、口承文芸、文学、アイヌ語に由来する地名）

○ アイヌ語

アイヌ語は、大まかに北海道、サハリン（樺太）、クリル（千島島）列島、東北北部の4地域の方言に分かれると考えられています。そのうち、東北北部やクリル列島の方言はほとんど資料がないままわからなくなりました。

北海道と樺太の方言との間では、発音や単語などがかなり異なっていますが、道内でも地域による単語や文法などに多少の違いがあるものの、本州における日本語の方言ほどの違いはありません。

アイヌ民族固有の言葉であるアイヌ語は、同化政策による日本語学習の奨励や日本語による教育などにより、日常生活の中では使われなくなりました。

また、アイヌ語は、標準語として広く使える共通語的な変化や時代に対応した変化が出来ていないため、アイヌ語を現在に生かすことを難しくしています。

○ 口承文芸

アイヌ文化の特徴的なものの一つに口承文芸があります。

これは、文字に書かれたものではなく、長い間口伝えで伝わってきたものです。

口承文芸の中には、物語としての固まった形式を持つものから、歌い手の心情を表現する歌、踊りにあわせて歌われ歌詞の意味の明らかなでない歌、さらには神への祈り言葉や改まった場での挨拶などまでを含めることができます。

物語としての内容を持つものは大きく分けて、カムイユカラ、オйнаなどの神謡（神々の物語）、ユカラ、サコロペ、ハウキなどの英雄叙事詩（英雄の物語）、ウエペケレ、トゥイタケなどの散文説話（人々の物語、散文の物語）に大別されています。

こうした物語は、人が集まる儀式の後の楽しみの一つであり、また、日常生活の中での娯楽として、さらに子供たちへの教訓としても語られてきましたが、アイヌ語と同様に語ることでできる人も少なくなり、日常生活の中で語られることはほとんどなくなりました。

○ 文学

大正時代から昭和初期にかけては、アイヌ自身がアイヌ民族の文化や教育について書いた最初の書物である武隈徳三郎の「アイヌ物語」や、民族の伝統的文化を後世に残したいという切実な思いが込められた「銀の滴降る降るまわりに」で始まる「ふくろうの神の自ら歌った謡」など13編のユカラが収められた知里幸恵の「アイヌ神謡集」、アイヌ民族の苦しみ、悩み、悲しみ、強い憤りを表現した^{いぼしほくと}違星北斗の歌集「コタン」、キリスト教伝道師となり、伝導活動のかたわら歌った短歌を収めたバチェラー・八重子の歌集「若き同族（ウタリ）に」など、民族の伝統文化の伝承を訴え、民族の自覚を促す内容を持った優れた著書・歌集がアイヌ民族の中から生まれました。

また、戦後に出版された知里幸恵の弟で言語学者の知里真志保の「分類アイヌ語辞典」は、今日のアイヌ語の継承や復興のための貴重な文献となっています。

○ アイヌ語に由来する地名

本道の地名の多くは、その地形の特徴や土地の産物などを表したアイヌ語に由来しており、アイヌの人たちの過去の生活環境を伝える重要な資料であり、道民にとってアイヌ民族の言葉・歴史・文化を身近に伝えるものとして、関心を寄せる人も多くなっています。

アイヌ語に由来する地名は、そこに住む人たちの生活に必要な目印になりやすい地形の特徴や、有用な動植物などの捕獲・採取ができるなど、身近な生活を反映して付けられたものです。

しかしながら、自然地形も社会的な生活環境の変化によって、かつて名付けられた地名の意味を正確に理解することが難しい場合もあります。

4 技術・工芸

アイヌの人たちは、日常生活に必要な多くの道具を自分の身近なところで入手できる材料から巧みに作り出したり、交易により入手した材料を加工し独自のものを作り上げてきました。その中には、アイヌ文様が施され、芸術品としてもすばらしいものも見られます。

樹木を利用するものとしては、日常の箸や盆などの食器や小刀の鞘^{さや}や柄、イクパスイと呼ばれるカムイノミの際に酒を神にささげる籠^{へら}状の道具などには様々な文様を彫り込みました。また狩猟具などでは、その材料の強度や粘りなどの特徴を生かした巧みな製法や利用方法に、長年にわたって伝えられてきたアイヌの人たちの知恵がうかがわれます。

さらに、縫い糸や狩猟具の結び紐、弓の弦、運搬用や貯蔵用の袋物などの道具を作ったり、ゴザや反物を織るため、樹皮や草皮から繊維を取り出してきました。

中でも、オヒョウ（ニレ科の落葉樹の一種）からはアットウシ（樹皮衣）を、イラクサからはテタルペ（草皮衣）と呼ばれる衣服を作り出しました。その後、交易により木綿や絹が一定量入るようになると、その生地の上に白や黒などの色布を置いてアイヌ民族独特の文様を表現し、その上を色系で刺しゅうする形態の衣服が登場するなど、現在に続くアイヌ衣服の基本的なパターンを独自のものとして作り上げてきました。

□ アイヌ文化に関する歴史的経緯

アイヌ文化の基礎が形成されたのは、擦文文化及びオホーツク文化の後半頃といわれています。この時期から、従来からの狩猟・漁撈・採集を生活の基盤としながらも、竪穴住居から平地住居へ、土器から鉄鍋（土鍋）・木製の食器へ、石器から鉄器へなど、生活様式や道具などに大きな変化がおきてきます。

また、和人との交易が進展したことで、和人社会から日常生活に必要な物資が流入し、狩猟・漁撈などは自給自足のためだけにとどまらず、交易のための商品生産としての活動へと次第に転換していきました。

アイヌの人たちは、固有の言語、伝統的な儀式や祭事、多くの口承文芸、アイヌ文様などの独自の文化をもっていました。松前藩の統治が進むにつれて、アイヌの人たちの自由な交易が制限され、特権商人による漁場でも使役や移住などが強いられ、さらに江戸幕府による熊の霊送りや入墨の禁止、日本語の使用、農耕の奨励などの和人化政策によりアイヌの人たちの社会や文化の破壊が進みました。

特に明治以降、伝統的風俗・習慣の禁止、日本語使用の強制などの同化政策や、本州などからの移住者が増加し、北海道の開拓が本格的になり自然環境の変化、特に生活基盤となる河川や森林の変化、また、鳥獣捕獲や河川漁業の規制などにより、アイヌの人たちの社会や文化が受けた打撃は決定的なものとなりました。

その後のアイヌの人たちの保護と生活の安定等を目的として制定された北海道旧土人保護法による施策も、アイヌの人たちの窮状を改善するために十分機能したとはいえませんでした。道では、昭和47年にアイヌの人たちの生活実態についての調査を行いました。多くの点において道民一般との間に大きな格差があることが明らかとなりました。

このため、昭和49年度から北海道ウタリ福祉対策を推進しており、この間、アイヌの人たちの生活の状況は徐々に改善されてきてはいますが、まだなお格差が存在していると同時に、同対策におけるこれまでのアイヌ文化の振興等に関する施策は十分なものとは言い難い状況にありました。

□ アイヌ文化の現状と課題

現在、アイヌの人たちは、様々な道を選択しながら生活を営んでおり、独自文化を伝承している人も、アイヌ語を話せる人も極めて限られた数にとどまるという状況に至っています。

これまで、アイヌの人たちの伝統的儀礼、歌や踊り、口承文芸などの記録保存、調査研究や伝承、チセやアイヌ民族衣装、儀式用具、猟具などの収蔵や復元、調査、伝承を始め、伝統的工芸技術を生かした工芸品展示会の開催、アイヌの人たちによる著書・歌集などの整理や調査分析、道内14か所でのアイヌ語教室の開催などが行われていますが、今後、アイヌ語やアイヌ文化を伝承普及していく上で、若い伝承者の育成や伝統技能の伝承、原材料の確保など文化振興事業の充実が望まれています。

また、アイヌの人たちが長い歴史の中で民族としての独自の伝統や文化を培い、現在に至るまで伝えていることなどのアイヌ民族の歴史や文化などに関して十分な理解が得られていないことなどから、いまだに偏見、差別があると感じている人がいることや、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現などを目的としたアイヌ新法の内容についても十分に知られていない状況にあります。

さらに、近年、アイヌの人たちの歴史や自然観に基づく生活様式、アイヌ語に由来する地名などに多くの関心が寄せられており、道内の一部の河川においてはアイヌ語による河川名の併記が進められているほか、アイヌ語に由来する地名を復活させる取組みも始まっています。

この他、アイヌ文化の保存振興を図るためには、研究者の育成や研究機能の充実、アイヌ文化を伝える・体験できる・学べる総合的な場の整備などとともに、アイヌの人たちの生活基盤の安定を図る施策の推進も求められています。

IV アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針

□ 施策の基本的方針

アイヌの人たちの民族としての誇りの源泉となっているアイヌ文化がおかれている状況を踏まえると、これらアイヌ文化の保存・振興を図り、伝統的文化を現在に生かし発展させていくとともに、アイヌ民族の伝統や文化などに関する理解を深めることが、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現と文化の一層の発展を図る上で重要であることから、次の基本的な方針に立って施策を推進します。

1 アイヌ文化の振興

アイヌの人たちの民族としてのアイデンティティ（帰属意識）の基盤であるアイヌ文化を次世代へ継承することができるよう、アイヌ文化の保存、伝承に関する施策を推進します。

また、アイヌ文化を歴史的な遺産にとどめることなく、現代社会に生かし、将来に向かって発展させることができるよう、アイヌ文化の振興に関する施策を推進するとともに、総合的・効果的な実施に努めます。

2 理解の促進

アイヌの人たちの民族としての誇りの源泉であるアイヌ文化を、本道の文化の一つとして広く道民が理解を深めることができるよう、アイヌの人たちの伝統や文化についての知識の普及と啓発に関する施策を推進します。

また、いわれのない偏見や差別が生じることのないよう、アイヌの人たちについての理解の促進に関する施策を推進します。

V アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項

□ 施策の基本的方向

施策の基本的方針を踏まえ、アイヌ文化の振興を図るための基本的方向を次のとおりとします。

1 アイヌ文化の保存・伝承

アイヌ民族のアイデンティティ（帰属意識）にかかわるアイヌ文化を保存・伝承するため、アイヌ文化の保存活動、調査研究などの施策を推進します。

また、アイヌ民族の伝統的な儀礼、歌や踊り、アイヌ語などの文化を次世代へ継承するため、伝承活動意欲の向上、伝承者の育成、伝統的技術の保存などの施策を推進します。

2 アイヌ文化の振興

アイヌ文化の振興を図るため、アイヌの人たちはもとより広く道民が、伝統芸能や伝統工芸品など伝統文化に触れる機会を提供するなど、アイヌ文化の体験、学習機会の確保を図ります。

また、アイヌ文化の振興施策を総合的・効果的に進めるため、文化振興団体への支援に努めます。

さらに、アイヌ文化を総合的に伝承するとともに、体験、学習の場としてアイヌの人たちの伝統的な生活空間の再生整備が望まれています。また、アイヌ語に由来する地名の普及が望まれていることから、これらの推進に向けた取組みの充実に努めます。

□ 推進施策

施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

1 アイヌ文化の保存・伝承

(1) アイヌ文化の調査研究などの充実

アイヌ文化を総合的に保存・伝承していくため、これまでアイヌの人たちの中で受け継がれてきた伝統的な生活習慣や儀礼、歌や踊り、口承文芸、様々な技術などをアイヌの人たちの協力を得ながら正確に記録保存するとともに、これらの体系的な整理分類を進めます。

また、伝えられてきたアイヌ文化を将来にわたって保存し、活用することができるようにするため、アイヌ文化の背景にある世界観や自然観、生活の知恵、様々な技術・技法などはもとより、アイヌ民族の歴史も含めた総合的な調査研究の促進に努めます。

(2) 伝承活動の支援

アイヌ文化は単に記録として保存され、調査研究の対象となるばかりではなく、アイヌの人たちの民族としての誇りの象徴として、次代へ継承されていかなければなりません。

このため、アイヌ語指導者や話者、伝統的芸能や口承文芸伝承者などの養成や、チセの建築、アットゥシの製作など伝統的技術の保存や伝統的儀式の再現などのための原材料の確保など、伝承活動の支援のための取組みの促進を図ります。

2 アイヌ文化の振興

(1) 体験学習機会の確保

アイヌ文化はアイヌの人たちの民族としての誇りの源泉であり、希望するアイヌの人たちが容易にその文化を体験、学習し、伝承することができる機会の確保が求められています。

また、道民一般も必ずしも身近なものとして感じていない状況にあります。

このため、刺しゅうや伝統芸能などアイヌ文化を体験する機会、アイヌ語に親しみ学習する機会や発表の場の提供、伝統的工芸技術を用いた工芸品や現代的創作作品の展示会の開催など体験、学習機会の確保に努めます。

(2) 文化振興団体への支援

アイヌ文化の振興を総合的・効果的に推進するためには、国や道、さらに市町村と協力、連携して各種事業を行っている民間団体の活動も重要な役割を果たします。

このため、アイヌ新法を契機として設立されたアイヌ文化振興・研究推進機構事業や、北海道ウタリ協会をはじめとする各種団体の文化活動が促進されるよう努めます。

(3) 伝統的生活空間の再生

アイヌ文化を総合的に伝承するとともに、体験・学習、さらに交流などその振興を図るための場の整備が望まれています。

このため、アイヌの伝統的な生活の場の再生をイメージし、様々な展示施設などを盛り込んだ伝統的生活空間の再生・整備に向けて調査検討を行い、関係機関に対し働きかけるとともに連携を図りながら、その実現に向けた取組みに努めます。

(4) アイヌ語に由来する地名の普及

本道の地名の多くは、その地形の特徴や土地の産物など身近な生活を反映して付けられたアイヌ語に由来しており、アイヌの人たちの生活や過去の本道の自然環境を知る上でも貴重な資料といえます。

このため、アイヌ語地名に関する研究の推進や地名表示への活用など、本道のアイヌ語に由来する地名の普及の促進を図ります。

VI アイヌの伝統等に関する道民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項

□ 施策の基本的方向

施策の基本的方針を踏まえ、アイヌの伝統等に関する道民に対する知識の普及及び啓発を図るための基本的方向を次のとおりとします。

1 知識の普及・啓発

アイヌの人たちが、長い歴史の中で民族としての独自の伝統や文化を培い、現在に至るまで伝えていることなどについての知識を深めるため、アイヌ民族の伝統や文化に関する情報の提供など普及・啓発に関する施策を推進します。

2 理解の促進

アイヌ民族の伝統や文化などについての理解が十分でないことなどによる偏見や差別が生じることのないよう、アイヌ民族の伝統や文化を正しく理解するための機会の確保や、アイヌの人たちとの相互理解を深めるための施策を推進します。

□ 推進施策

施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

1 知識の普及・啓発

(1) アイヌ民族に関する情報の提供

アイヌ民族が我が国の北方周辺地域における先住民族であることやその伝統、文化及び現状などについて、必ずしも十分な情報が提供されてきていませんでした。

このため、アイヌ文化交流センターや道立ウタリ総合センターの活用、パンフレットやリーフレットの作成配布、ホームページの開設など、計画的な広報活動によるアイヌ民族に関する情報の提供に努めます。

(2) 講演会の開催等

アイヌ民族の伝統や文化に関する知識は、単に情報として受け止めるだけではなく、より深い知識を得るため、自ら能動的に働きかけることも望まれます。

このため、北海道開拓記念館や北海道立北方民族博物館などの博物館等の施設におけるアイヌ文化に関する特別展、講演会の開催などに努めます。

2 理解の促進

(1) 教育などの充実

アイヌ民族の伝統や文化などについて、正しく理解し、偏見や差別などが生じることのないようにするためには、幼い時から正しい知識を学ぶことが必要です。

このため、学校教育で活用できる教材を作成するとともに、学校教育における適切な指導に努めます。

また、学校教育や社会教育の関係者、行政に携わる職員もアイヌ民族の歴史、文化及び現状についての理解を深める必要があります。

このため、アイヌ民族に関する理解を促進するための講習や研修の機会の確保に努めます。

(2) 交流機会の確保

アイヌの人たちについての理解を深め、いわれのない偏見や差別が生じることのないようにするためには、アイヌ文化に親しむ機会の充実を図るとともに、アイヌの人たちとの交流を深め、お互いを尊重することが必要です。

このため、体験機会や相互に交流する機会の確保に努めます。

Ⅶ アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

1 アイヌの人たちに対する配慮及び国や関係機関との連携

アイヌ文化の振興等を図るための施策の推進に当たっては、アイヌの人たちの意見や自発的意思と民族としての誇りを尊重するとともに、広く道民の理解のもとに進めていくことが必要です。

また、市町村、民間及び道民に対しては、この基本計画の趣旨に基づいた取組みが展開されることを期待するものです。

さらに、国との密接な連携に努めることはもとより、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構を有効に活用するとともに、関係研究機関や博物館、北海道ウタリ協会などとの連携を図りながら、この基本計画に基づいた施策を総合的・効果的に推進することとします。

2 人権の尊重

アイヌの人たちが、憲法のもとで平等を保障された国民として、その人権が擁護されなければならないのは当然のことです。しかしながら、アイヌの人たちに対する理解が十分でないことから、依然としていわれのない差別や偏見があると考えられます。

このため、この基本計画に基づく施策を推進することによって、アイヌの伝統等に関する道民の理解を深め、アイヌの人たちの伝統や文化が尊重され、お互いの人権を尊重し合いながら、差別のない社会を作っていくことが大切であり、アイヌの伝統等に関する施策の推進に当たっては、人権擁護機関と密接な連携を図ることとします。

3 生活の向上・安定

アイヌの人たちに関する施策は、アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興やアイヌの人たちについての理解の促進など、アイヌ新法に基づいたアイヌ文化の振興等のための施策と、アイヌの人たちの生活の向上と安定を図る施策が両輪となって推進され、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重されるとともに、地位の向上が図られる社会の実現を目指していかなければならないと考えます。

このため、この基本計画に基づくアイヌ文化の振興等の施策の推進のほか、生活の向上と安定を図るために、現在実施している「第4次北海道ウタリ福祉対策事業」を引き続き推進するとともに、アイヌの人たちの生活実態把握に努めるなどして、今後の施策のあり方を検討することとします。

4 体系的な施策の推進

この基本計画に基づく施策の推進に当たっては、北海道ウタリ福祉対策をはじめ、第3次北海道長期総合計画や北海道教育長期総合計画などの関連施策との整合性を図ることとします。

アイヌ関連施策の主な事業

1 アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第3次）（H28～）

施策体系	事業名	事業内容
○教育の充実	アイヌ高等学校等進学奨励費	経済的理由で進学後修学が困難なアイヌ子弟の教育の振興のための補助(貸付)金（高校・大学）
	アイヌ専修学校等進学奨励費補助金	経済的理由で進学後修学が困難なアイヌ子弟の教育の振興のための補助金（専修・各種学校）
	アイヌ高等学校通学費補助金	遠距離通学のため高額な通学費(月 1 万円以上)の補助金（高校進学奨励費受給者対象）
	アイヌ協会補助金	北海道アイヌ協会が行う各種事業に要する経費の補助金
	アイヌ教育相談員設置費	アイヌの人たちの歴史及び文化に関する教育相談、指導、助言を行う相談員設置費
○雇用の安定	就職奨励事業費補助金	就職に必要な免許取得費用への補助金（北海道アイヌ協会経由）
	アイヌ雇用促進費補助金	求人開拓、職業相談、職場適応指導のため、北海道アイヌ協会が配置する雇用推進員への補助金
	公共職業訓練手当	一定の条件を満たす公共職業訓練を受講者への訓練手当支給
	アイヌ入校対策費	公共職業訓練受講者への、受講支度金又は受講奨励金の支給
	就職支援委託訓練費(機動訓練)	離職者等の再就職促進に向け、機動的職業訓練を行うための委託費
○産業の振興(農林漁業)	アイヌ農林漁業対策事業費	アイヌ農林漁家の経営改善のための生産基盤や経営近代化施設整備支援
○産業の振興(中小企業)	アイヌ中小企業振興特別対策費補助金	民芸品展示・販売会等及び経営改善指導体制の整備費の補助金（北海道アイヌ協会への補助）
	中小企業総合振興資金貸付金	中小企業への融資のため、中小企業総合振興資金の原資を金融機関へ預託するための貸付金
○生活の安定 生活の安定・向上	総合的アイヌ政策推進事業費	新たな道のアイヌ施策推進方策の検討及び、広域的な生活相談員の設置費用
	生活館整備事業費補助金	生活向上のため、市町村が行う生活館の運営に要する経費補助
	生活環境施設改善整備事務費	
	アイヌ協会補助金(再)	北海道アイヌ協会が行う各種事業に要する経費の補助金
○生活の安定 生活環境等の改善	アイヌ住宅改良促進事業費補助金	アイヌの人たちが居住する住宅の新築、改修又は住宅用地取得のための資金貸付け事業（市町村事業）への補助金
	アイヌ協会補助金(再)	北海道アイヌ協会が行う各種事業に要する経費の補助金
○組織活動の充実及び 組織間の連携強化	アイヌ協会補助金(再)	北海道アイヌ協会が行う各種事業に要する経費の補助金
	アイヌ総合センター管理運営費	アイヌの人たちの歴史への認識を深め、文化の伝承・保存のため設置する、道立アイヌ総合センターの管理運営費

2 アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画（H11～）

施策体系	事業名	事業内容
○文化の振興	アイヌ協会補助金(再)	北海道アイヌ協会が行う各種事業に要する経費の補助金
	アイヌ民族文化財団事業費補助金	アイヌ文化の振興等の事業を行うアイヌ民族文化財団の事業に要する経費の補助
	アイヌ総合センター管理運営費(再)	アイヌの人たちの歴史への認識を深め、文化の伝承・保存のため設置する、道立アイヌ総合センターの管理運営費
	アイヌ文化保存対策費	アイヌ文化の保存・伝承を図るため、調査・記録保存及び伝承者の養成等を行います。
○理解の促進	民族共生象徴空間誘客促進・地域連携事業費	民族共生象徴空間の整備に向け、道内外の機運醸成や誘客促進を図るため、国内プロモーションや道内の地域連携体制の検討、海外での道産品PRと連携したアイヌ文化の発信強化などを行います。
	アイヌ協会補助金(再)	北海道アイヌ協会が行う各種事業に要する経費の補助金
	アイヌ民族文化財団事業費補助金(再)	アイヌ文化の振興等の事業を行うアイヌ民族文化財団の事業に要する経費の補助
	アイヌ総合センター管理運営費(再)	アイヌの人たちの歴史への認識を深め、文化の伝承・保存のため、道立アイヌ総合センターの管理運営を行います。
	アイヌ教育相談員設置費(再)	アイヌの人たちの歴史及び文化に関する教育相談、指導、助言を行う相談員設置費
	北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業費	小中学校での総合学習時間において、アイヌ等の歴史・文化教育の充実を図るための事業費

アイヌ政策関連予算の状況

(単位：千円)

施 策 体 系	令和元年度予算額	平成30年度予算額
○ 教育の充実	185,482	197,074
高等学校等進学奨励費補助金	135,087	139,519
高等学校通学費補助金	1,224	1,374
専修学校等進学奨励費補助金	10,842	14,112
アイヌ生活向上振興資金貸付金(アイヌ協会補助金)	36,013	39,753
アイヌ教育相談員設置費	2,316	2,316
○ 雇用の安定	48,046	58,746
就職奨励事業費補助金(アイヌ協会補助金〔再掲〕)	36,013	39,753
アイヌ雇用促進費補助金	1,297	1,293
公共職業訓練手当	5,747	14,367
アイヌ入校対策費	2,289	633
就職支援委託訓練費(機動訓練)	2,700	2,700
○ 産業の振興	265,022	267,319
アイヌ農林漁業対策事業費	233,241	233,241
アイヌ中小企業振興特別対策費補助金	10,930	10,322
中小企業総合振興資金貸付金	21,459	23,148
○ 生活の安定	162,079	165,880
総合的アイヌ政策推進事業費	11,424	—
生活館整備事業費補助金	103,782	115,165
生活環境施設改善整備事務費	510	612
アイヌ協会活動促進費(アイヌ協会補助金〔再掲〕)	36,013	39,753
アイヌ住宅改良事業費補助金	10,350	10,350
○ 組織活動の充実及び組織間の連携強化	48,072	51,702
アイヌ協会活動促進費(アイヌ協会補助金〔再掲〕)	36,013	39,753
アイヌ総合センター管理運営費	12,059	11,949
小 計(再掲除く)	600,662	621,462
文化の振興	360,912	386,506
アイヌ協会活動促進費(アイヌ協会補助金〔再掲〕)	36,013	39,753
アイヌ文化保存対策費	9,731	11,135
アイヌ民族文化財団事業費補助金	303,109	323,669
アイヌ総合センター管理運営費〔再掲〕	12,059	11,949
理解の促進	772,155	810,716
民族共生象徴空間誘客促進・地域連携事業費	416,635	430,580
アイヌ協会活動促進費(アイヌ協会補助金〔再掲〕)	36,013	39,753
アイヌ民族文化財団事業費補助金〔再掲〕	303,109	323,669
アイヌ総合センター管理運営費〔再掲〕	10,956	10,315
アイヌ教育相談員設置費〔再掲〕	2,316	2,316
北海道ふるさと教育・観光教育推進事業	2,023	2,449
合 計(再掲除く)	1,332,160	1,389,268

令和元年度 アイヌ関連施策の概要

〔事業概要〕

●アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上

事業名	アイヌ生活向上推進費（民族共生象徴空間誘客促進・地域連携事業費）			重点	
事業の概要	民族共生象徴空間の整備に向け、道内外の機運醸成や誘客促進を図るため、国内プロモーションや道内の地域連携体制の検討、海外での道産品PRと連携したアイヌ文化の発信強化などを行います。				
	項目	内容		予算額(千円)	
	機運醸成	カウントダウンイベントの開催など		61,861	
		東京オリパラ開会式等でのアイヌ文化発信の取組など		47,026	
	誘客促進	国内外での民族共生象徴空間PRや古式舞踊実演、工芸品展示等のアイヌ文化発信など		193,627	
	【経済部】	観光団体連携強化、海外への情報発信など		114,121	
計			416,635		
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・継（開始年度：平 29～）
			416,635	430,580	担当グループ名（TEL）
	内訳	一般財源	210,147	215,290	アイヌ政策課（24-134） 文化振興課（24-405）
		特定財源	210,147	215,290	
	摘要				

事業名	アイヌ生活向上推進費（総合的アイヌ政策推進事業費）			重点	
事業の概要	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の制定を踏まえ、新たな道のアイヌ施策推進方策を検討するとともに、相談体制のない市町村をカバーする広域的な生活相談員を設置します。				
	項目	内容	予算額(千円)		
	新たな推進方策検討	有識者による検討会議や地域のアイヌの人々との意見交換会の開催など	1,994		
	広域相談員	生活相談員未設置の 40 市町村を対象とした広域相談員2名を設置、制度についての市町村説明会の開催 等	9,430		
	計		11,424		
予算額及び財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・継（開始年度：令元～）
			11,424	－	担当グループ名（TEL）
	内訳	一般財源	11,424	－	アイヌ政策課（24-133）
		特定財源		－	
	摘要				

事業名	アイヌ生活向上推進費（生活館整備事業費補助金）（生活環境施設改善整備事務費）				
事業の概要	アイヌの人たちの生活向上を図るため、市町村が行う生活館の運営に要する経費を補助します。				
	項目		内容		予算額(千円)
	運営費		生活館維持運営等のために必要な経費		103,782
	事務費		指導監督に要する経費		510
	計				104,292
	〔他部との関連（事業名、部課名等）〕				
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・ <u>継</u> （開始年度：昭48～）
			104,292	115,777	担当グループ名（TEL）
	内訳	一般財源	34,855	38,700	アイヌ政策課 （24-137）
		特定財源	69,437	77,077	
	摘要				

事業名	アイヌ生活向上推進費（アイヌ高等学校等進学奨励費）						
事業の概要	アイヌ子弟の教育の振興を図るため、将来社会において有為な人材として活躍が期待されながら経済的理由で進学後修学が困難な者に対し、修学に要する経費を補助（貸付）します。						
	項目		内容		予算額(千円)		
	入学支度金	高校	国公立	(1 人	23,760 円)	1,654	
			私立	(1 人	53,760 円)	810	
		大学	国公・私立	(1 人	37,800 円)	1,002	
		修学資金	高校	国公立	(月額	23,000 円)	34,442
				私立	(月額	43,000 円)	19,076
			大学	国公立	(月額	51,000 円)	2,946
			私立	(月額	82,000 円)	75,157	
	計				135,087		
〔他部との関連（事業名、部課名等）〕							
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・ 継 （開始年度：昭 49～）		
			135,087	139,519	担当グループ名（TEL）		
	内訳	一般財源	64,681	67,762	アイヌ政策課 (24-137)		
		特定財源	70,406	71,757			
	摘要						

事業名	アイヌ生活向上推進費（アイヌ専修学校等進学奨励費補助金）				
事業の概要	アイヌ子弟の教育の振興を図るため、専修学校または各種学校に進学し、将来自己の職業等に活用しようとしながら、経済的理由で進学後修学が困難な者に対し、修学に要する経費を補助します。				
	項目	内容			予算額(千円)
	入学支度金	1 人	23,760 円		499
	修学資金	月額	23,000 円		10,343
	計				10,842
	〔他部との関連（事業名、部課名等）〕				
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・ <u>継</u> （開始年度：昭 54～）
			10,842	14,112	担当グループ名（TEL）
	内訳	一般財源	5,421	7,056	アイヌ政策課 （24-137）
		特定財源	5,421	7,056	
	摘要				

事業名	アイヌ生活向上推進費（アイヌ高等学校通学費補助金）				
事業の概要	アイヌ子弟の教育の振興を図るため、高等学校等進学奨励費の補助を受け、さらに遠距離通学のため高額な通学費(月 1 万円以上)を支出する世帯に対し、通学に必要な経費を補助します。				
	項目		内容		予算額(千円)
	通学交通費		月額 500～7,500 円		1,224
	計				1,224
	〔他部との関連（事業名、部課名等）〕				
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・ <u>継</u> （開始年度：昭 59～）
			1,224	1,374	担当グループ名（TEL）
	内訳	一般財源	1,224	1,374	アイヌ政策課 （24-137）
	摘要				

事業名	アイヌ生活向上推進費（就職奨励事業費補助金）				
事業の概要	アイヌの人たちの生活向上を図るため、北海道アイヌ協会が行う就職に必要な免許取得費用への補助事業に要する経費を補助します。				
	項目	内容	予算額(千円)		
	技術修得費	特殊自動車、船舶操縦及びクレーン運転免許を取得する経費に対する助成	900		
	計		900		
	〔他部との関連（事業名、部課名等）〕				
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・ <u>経</u> （開始年度：昭 49～） 担当グループ名（TEL）
			900	1,000	
	内訳	一般財源	900	1,000	アイヌ政策課 （24-136）
	摘要				

事業名	アイヌ生活向上推進費（アイヌ中小企業振興特別対策費補助金）				
事業の概要	アイヌ中小企業の健全な発展と経営の安定に資するため、北海道アイヌ協会が行う民芸品展示・販売会等及び経営改善指導体制の整備等に要する経費を補助します。 〔他部との関連（事業名、部課名等）〕				
	項目		内容		予算額(千円)
	アイヌ中小企業振興対策事業費補助金		民芸品展示・販売会 4会場（道内、道外） 技術等研修事業 伝統的工芸品産地等での技術取得等研修		6,401 764
	アイヌ中小企業経営改善指導事業費補助金		経営改善指導体制の整備		3,157
	計				10,322
予算額及び財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・継（開始年度：昭 50～）
			10,322	10,903	担当グループ名（TEL）
	内訳	一般財源	10,322	10,903	アイヌ政策課 （24-135）
	摘要				

事業名	アイヌ生活向上推進費（アイヌ雇用促進費補助金）				
事業の概要	アイヌの人たちの雇用機会の拡大と雇用の安定を図るため、北海道アイヌ協会が雇用推進員を配置し、求人開拓、職業相談、職場適応指導を行う事業に要する経費を補助します。				
	項目		内容	予算額(千円)	
	推進員設置費		アイヌ雇用推進員 15人	901	
	推進員活動費		雇用相談事務等に要する経費	396	
	計			1,297	
	〔他部との関連（事業名、部課名等）〕				
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・ <u>継</u> （開始年度：昭 58～） 担当グループ名（TEL）
			1,297	1,293	
	内 訳	一般財源	1,297	1,293	アイヌ政策課 （24-137）
		摘要			

事業名	アイヌ協会活動促進費（アイヌ協会補助金）				
事業の概要	アイヌの人たちの生活向上を図るため、北海道アイヌ協会が行う各種事業に要する経費を補助します。				
	項目	内容	予算額(千円)		
	研修会等開催事業	地区別懇談会、青年女性研修会、相談員研修会の開催	5,969		
	伝統工芸展開催	アイヌ工芸品の制作・伝承技術の向上	2,440		
	組織活動強化事業	会員相互の連携やアイヌ協会の組織強化、正会員団体の組織活動強化	12,767		
	広報啓発活動推進費	各種情報提供によるアイヌへの理解促進	9,474		
	先住民の日記念事業	記念事業実施によるアイヌへの理解促進	1,412		
	就職奨励等事業	免許取得による就労環境の改善等	1,051		
	貸付金事業	生活振興資金貸付金等	2,000		
	計		35,113		
〔他部との関連（事業名、部課名等）〕					
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・継（開始年度：昭 36～）
			35,113	38,753	担当グループ名（TEL）
	内訳	一般財源	35,113	38,753	アイヌ政策課 （24-133）
	摘要				

事業名	アイヌ住宅改良促進事業費補助金				
事業の概要	アイヌの人たちの居住地の環境の整備改善を図るため、アイヌの人たちが自ら居住する住宅の新築、改修又は住宅の用に供する土地の取得のために必要な資金の貸付けを行う市町村に対して補助します。				
	項目		内容		予算額(千円)
	事業費	住宅新築	貸付限度額	7,600 千円	10,350
			償還期間	25 年以内	
		住宅改修	貸付限度額	4,800 千円	
			償還期間	15 年以内	
	宅地取得	貸付限度額	5,900 千円		
		償還期間	25 年以内		
	計				10,350
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・継（開始年度：昭 48～）
			10,350	10,350	担当グループ名（TEL）
	内訳	一般財源	5,175	5,175	アイヌ政策課 （24-137）
		特定財源	5,175	5,175	
	摘要	他部計上（建設部）			

事業名	公共訓練費（公共職業訓練手当）〔経済部〕				
事業の概要	公共職業訓練を受講する者で、一定の条件を満たす者に対して訓練手当を支給します。				
	項目		内容		予算額(千円)
	施設内訓練		支給額 1人1か月平均 119,722 円		5,747
	計				5,747
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・継（開始年度：昭50～）
			5,747	14,367	担当グループ名（TEL）
	内訳	一般財源	2,874	7,184	経済部労働政策局人材育成課 学院調整グループ（26-527）
		特定財源	2,873	7,183	
	摘要				

事業名	公共訓練費（アイヌ入校対策費）〔経済部〕				
事業の概要	公共職業訓練を受講する者に対して、受講支度金又は受講奨励金を支給します。				
	項目		内容		予算額(千円)
	受講奨励金		支給額	月額 23,000 円	1,932
	受講支度金		支給額	1 回 23,760 円	357
	計				2,289
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・ ☒ （開始年度：昭 52～）
			2,289	633	担当グループ名（TEL）
	内訳	一般財源	1,145	317	経済部労働政策局人材育成課 学院調整グループ（26-527）
		特定財源	1,144	316	
	摘要				

事業名	アイヌ農林漁業対策事業費〔農政部〕				
事業の概要	アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な生産基盤や経営近代化施設の整備を支援します。				
	項目		内容		予算額(千円)
	農林業生産基盤整備事業		○区画整理、かんがい排水、農道・林道の新設又は改良等		233,241
	農林漁業経営近代化施設整備事業		○農業用機械・施設、林業用機械・施設、水産物処理加工施設等		
	特認事業		○緊急性、事業効果等からみて本事業で実施することが適当と認められる施設等		
計				233,241	
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度	新・ ☒ （開始年度：平 28～）
			233,241	233,241	担当グループ名（TEL）
	内訳	一般財源	16,236	16,236	農政部農業経営局農業経営課 支援グループ（27-271）
		特定財源	217,005	217,005	
	摘要				

●アイヌ文化の振興

事業名	アイヌ民族文化財団事業費補助金			
事業の概要	アイヌ文化振興法に基づく国の指定を受け、アイヌ文化の振興等の事業を行うアイヌ民族文化財団の事業に要する経費を補助します。			
	項目	内容	予算額(千円)	
	事業費	研究の推進、アイヌ語の振興、アイヌ文化の振興、普及啓発、伝統的生活空間（イオル）の再生	240,750	
	事務費	人件費、事務費	62,359	
	計		303,109	
予算額及び財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			303,109	323,669
			新・継（開始年度：平 9～）	
			担当グループ名（TEL）	
			アイヌ政策課（24-136）	

事業名	アイヌ文化施設管理費（アイヌ総合センター管理運営費）			
事業の概要	アイヌの人たちの歴史に対する認識を深めるとともに、アイヌ文化の伝承及び保存の促進を図るため、道立アイヌ総合センターの管理運営を行います。			
	項目	内容	予算額(千円)	
	管理運営	指定管理者：公益社団法人北海道アイヌ協会	12,059	
	計		12,059	
予算額及び財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			12,059	11,949
			新・継（開始年度：平 3～）	
			担当グループ名（TEL）	
			アイヌ政策課（24-135）	

事業名	文化財保存対策費（アイヌ文化保存対策費）〔教育庁〕			
事業の概要	アイヌ文化の保存・伝承を図るため、調査・記録保存及び伝承者の養成等を行います。			
	項目	内容	予算額(千円)	
	アイヌ民俗文化財調査事業	アイヌ民俗技術に関する調査、金成マツノートの翻訳整理	5,500	
	アイヌ文化財専門職員等研修事業	専門職員等の資質向上を図るための研修会	128	
	アイヌ民俗文化財伝承・活用事業	アイヌ民俗技術伝承講座、アイヌ民俗芸能伝承講座、伝承者養成講座、講座成果発表・展示会	4,103	
	計		9,731	
予算額及び財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			9,731	11,135
			新・継（開始年度：昭 48～）	
			担当グループ名（TEL）	
			教育庁生涯学習推進局	
			文化財・博物館課文化財保護グループ（35-618）	

事業名	教育指導費（アイヌ教育相談員設置費）〔教育庁〕			
事業の概要	アイヌの人たちの歴史及び文化に関する教育相談について指導、助言を行い、アイヌに関する教育の振興に努めます。			
	項目	内容		予算額(千円)
	相談員の設置	アイヌ教育相談員の設置 1 名		2,316
	計			2,316
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			2,316	2,316
	内訳	一般財源	2,316	2,316
	摘要			
			新・ ☒ 継（開始年度：昭 48～）	
			担当グループ名（TEL）	
			教育庁学校教育局 義務教育課義務教育グループ （35-779）	

北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針

(令和元年 10 月 29 日決定)

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針を定める。

記

1 アイヌ施策の目標

- ・ 道においては、これまで教育の充実や雇用の安定など、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策に基づく施策、及びアイヌ語やアイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発など、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成 9 年法律第 52 号）に基づく施策等を推進してきたところである。
- ・ 道としては、この度の法の制定を踏まえ、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図るため、本方針を策定し、地域振興や産業振興などを含め未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進することにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目標とする。

2 北海道が実施すべきアイヌ施策に関する方針

(1) アイヌ施策の実施

- ・ これまで実施してきた生活向上や文化振興施策の推進に引き続き取り組むほか、地域振興や産業振興、観光振興などを含めた総合的なアイヌ施策の推進に努めるとともに、新たな交付金を活用した市町村の施策が円滑に進むよう助言や協力を通じて、本道におけるアイヌ施策の着実な推進に努める。
- ・ 国と連携し、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関する取組に今後とも一層努める。

(2) 差別のない社会の実現に向けた道民理解の促進

- ・ アイヌの人たちに対する差別については、共生社会の実現を目指すアイヌ施策の目標に反するものであり、法第4条においても、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念を定めている。
- ・ 差別の解消に資する施策を推進するため、アイヌの歴史や文化を紹介したパンフレット等の作成・配布やアイヌに関する教育活動の推進などを通じて、アイヌの歴史や文化の魅力について道民の正しい理解を深めるとともに、人権等に関する相談窓口について、市町村等の関係機関を通じた広報を行うなど国の取組に協力する。

(3) 国、地方公共団体及び指定法人等との連携

- ・ アイヌ施策の目標を達成するためには、国及び地方公共団体において、法第5条に定める責務を果たすことが重要であり、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図るため、北海道市長会、北海道町村会とも連携し、新たな交付金制度の十分な周知を図るとともに、市町村との間で情報交換や協議を行うための場を確保し、アイヌの人たちや地域が抱える課題などに対し、必要な助言や協力を行うなど市町村の取組を支援する。
- ・ 法律上の特例措置である漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）による許可についての配慮に関し、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関と緊密な連携の下、アイヌの人たちの視点に立ち、制度の円滑な運用に努める。なお、配慮の内容については、別表1のとおりとする。
- ・ 指定法人（法第20条第1項の規定に基づき国土交通大臣及び文部科学大臣の指定を受けた者をいう。以下同じ。）は、法第21条に定める業務を適切に実施することが求められている。このため、アイヌ施策を推進するに当たっては、国、地方公共団体及び指定法人による情報提供などの密接な連携を図る。

3 その他アイヌ施策の推進のために必要な事項

- ・ アイヌ施策の推進に当たっては、アイヌの人たちの課題やニーズなど、実態等の把握に努めるとともに、国や市町村等との連携の強化を図る。
- ・ 国においては、法の施行状況の検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずるところであり、道は、本方針の施行状況等について検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。なお、その際にはアイヌの人たちの意見を十分踏まえることとする。
- ・ 国のアイヌ政策に係る国連人権関係諸機関による勧告や、諸外国における先住民族政策の状況にも留意する。

別表 1：漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮の内容

項 目 名	漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮
特例の内容	市町村が、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法（以下「儀式等」という。）の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面において採捕する事業（以下「内水面さけ採捕事業」という。）を定めたアイヌ施策推進地域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該内水面さけ採捕事業の実施のため採捕の許可を求められた北海道知事は、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮を行うものとする。
認定の要件	事業の内容が、儀式等の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面において採捕するものであり、かつ、アイヌ文化の保存又は継承、アイヌの伝統等に関する理解の促進又は観光の振興その他の産業の振興に資するものであること。 漁業法及び水産資源保護法に基づき、北海道知事が定める規則等を遵守した事業の実施が見込まれること。

令和元年度アイヌ政策推進交付金交付決定について
(交付決定日 第1回 令和元年9月30日 第2回 令和元年12月24日)

市町村名	交付対象事業	交付決定額 (単位：千円)
札幌市	・札幌駅前通地下歩行空間においてアイヌ古式舞踊披露等のイベントを開催 ・札幌市アイヌ文化交流センターにアイヌ食文化の発信スペースを設置 ・「さっぽろ雪まつり」においてアイヌ文化等を発信 ・アイヌ民工芸品 PR 用の映像コンテンツの制作 ・小中高生を対象としてアイヌ文化を体験するプログラムを提供	99,055
釧路市	・アイヌ文様デザインの作成及び知的財産としての管理 ・アイヌ文化体験及びアイヌアート展示のためのオンネチセの改修（基本設計） ・アイヌ文化ガイド事業を構築し、そのプロモーションを実施 ・WEB、動画等によりアイヌ文化について国内外に発信するプロモーションを実施 ・阿寒湖アイヌコタンやイコロシアターのプロモーションを日本各地において実施 ・冬期観光イベント「氷上フェスティバル」においてアイヌ音楽等を披露 ・釧路市動物園に動物とアイヌ文化との関係を理解するための施設整備（事前調査） ・釧路市立博物館においてアイヌ文化の映像展示コーナーを新設 ・WEB や動画作成を通じ、若手アーティストのプロモーションを実施 ・アイヌ文様デザインのアパレル商品の情報発信と販売促進 ・アイヌの高齢者が保有する文化知見（古式舞踊、工芸、儀式等）を保存・継承	131,611
千歳市	・新千歳空港や道の駅等での千歳アイヌ文化の情報発信 ・アンカレッジ市を訪問し、少数民族との交流計画を協議 ・新千歳空港から千歳市内やウポポイへ接続するアイヌ文化観光ルートの開発 ・千歳川を遡上した鮭のマレク漁などのアイヌ文化観光のプロモーションを実施	46,236
登別市	・アイヌ史跡を紹介する案内看板の設置 ・JR登別駅前に情報発信拠点施設の整備（基本設計） ・ウポポイ経由（登別温泉～ウポポイ～新千歳空港～札幌）の都市間バスの運行 ・アイヌ文様を活用した商品デザインの考案及び商品の販売 ・ニュージーランドを訪問し先住民族と交流 ・JR 登別駅におけるポーターサービスの実施 （スーツケース等の運搬補助及び多言語に対応した観光案内）	41,028
長万部町	・アイヌブランド化のためのホタテ稚貝育成調査	27,590
豊浦町	・礼文華生活館の改修 ・伝統的儀礼の開催場所である礼文華海浜公園の再整備（基本構想）	26,285
白老町	・アイヌ文化の継承のための人材育成（伝統手工芸の担い手等） ・小中学校における、アイヌ文化体験及び地場産品を活用した郷土給食 ・ウポポイ及びアイヌ文化PRのためのプロモーションを実施 ・アイヌ文様ラッピングバスの運行 ・小中学校の継続的な学力向上を目的とした学習支援員の配置 ・JR 白老駅北観光商業ゾーンにおけるイベント実施に必要な備品の購入 ・ウポポイ開業に備えた医療体制の拡充及び多言語化対応	75,405

市町村名	交付対象事業	交付決定額 (単位：千円)
洞爺湖町	・本町生活館の建替えによるアイヌ民族共生拠点施設の整備（基本設計）	20,000
むかわ町	・宮戸集会所の集会機能、ム・ペツ館の拠点機能、汐見生活館の生活館機能を移転したイモッペ生活館(仮称)を整備（実施設計）	16,975
平取町	・アイヌの人々の心の拠り所となる精神文化の拠点（慰霊塔）の整備 ・博物館所蔵資料のうち主な民具を高解像度で撮影し台帳・図録をデータ管理 ・アイヌ工芸体験交流事業（木彫りや織物、レーザー彫刻機など体験メニューを実施） ・観光プロモーション実施のための調査、基本構想等の作成 ・イベントにおいて、木彫り体験等を実施 ・アイヌ文化に触れてもらうきっかけづくりとして、謎解きイベントなどを実施 ・アイヌ文化＋食や温泉といった観光コンテンツを回遊してもらう仕組みを作成 ・2021 年のジャパンハウス（ロンドン）におけるアイヌ文化発信のための準備 ・アイヌ文様ラッピングを施したバスを生活館等を拠点に 2 地区で運行 ・アイヌ工芸家等の育成研修施設（イオル文化交流センター）の整備（基本設計） ・新たなアイヌブランドの開発・製造のためのレーザー彫刻機等の導入 ・アイヌ文化のブランド化推進（商品の試作や、販売のための市場調査） ・21 世紀・アイヌ文化伝承の森プロジェクト（国有林野内での育成状況の調査等） ・フィンランドの少数民族との交流 ・中学生及び平取高校生を対象とした公営塾の運営	116,890
新ひだか町	・アイヌ古式舞踊の映像保存及び伝統音楽音源のデジタル化 ・アイヌ民俗資料館の多機能型交流施設への改築（基本構想） ・生活館の集約化及び改修	55,343
白糠町	・白糠アイヌの伝承拠点等の海外への情報発信 ・小学生の放課後学習サポート及び白糠高校生を対象とした公営塾の運営 ・中学生・高校生を対象とした海外先住民との交流 ・チャシ跡をはじめとする、アイヌの歴史・文化にゆかりがある場所の「アイヌ伝統文化空間」としての整備を追加（基本計画）	39,159
標津町	・標津遺跡群とその周辺の文化財群の総合的な活用を検討するための会議の開催 ・伝統的アイヌ文様刺繍等の文化教室の開催 ・アイヌ文化にまつわる観光ルート構築のための観光動向調査 ・アイヌに関する文化財である「標津番屋屏風」等の高精細レプリカの制作 ・ポー川史跡自然公園の野外案内板の多言語対応 ・ポスターやパンフレットなどのアイヌ文化PR資料の制作 ・アイヌ文様ラッピングバス・ワゴンの運行	37,620
北海道合計		733,197
三重県 松阪市	・「武四郎まつり」でのアイヌ古式舞踊の披露等 ・「松浦武四郎記念館」でのアイヌ文化関連特別展の開催	3,087
全国合計		736,284

新たな推進方策検討会議の進め方

	令和1～2年度		(参考) 平成26年度		考え方	
	開催時期	テーマ	開催時期	テーマ	検討会議での全体議論	各委員による検討
1	R1年度 1月	・検討会議の設置 ・国・道・市町村の取組（法律や推進方策など） ・会議の進め方等の検討	H26年度 7月	・実態調査結果の内容説明 ・現状のアイヌ施策の内容説明 ・会議の進め方等の検討		
2	2月	・現状のアイヌ施策の課題整理 ・新たな対策の必要性の検討 ・推進期間・項目・体系の検討	10月	・現状のアイヌ施策の課題整理 ・次期対策の必要性の検討 ・次期対策の計画期間・項目・体系の検討		
3	R2年度 4月	・次期対策の内容の検討 ・次回実態調査のあり方検討	12月	・次期対策の施策体系期間等の検討 ・次期対策の内容の検討		
4 ～ 7	5月～	・新たな推進方策素案等の内容検討 ・次回実態調査のあり方検討	1月	・報告書案の内容検討		